

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第3回幕別町議会定例会
(令和2年9月2日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第8号 幕別町国民保護計画の変更について
- 日程第4 報告第9号 令和元年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報告第10号 令和元年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第6 報告第11号 令和元年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第12号 令和元年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第13号 令和元年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 報告第14号 令和元年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第10 議案第92号 幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例
- 日程第11 議案第97号 令和2年度幕別町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第98号 令和2年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第99号 令和2年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第100号 令和2年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第101号 令和2年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第102号 財産の取得について（図書館システム）
- 日程第17 議案第105号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第18 認定第1号 令和元年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第19 認定第2号 令和元年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第3号 令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第4号 令和元年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第5号 令和元年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第6号 令和元年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第24 認定第7号 令和元年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第25 認定第8号 令和元年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第26 認定第9号 令和元年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第27 陳情第3号 「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書

会議録

令和2年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年9月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

住 民 福 祉 部 長 細澤正典

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文

会 計 管 理 者 合田利信

忠類総合支所長 川瀬吉治

教 育 部 長 山端広和

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

防 災 環 境 課 長 寺田 治

水 道 課 長 松井公博

図 書 館 長 武田健吾

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟

議事の経過

(令和2年9月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただいまから、令和2年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、14番千葉議員、15番小川議員、16番藤原議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月23日までの22日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月23日までの22日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、「令和元年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
後ほど、ご覧いただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 令和2年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
本年も10月1日に124年目の開町記念日を迎えます。
偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝をささげるものであります。
例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、各団体等から自治功労賞として3名、社会功労賞として9名の方々の推薦をいただいたところであります。

今後は、9月4日に開催されます表彰者選考委員会の答申を経て、表彰者の決定をさせていただく予定といたしております。

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7月31日、国は「令和2年度普通交付税大綱」に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を15兆5,926億円、前年度との比較では3,828億円、2.5%の増と決定いたしました。

本年度の算定にあつては、地方創生の推進として、地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源措置として、新たに「地域社会再生事業費」が設けられたほか、幼児教育・保育の無償化及び会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費等が措置されたところであります。

こうした状況の下、決定されました本町の普通交付税額は55億7,429万6,000円で、前年度との対比では1億5,354万6,000円、2.8%の増となりました。

なお、本年度の決定額と当初予算計上額の比較におきまして、約2,500万円の歳入不足が生じたところでありますが、令和元年度繰越金及び特別交付税などの財源の状況を勘案しながら、今後の財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、5月の降水量不足や6月下旬の日照不足の影響が心配されましたが、極端な高温の日が少なく、また、最低気温が高めに推移し地温が確保されたことから、全ての作物が順調に生育しているところであります。

9月1日現在の主な農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦が、昨年より2日早い7月20日に収穫を始め、8月4日に終えたところであり、10アール当たりの粗原単収は、約10俵と平年並みの収量になる見込みと報告を受けております。

その他、馬鈴しょは2日早く生育し、芋数は少ない傾向ですが1個重は平年以上に大きく、てん菜は4日早く生育し根周も順調に肥大しており、大豆、小豆につきましても2日早く生育しており、着莢数が多く平年をやや上回る見込みであります。

また、飼料用作物の牧草、サイレージ用トウモロコシにつきましても、平年並みに生育しており、良質な粗飼料の確保が期待されるところであります。

いずれの作物におきましても、今後、収穫最盛期を迎えるに当たり、好天に恵まれ、農業者の皆さんの的確な管理により、農作業事故がなく、豊穡の秋を迎えられますことを心から願っております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在の公共工事の発注済額は、16億9,273万円で、発注率にいたしますと73.8%となっております。

現在までのところ、土木関係では、忠類24号線、公親線などの道路整備工事のほか、いなほ公園複合遊具更新工事を、水道関係では、道路整備工事に伴う配水管移設工事のほか、老朽化に伴う配水管布設替工事や札内配水池発電機更新工事を、建築関係では、桂町西団地公営住宅建設工事のほか、白人小学校屋内運動場屋根改修工事などの発注を終えております。

このほか、防災行政無線システム整備工事、校内無線ネットワーク環境整備工事などの発注を終えております。

今後は、橋梁長寿命化修繕工事や配水管布設替工事等の発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定と適時発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線の整備進捗状況について申し上げます。

本年、6月開催の第2回臨時会で工事議決をいただきました、防災行政無線システム整備工事につきましては、無線局の免許申請に必要な、各基地局における電波出力や電信感度などを実測する電波調査を行い、8月27日に北海道総合通信局に免許申請を行ったところであります。

現在、役場庁舎の親局設備や札内、豊岡及び忠類の中継基地局用無線設備並びにラジオ機能付戸別受信機の製造を行っているところであり、来年1月下旬から戸別受信機の配布を行い、試験運用を経

て、来年4月からの本格運用に備えることとしております。

次に、高速情報通信網の整備について申し上げます。

国では、新型コロナウイルス感染症への対応を進める上で、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備を加速化するため、市町村における未整備地域の光ファイバー網の整備を支援すべく、このたび、第2次補正予算により高度無線環境整備推進事業の予算規模を拡充したところであります。

本町における高速情報通信を行う上で必須となる光ファイバーの整備状況は、市街部を中心に進んでおりますが、農村部等の郊外地においては、採算性の面で通信事業者も整備に踏み切れない状況にあります。

しかしながら、農業等一次産業においては、情報通信技術を活用したスマート農業の実践による経営の高度化が求められているところであり、加えて、コロナ渦における教育の確保として、小・中学校のオンライン授業の実施等、高速情報通信の未整備地域の解消は、今後のまちづくりを行う観点からも大変重要であります。

このことから、町として、このたびの国の補助事業を活用し、農村地域を含めた町内全域において、光ファイバーの未整備地域の解消を図るべく、民設民営方式による光ファイバー網の整備について、今会期中に所要の予算を提案する予定であります。

次に、忠類地域のごみ処理について申し上げます。

忠類地域のごみ処理につきましては、南十勝複合事務組合において、広尾町、大樹町及び幕別町で共同処理を行っておりますが、中間処理施設の老朽化に伴い、令和9年度から可燃ごみの処理を十勝圏複合事務組合に移行することで、昨年8月に十勝圏複合事務組合に対し、共同処理参画の要請を行ったところであります。

また、町では、従前から忠類地域におけるごみ処理全般の在り方を検討してきたところであり、町内全てのごみを1か所で処理することで、ごみ処理に係る経費を大幅に軽減できること、ごみの分別区分や収集回数を統一することにより地域間の公平性を確保できることなどの理由から、移行時期を前倒しし、令和4年度から忠類地域の全てのごみをくりりんセンターに移行する方針を定めた「忠類地域ごみ処理移行計画」を策定し、7月1日から31日までパブリックコメントを実施いたしましたが、寄せられた意見はありませんでした。

また、並行して、合わせて8日間11回にわたって地区別に住民説明会を開催し、地域の住民の皆さんに移行に係るメリット・デメリットを含め説明を行ってきたところであります。

今後につきましては、令和4年度からの移行に向け、十勝圏複合事務組合と南十勝複合事務組合に対し、正式な手続を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する対応等について申し上げます。

はじめに、「特別定額給付金」の支給結果について申し上げます。

本町では、オンライン申請による受付を5月7日から、郵送による申請の受付を5月18日から開始し、申請書受理後においては、速やかな支給事務に努めてきたところであります。

これまでの間、広報紙や町ホームページ、SNS等を通じた周知のほか、7月22日現在において未申請であった152世帯には、申請手続の勧奨を郵送で行うとともに、ケアマネージャーや民生委員の皆さんには、高齢者世帯を中心に申請忘れを防ぐための声かけなどにご協力をいただいたところであります。

本町の申請期限は、国の「特別定額給付金給付事業実施要領」の定めにより、郵送申請の受付開始日から3か月後となる8月18日でありましたが、最終的な支給結果につきましては、支給件数が1万2,493世帯、支給金額は26億4,490万円であり、本町の対象世帯数1万2,537世帯に対する支給率は99.6%でありました。

なお、未支給となっている44世帯の内訳は、申請前にお亡くなりになった単身世帯が13世帯、支給辞退の意思表示をされた世帯が8世帯、未申請世帯が23世帯となっております。

次に、「頑張る事業者応援事業」「飲食店・ホテル等緊急支援事業」及び「頑張る事業者応援強化

事業」の支給状況について、8月31日までの累計になりますが、「頑張る事業者応援事業」は、申請書受理件数149件のうち支給済みは146件、4,380万円となっており、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」は、申請書受理件数75件のうち支給済みは75件、750万円となっており、「頑張る事業者応援強化事業」は、申請書受理件数7件のうち支給済みは4件、200万円となっております。

なお、「頑張る事業者応援事業」及び「頑張る事業者応援強化事業」における現時点での未支給分についても、来週10日までに支給する予定となっております。

次に、「スーパープレミアム付商品券発行事業」の最終販売実績についてであります。購入者は3,211人、1万5,000セット全て完売となっており、そのうち8月31日現在で、販売枚数22万5,000枚のうち11万7,541枚、率にして52.2%が換金済みとなっており、2か月間で5,877万500円の経済効果があったところであります。

次に、「町内宿泊施設宿泊費助成事業」であります。8月31日までの累計になりますが、予定宿泊数5,000泊に対し、宿泊実績及び予約受付分を合わせまして、幕別温泉パークホテル悠湯館が188人、199泊、十勝ナウマン温泉ホテルアルコが446人、446泊、十勝幕別温泉グランヴィリオホテルが190人、190泊の合計824人、835泊と、予定宿泊数から見るとまだ余裕がある状況となっております。

このことから、より多くの皆さんにご利用いただけるよう、これまで助成対象者を町民に限定しておりましたが、10月からは十勝管内在住者に範囲を拡大するとともに、情報誌等を活用し、引き続き事業の周知に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について申し上げます。

5月開催の第1回臨時会における補正予算以降、同交付金に係る予算は、「頑張る事業者応援事業」や「小・中学校 ICT 環境整備事業」など30事業に対して4億3,941万5,000円となっており、7月10日に公表されました本町における交付限度額6億4,982万円との差額2億1,040万5,000円について、今後の「新しい生活様式」等への対応に係る事業へ活用すべく、現在、各種事業を精査中であり、交付対象事業、経費、事業実施期間などを記載した同交付金に係る実施計画の国への最終提出期限が今月30日となっておりますことから、本定例会会期中に関連予算を追加提案させていただき予定としております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後とも国や北海道など関係機関と連携を密にし、感染拡大防止の徹底と地域経済の回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第8号、幕別町国民保護計画の変更についてを議題といたします。報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第8号、幕別町国民保護計画の変更についてご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

このたびの報告は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項で、市町村長に作成を義務付けられている「国民の保護に関する計画」の変更に伴い、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、議会に報告するものであります。

幕別町は、北海道国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等において、町民の生命、身体及び財産を保護し、町民生活等に及ぼす被害を最小限に抑えるため、町民の避難や救援措置等を内容として、平成19年3月に国民保護計画を作成し、平成23年5月に一部変更を行ったところであります。

このたび、国の基本指針並びに北海道国民保護計画が見直されたことに伴い、見直し内容を反映さ

せた変更について、幕別町国民保護協議会への諮問・答申の後に、北海道知事との協議を経て、変更したものであります。

議案説明資料をご覧ください。

1 ページから 30 ページまでにわたっておりますので、主な変更箇所をご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

中段の「第2編 平素からの備えや予防」、「第1章 組織・体制の整備等」の「第1 町における組織・体制の整備」についてであります。

町の組織機構の見直しと消防広域化に伴い、平素の業務における担当や所掌事項を改めるものであります。6 ページまでにわたっております。

8 ページをご覧ください。

8 ページの下段「第4 情報収集・提供等の体制整備」であります。

9 ページになります。

2 行目の「2 警報等の伝達に必要な準備」であります。

「(1) 警報の伝達体制の整備」に、防災行政無線や登録制メールなどを活用した迅速な情報提供システムの構築に努め、住民に対する迅速かつ確かな情報伝達体制の整備を図ること、また、緊急情報ネットワークシステム、エムネットや全国瞬時警報システム、J アラートなどの情報発信手段を的確に運用・管理・整備することを追加するものであります。

その下の「3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」であります。

「(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式」に、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報に関する北海道への報告は、原則として消防庁の安否情報システムを用いることを追加するものであります。

10 ページをご覧ください。

中段の「第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」の最下段、隅付き括弧で記載しております「災害時要援護者の避難支援プランについて」であります。

表題を「避難行動要支援者名簿について」に改め、11 ページになります。

6 行目から記載のとおり、避難行動要支援者の避難対策として、災害対策基本法において市町村での名簿の作成が義務付けられたことや、避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報をあらかじめ必要な限度で提供することが求められていることなどを追加するものであります。

12 ページ、下から4行目、「第3編 武力攻撃事態等への対処」の主な変更箇所であります。

14 ページをご覧ください。

14 ページの4行目からは、「第2章 町対策本部の設置等」について記載しております。

15 ページになります。

15 ページの下段は、「(4) 町対策本部事務局の組織」であります。

3 ページにも関連しますが、18 ページまでにわたって、町の組織機構の見直しと消防広域化に伴い、対策本部の担当や所掌事項を改めるものであります。

19 ページをご覧ください。

2 行目の「第4章 警報及び避難の指示等」の「第1 警報の伝達等」の「2 警報の内容の伝達方法」についてであります。

全国瞬時警報システム、J アラートと連携している情報伝達手段により、住民に情報を伝達することなどを明記したものであります。

22 ページをご覧ください。

中段の「4 避難方法」の「弾道ミサイル攻撃の場合」についても同様に、全国瞬時警報システム、J アラートによる情報伝達を明記するものであります。

25 ページをご覧ください。

中段からの「第7章 武力攻撃災害への対処」についてであります。

27 ページをご覧ください。

中段の「第4 NBC 攻撃による災害への対処等」についてであります。

核兵器、生物兵器、化学兵器を用いた NBC 攻撃の場合の「(4) 汚染原因に応じた対応」の「①核攻撃等の場合」に3点目として、町は、避難住民等の避難退域時検査の場所や災害の概要、避難に必要な情報提供に努めること、4点目として、必要に応じて安定ヨウ素剤の予防服用の実施などについて、北海道地域防災計画に準じ行うことを追加するものであります。

以上が主な変更点であります。

その他、文言の修正などを行っております。

また、今回の変更後の計画を別冊としてお配りしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号を終わります。

日程第4、報告第9号、令和元年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第9号、令和元年度幕別町健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率等の健全化判断比率を監査委員の審査に付し、監査委員からの審査意見をつけて議会に報告しようとするものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和2年8月26日付で「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

はじめに「実質赤字比率」についてであります。

算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字でありましたので、算定されておられません。

「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下、7特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字でありましたので、算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」についてであります。

令和元年度は9.2パーセントで、平成30年度の10.4パーセントに比べ1.2ポイント減少し、改善されております。

主な要因は、「比率算定において『分母』となる標準税収入額や普通交付税額の増加」であります。

次に、「将来負担比率」についてであります。

令和元年度は92.2パーセントで、平成30年度の99.0パーセントに比べ6.8ポイント減少し、改善されております。

主な要因は、「地方債残高の減少」や公営企業の地方債償還財源とみなされる「一般会計からの繰入見込額の減少」であります。

算定された実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定める「早期健全化基準」を下回っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 9 号を終わります。

[一括議題、報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 5、報告第 10 号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第 9、報告第 14 号、令和元年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの 5 議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第 10 号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告から報告第 14 号、令和元年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告までを一括してご説明申し上げます。

議案書の 3 ページから 7 ページまでにわたっております。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、公営企業の会計ごとに、本町においては、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、農業集落排水特別会計と水道事業会計の 5 つの会計であります。この 5 つの会計の資金不足比率を監査委員の審査に付し、監査委員からの意見をつけて議会に報告しようとするものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和 2 年 8 月 26 日付で、5 つの会計のいずれにおいても「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

5 つの会計の「資金不足比率」につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、5 議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 10 号から報告第 14 号までを終わります。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 10、議案第 92 号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 92 号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 8 ページをお開きください。

本年 5 月 15 日に開催された第 1 回町議会臨時会において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「4 つの緊急経済対策」の一つとして、「新型コロナウイルス感染症関連融資円滑化事業」を予算化し、事業を実施しているところであります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた中小企業者で、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証の認定を受けて、特別利子補給制度等により借入れ後 3 年間の実質無利子の対象となる融資を受けたものに対して、4 年目からの利息の全額を補助する支援策であります。

国の第 2 次補正予算後に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業に「利子補給事業又は信用保証料補助事業」の財源とする基金については、令和 7 年度末までに廃止するなど、一定の要件を満たす場合に限り、基金への積立てを交付対象とすることとされましたことから、新型コロナウイルス感染症関連融資に対する利子補給の財源に充当するため、基金を設置しようとするも

のであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1条は、新型コロナウイルス感染症関連融資に対する利子補給の資金に充てるため、「幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金」を設置すると定めるものであります。

第2条は、基金の積立額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額に基づき、一般会計歳入歳出予算で定めるとするものであります。

第3条は基金の管理を、第4条は運用益金の処理を、第5条は処分を、第6条は委任規定を定めております。

附則についてであります。

第1項は、本条例の施行期日を交付の日からとするものであります。

第2項は、令和8年3月31日をもって失効すると定めるものであります。

本条例制定に係る積立金の歳出予算につきましては、本定例会の会期中に必要な補正予算案を提出する予定であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第11、議案第97号から日程第17、議案第105号までの7議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第97号から日程第17、議案第105号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第11、議案第97号、令和2年度幕別町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第97号、令和2年度幕別町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,530万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ194億5,426万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目一般財産管理費 27 万 7,000 円の追加であります。

12 節は、忠類協徳にあります町有地の一部について、民間事業者から購入の意向が示されましたことから、土地を分筆する費用を追加するものであります。

16 節は、高規格幹線道路帯広尾自動車道の忠類インターチェンジを降りて、国道 236 号線までの沿道の良い景観を形成し、町有地と一体的に効率的な土地利用を図るため、隣接する 753.2 平方メートルの土地を財務省から購入するものであります。

17 目諸費 16 万 9,000 円の追加であります。

功労者表彰対象者が当初予算で計上している予定数を超える見込みとなりましたことから、所要の費用を追加するものであります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 246 万 4,000 円の追加であります。

国民が、国外へ転出後も「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用して、マイナンバーカードと電子証明書の利用を実現するため、昨年、住民基本台帳法等が改正されました。

このため、全国の市区町村を専用回線で結んだ住民基本台帳ネットワークシステムに戸籍附票システムを連携させるために必要となる住基システムの改修費用を追加するものであります。

6 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費 65 万 3,000 円の追加であります。

障害者自立支援給付事業、自立支援医療費給付事業、障害者地域生活支援事業のいずれも、前年度事業の精算に伴い、国あるいは北海道への還付金を追加するものであります。

6 目老人福祉費 2,000 円の追加であります。

介護保険特別会計繰出金に特定財源として充当している北海道の負担金に係る前年度分の精算還付金であります。

8 目介護支援費 14 万 8,000 円の追加であります。

地域包括支援センターにおいて新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、アルコール消毒液やマスク等を購入するものであります。

7 ページになります。

2 項児童福祉費、3 目施設型・地域型保育施設費 537 万 4,000 円の追加であります。

町立保育所運営事業は、町立保育所 3 か所における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、アルコール消毒液等の消耗品や、現在、保護者が自宅に持ち帰って処分している児童の使用済紙おむつを、今後は保育所で処分するために必要となる大型のごみ箱、さらには屋外活動に使用する管理用備品等を購入するものであります。

町立保育所維持管理事業は、中央保育所の煙突補修の修繕料と札内さかえ保育所の食洗器の設置にかかる電源設備工事費を追加するものであります。

私立保育所運営事業は、町内 3 つの私立保育所に対し、感染拡大防止のための消耗品や管理用備品を購入するための費用を補助するものであります。

4 目へき地保育所費 301 万 4,000 円の追加、7 目子育て支援センター費 89 万 4,000 円の追加であります。

いずれも新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、アルコール消毒液等の消耗品や屋外活動に使用する管理用備品等を購入するものであります。

8 ページであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目診療所費 48 万 8,000 円の追加であります。

忠類診療所の床暖房ボイラーと内視鏡洗浄機、忠類歯科診療所のポータブルレントゲンの修理に要する費用を追加するものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 1 億 723 万 4,000 円の追加であります。

畑作構造転換事業は、持続可能な畑作産地への構造転換を図るため、生産性向上に資する新技術の導入、輪作体系の適正化に向けた作付体系の改善、種子用馬鈴しょの生産力向上の取組への支援として、幕別町農業協同組合、札内農業協同組合とＪＡ忠類畑作協議会に対する国からの間接補助金であります。

強い農業・担い手づくり総合支援事業は、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、農業者が経営基盤を確立し、さらに発展するために必要な農業用機械・施設の導入への支援として、

１ 経営体に対する国からの間接補助金であります。

９ ページになります。

４ 目農業施設管理費 33 万 9,000 円の追加であります。

ふるさと味覚工房に設置する調理器具の修繕料を追加するものであります。

８ 款土木費、２ 項道路橋梁費、２ 目道路維持補修費 1,300 万円の追加であります。

道路施設維持事業は、街路樹の剪定工事等を、道路施設補修事業は、車道及び歩道の補修工事を追加するものであります。

３ 項都市計画費、２ 目都市環境管理費 124 万 5,000 円の追加であります。

２ 款総務費でご説明いたしました忠類インターチェンジを降りた沿道に隣接する財務省の土地の購入後に予定している樹木の伐採費用と、スマイルパークの樹木の伐採と園路の補修に要する費用が必要となったことから、今後の予算に不足が見込まれ、追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

４ ページまでお戻りください。

16 款国庫支出金、２ 項国庫補助金、１ 目総務費補助金 246 万 4,000 円の追加であります。

住基システムの改修に係る国庫補助金であります。

２ 目民生費補助金 518 万 8,000 円の追加であります。

細節１は、子育て支援センターの、細節５は、町立保育所や私立保育所、へき地保育所の感染防止対策用消耗品等の整備に対して、国が１施設あたり 50 万円を上限として補助するものであります。

17 款道支出金、２ 項道補助金、２ 目民生費補助金 364 万 8,000 円の追加であります。

介護サービス事業所や児童福祉施設での感染防止対策のための消耗品や備品の購入に対して、都道府県が実施主体となり１施設あたり一定額を支援するもので、本町においては、地域包括支援センターに 14 万 8,000 円、町立保育所や私立保育所、へき地保育所に対して 350 万円が交付されるものであります。

４ 目農林業費補助金 1 億 723 万 4,000 円の追加であります。

細節８は、畑作構造転換事業道補助金、細節９は、強い農業・担い手づくり総合支援事業道補助金であります。

21 款、１ 項、１ 目繰越金 1,676 万 7,000 円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[一括議題、議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第12、議案第98号、令和2年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）から日程第15、議案第101号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第98号、令和2年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）から議案第101号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）までを一括してご説明申し上げます。

議案第98号、令和2年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,423万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ27億4,387万6,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金4,423万3,000円の追加であります。

前年度の介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

9款1項1目繰越金4,423万3,000円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

議案第99号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ972万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億5,109万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

10ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費972万4,000円の追加であります。

令和元年度の決算確定に伴う消費税及び地方消費税の確定申告と、令和2年度の間接申告に伴う消費税の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

4款1項1目繰越金972万4,000円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

議案第100号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ940万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9億7,246万5,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、12ページ、13ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

15ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費940万9,000円の追加であります。

令和元年度の決算確定に伴う消費税及び地方消費税の確定申告と、令和２年度の間申申告に伴う消費税の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目繰越金 940 万 9,000 円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

議案第 101 号、令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

16 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 356 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 1,130 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、17 ページ、18 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

20 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 356 万円の追加であります。

令和元年度の決算確定に伴う消費税及び地方消費税の確定申告と、令和 2 年度の間申申告に伴う消費税の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

19 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目繰越金 356 万円の追加であります。

以上で、4 つの特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 水道事業会計、公共下水道、それから個別の排水の事業、それぞれに今回消費税の確定に伴う、あるいは中間申告に伴う予算の提案でありました。

これは令和元年の確定の分と、それから今年の分の中間と、2 つの分が合算されて、それぞれの会計に提案されているのだと思うのですが、それをきちっと分けてご説明いただけないかということと、もう一つは、令和元年でも中間でお支払いをされていると思うのですよね。それで、総額は幾らになるのかお示してください。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（松井公博） はじめに、消費税の各会計におきます令和元年度と令和 2 年度の関係でございますが、まず簡易水道特別会計からご説明を申し上げます。

簡易水道特別会計につきましては、令和元年度の納付額が 795 万 6,000 円でございます。これが確定額でございますが、昨年度の納付済額、申告済みであります。225 万 1,900 円、これを差し引きました令和元年度の確定申告分 570 万 4,200 円と、地方消費税を除きます令和元年度の確定消費税額を基に算定をしました今年度の中間申告分 401 万 9,400 円、これを合わせました 972 万 4,000 円、これが今回の補正額となっております。

次に、公共下水道特別会計になりますけれども、令和元年度の納付額、これが 1,778 万 6,700 円になります。これから昨年度、12 月と 3 月になりますけれども、それと今年度の 6 月に納付済みの中間申告額 1,733 万 2,500 円、これを差し引きました令和元年度の確定申告分 45 万 4,200 円、これと地方消費税を除きます令和元年度の確定消費税額を基に算定をしました今年度の中間申告分 895 万 5,200 円、これを合わせました 940 万 9,000 円を補正するものでございます。

次に、個別排水処理特別会計のほうになりますけれども、令和元年度の確定申告分としまして 236 万 1,800 円、これと地方消費税を除きます令和元年度の確定申告額を基に算定をしました今年度の中

間申告分 119 万 7,400 円を合わせました 356 万円を補正するものとなっております。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（松井公博） 失礼いたしました。令和元年度の間申申告額の総額でございますけれども、まず簡易水道特別会計になります。令和元年度の間申申告額につきましては、総額で 602 万 9,100 円ということになります。

次に、公共下水道特別会計のほうの令和元年度分の間申申告額でございますが、合計額で 1,343 万 2,800 円になります。

続きまして、個別排水処理事業特別会計になりますけれども、令和元年度分の間申申告額の総額につきましては、119 万 7,400 円になります。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 特別会計でありますから、事業会計でありますから、消費税がそこに加算されていくというのは、これは消費税法の中で決められていることでもありますから、当然の負担だというふうには思います。そして、幕別町は内税として徴収されておりますので、その分については出し入れあるのでしょうか、個人負担も含めて最終的な支払いがこういうふうになっているのだというふうに思います。

ただ、自分が疑問に思いましたのは、特別会計、事業会計、それぞれ 4 月から翌 3 月を年度として事業をされていく、決算もその 4 月から 3 月で出されるということなのですから、こういった税の仕組みと中間で支払うというようなことを考えていくと、今回もそうなのですから、令和元年とそれから 2 年の分が合算されて出てくるということになりますと、例えば令和元年であれば元年に、総額として課税される金額というのと、実際に決算に出てくる金額と違ってくるのではないかというふうに思ったのですよね。なかなか判断が難しいなということを思ったものですから、これは税の仕組み上、致し方のないことなのだと思うのですけれども、もう少しその辺のご説明いただければというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（松井公博） はじめに、消費税の確定申告、それから納付期限ということでございますけれども、特別会計におきましては課税期間となります 4 月 1 日から 3 月 31 日、末日となりますこの 3 月 31 日の翌日から 6 か月以内と納期限が規定されておりますので、9 月 30 日までが期限となっております。

まず、確定申告、それから中間申告の関係でございますが、確定申告につきましては、課税期間が終了しまして、ただいま申し上げました 3 月 31 日の翌日から 6 か月以内ということでございますので、9 月 30 日までに確定申告をするということになります。

それから、中間申告の関係でございますが、中間申告につきましては、消費税法の中で直前の課税期間の地方消費税を除く消費税確定額で算出をするということになっておりますので、今回の補正でいきますと、令和元年度の確定申告額が、確定消費税額が確定した段階で令和 2 年度分の間申申告額というものが決定されるというような内容になっております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） なかなか難しいですね。

これから決算審査、この会期中に行わせていただくのですけれども、特別会計も提案されております、そのときの、要するに会計の処理、提案されている中身というのは、要するに、例えばこの一つの水道会計を見れば、令和元年度分とそれ以前の平成 30 年度分のものが最終的には確定申告によって決定し、提案されている、つまり 2 年度分が、期間としては 4 月から翌 3 月なのですから、金額、数字としては、税を納めた中身としては、2 年の分がまたがって入っているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 先ほど申し上げたように、確定申告を基に中間申告が必要な場合はその算定がなされますので、今回も個別排水は中間申告が1回で終わりますので、3月末までの分として計上しております。

税額によっては3回必要なものがございます。国税分が480万円を超えた場合は3回必要になるのですが、その場合におきましては、消費税法の関係で12月末まで、3月末まで、そして翌年度6月30日までということになっておりますので、当該年度におきましては、前年度3回必要な場合にあっては、昨年度の中間申告の6月分が1回、それと確定申告分が1回と、今年度の中間申告がまた3回必要であれば、今後、12月末までと3月末での2回分と、そのような消費税の支払いが必要となるというものであります。ということで、昨年の中間申告分が1回と、今年度の確定申告分が1回、それと中間申告分が2回というような具合で、内訳としてはそのような内訳になっているというものです。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第98号、令和2年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第99号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第100号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第101号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

〔議案審議〕

○議長（寺林俊幸） 日程第16、議案第102号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第102号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の14ページをお開きください。

「1 財産の名称及び数量」は、図書館システム一式であります。

議案説明資料の37ページをお開きください。

議案説明資料では、図書館システム購入に係るシステム構成を記載しております。

図書館システムは、分館を含む図書館3館と移動図書館車、中学校5校の蔵書情報や貸出・返却などの利用情報を管理する蔵書管理システムとインターネットでの図書の予約や図書館事業などの情報を掲載するホームページを管理するウェブシステムにより構成されております。

現在のシステムは、平成25年度に導入し、翌26年4月から運用しておりますが、導入から7年が経過し、現在の情報通信環境に即した機器の更新が必要なことから、表の上段の「更新機器」に記載しております「サーバ類」から「その他」までのハードウェアを更新しようとするものであります。

表の下段の「貸出返却システム」から38ページの「学校図書館システム」までの「継続使用システム」は、二次元カラーコードのカメレオンコードを活用し、従来の図書分類法に捉われない蔵書管理や本棚構成を可能にする蔵書管理システム、ソフトウェアであります。

本システムとウェブシステムを連動させることにより、インターネット上でも、検索性や視認性を充実させたホームページの制作・提供が可能となるものであります。

引き続き現行の図書館システムの下で図書サービスを提供するため、ハードウェアの更新と併せ、ソフトウェアについても新たな情報通信環境に適合する機能調整やカスタマイズを行うとともに、蔵書やホームページのデータ等を移行しようとするものであります。

議案書14ページにお戻りください。

「2 取得の方法」は、随意契約であります。

カメレオンコードを活用した蔵書管理とインターネットとを連動させた図書サービスを提供できるシステムは、他の公共図書館においても、現行システムを導入した業者のほかに導入実績がないことに加え、現在のシステム環境をベースとし、図書館業務に支障のない短期間でのシステム更新が見込めること、また、ソフトウェアを継続使用することにより、更新・移行に係る経費の抑制を図るという観点に立ち、競争入札に付することが不利と認められることから、現行システムを納入し、保守管理を委託しているケープレックス・インクを相手方とする随意契約によることとしたものであります。

「3 取得金額」は、2,762万8,700円であります。

今回の財産の取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされており、町は、使用機器やシステムの選定、契約の相手方、取得金額を決定し、それを基に同組合と契約の相手方が売買契約の締結を行い、町への物品の納入、同組合から納入業者への購入代金の支払いが行われ、その後に町が元利償還金を同組合に支払うものであります。

償還は、来年9月から令和7年3月までであります。

借入利率は0.1%で、この間の利子総額は6万1,022円であります。

「4 取得の相手方」は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫氏であります。

「5 北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方」は、東京都新宿区内藤町1の11内藤町ビルディング7階、ケープレックス・インク代表取締役、及川一成氏であります。

取得する財産の納期限は、令和3年3月17日までとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 105 号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 105 号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加で議案提出いたしました議案書と議案説明資料をご覧ください。

本議案は、議会の議決事件を定めております地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号、「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。」に当たりますことから、議会の議決をいただき、損害賠償の額を定めようとするものであります。

議案書 1 ページをご覧ください。

本議案は、昨年 7 月、公務中に発生した公用車運転中の事故に伴い、損害賠償責任が生じたことによるものであります。

「1 理由」であります。

議案説明資料の位置図も合わせてご覧ください。

令和元年 7 月 19 日午前 10 時頃、幕別町札内春日町 89 番地の町道札内鉄道南沿線通において、町職員が運転する公用車が西方向、札内市街方向へ走行中、2 台前方の大型車両が左折するのを待つために直前の車両が停止していたにも関わらず、前方不注意により気づくのが遅れ、車両後部に追突したものであります。

追突により、相手方車両の後部が破損したことに加え、相手方が当日、病院を受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫」と診断を受け、その後、本年 3 月までリハビリ等の治療を要する状況に至らしめたものであります。

相手方には、職員の業務上の不注意から身体と財産に損害を被らせてしまい、ご本人はもとより、ご家族の皆さまに対しまして、精神的・肉体的苦痛を長期間にわたって与えてしまいましたことは、誠に申し訳なく、心からおわびを申し上げます。

このたびの事故における過失は、全面的に町側に存するものであります。

損害賠償につきましては、町が加入しております全国自治協会自動車損害共済を通じ、選任された弁護士と相手方との間で事故発生後から話し合いが進められ、本年 3 月をもって治療を終え、この間に生じた損害賠償について相手方の同意を得られましたことから、損害賠償の額を定めるものであります。

次に、「2 損害賠償額」であります。

総額 347 万 4,031 円で、内訳は議案書に記載のとおりであります。その算定内容につきましては、議案説明資料でご説明いたします。

右側の表をご覧ください。

損害賠償は、事故が発生した令和元年 7 月 19 日から相手方の治療が終了した令和 2 年 3 月 31 日までを対象期間とし、この間の損害項目についてそれぞれ定めております。

「1 治療費」は、82 万 8,892 円であります。

医療機関及び整骨院での治療に要した費用で、第三者行為でありますことから医療保険は適用とならず、治療延べ日数 141 日に係る総医療費であります。

「2 通院費」は、3 万 1,980 円であります。

治療のために自家用車での通院に要した費用で、病院に 20 日、整骨院に 121 日の通院延べ日数 141 日の実移動距離に対し、1 キロメートル当たり 15 円で積算しております。

「3 休業損害」は、90 万 8,900 円であります。

相手方が当該事故により体調が優れず、家事等に支障を来す状態となりましたことから、主婦としての休業損害を賠償するもので、期間は、昨年の 7 月 19 日から本年 3 月 31 日までの 257 日であります。

損害額の算定に当たっては、厚生労働省が賃金センサスを基に公表している「主婦」として換算された平均賃金年収 382 万 6,300 円を根拠に過去の判例等を参考にして、7 月 19 日から 8 月 30 日までの 43 日間は、平均賃金年収 382 万 6,300 円を日割りした額の 100%を算定し、45 万 769 円とし、8 月 31 日から医師が「就労可能」と診断した 12 月 10 日までの 102 日間は、回復状況を勘案して、期間を 4 分割して、算定率を 75%、50%、25%、10%と漸減し、12 月 11 日から治療が終了した 3 月 31 日までの 112 日間については、3%を算定し、総額 90 万 8,900 円と算定されたものであります。

「4 慰謝料」は、105 万円であります。

当該事故に伴う精神的苦痛を金銭に換算したもので、今回は通院治療に要した期間に応じて算定される「通院慰謝料」であります。

治療のための通院に係る慰謝料を賠償するもので、対象期間は、休業損害同様、昨年の 7 月 19 日から本年 3 月 31 日までの 8 か月と 12 日であります。

額の算定に当たっては、訴訟において弁護士が引用する算定基準であります「民事交通事故訴訟の損害賠償額算定基準」に基づき算定されたものであります。

「5 事故証明書料」は、540 円であります。

全国自治協会自動車損害共済への保険金の請求手続に必要な事故証明書の交付に要した費用であります。

「6 車両修理費」は、51 万 79 円であります。

リアバンパー及びマフラー取替え、塗装等、車両修理に要した費用であります。が、車両の残存価格が 33 万 1,000 円でありますことから、差額の 17 万 9,079 円は、保険会社からの支払いとは別に、町が支払うとしたものであります。

「7 レンタカー代」は、14 万 3,640 円であります。

車両修理に伴い代車が必要となった 7 月 19 日から 8 月 25 日までの 38 日分であります。

以上の損害賠償額の合計は、347 万 4,031 円であります。

議案書の 1 ページをご覧ください。

「3 損害賠償の相手方」は、町内在住の女性であります。

このたびの事故は、公用車を運転する町職員の一瞬の不注意が原因で引き起こした事故であり、事故後の治療が 8 か月もの長期に及び、また最終的な解決まで 1 年以上の期間を要することとなりましたことに対しまして、相手方に心から深くおわび申し上げます。

加えて、町民の皆さまの信頼を大きく損なう結果を招いてしまいましたことに対しまして、重ねて心からおわびを申し上げます。

業務遂行上の過失に起因する事故でありますことから、車両修理費の一部を除いて、全国自治協会自動車損害共済の保険給付の対象になるものであります。が、安全運転を励行していれば起こり得なかった事故であり、引き起こした結果の重大さを重く受け止め、責任を痛感いたしております。

事故を引き起こした 20 代の係員の職員に対しては、負傷した相手方の治療が終了したのを確認し、本町の「職員の交通違反等に関する処分の基準」に基づき、本年 7 月 1 日付で減給 10 パーセント、3 か月の懲戒処分を行い、今後、同様な事故を起こすことがないよう、公私の別なく、交通法規を遵守し、安全運転を励行するよう、厳しく指導したところであります。

交通事故のない安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は、私たちの切実な願いであります。

町職員はそうした社会の実現に向けて先頭に立ち、模範となることが使命であると考えております。

が、今回の事故は、町に対する信頼を失墜させる重大な事故であり、誠に申し訳なく、深く反省しております。

今後は、今回の事故の重大さを真摯に受け止め、このような事故を二度と起こさぬよう、町を挙げて交通事故防止に取り組むとともに、職員一人ひとりが常に細心の注意を払いながら安全運転の励行に努めてまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

千葉議員。

○14 番（千葉幹雄） 若干質疑をさせていただきたいというふうに思います。

ただいまの説明でありました。交通事故ということで、これは先般も死亡事故がありましたけれども、いつの時代でも誰でもあつてはならないことだというふうに、まず認識をしているところであります。

ただいま、副町長から説明がありました。修理代の一部を除きというお話でありました。ここにも書いてありますけれども、全国自治協会自動車損害共済保険金から損害賠償の、全額ではないのでしようけれども、一部を除き補償されるという内容でありました。

それで、町の負担、一部ということですが、どの程度になるのか、もし町の負担が出るとすれば幾らぐらいになるのか。

それと、もう一点、通常民間でありますと、企業、個人も含めてそうですけれども、事故の頻度というのでしょうか、料率が事故によって掛金がどんどん割引されていって、最後は二十何等級くらいまであるのですけれども、この共済保険のシステム、私はよく分からないのですが、この事故を起こすことによって、来年度からの町としての保険料、掛金、影響が出るものなのか出ないものなのか、まずそこからお聞きしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず、車両修理費の一部、町の負担額についてですが、額につきましては、17 万 9,079 円であります。修理費用から保険の対象となった、差し引いた額でございます。

それから、2 点目の保険料、いわゆる掛金なのですけれども、今回保険金が支給されましたけれども、来年度以降の保険料については変更がないと、変わらないということで確認をいたしております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員。

○14 番（千葉幹雄） 変わらないということですから、幸いだと言えば幸いだというふうに思うのですけれども、逆に言えば、どういう状態になれば掛金が変わってくるのか、その辺をちょっと、今回は金額ですとか、事故の回数だとか、いろいろあるのだらうと思うのですけれども、分かれば示していただきたい。

それと、予算、決算書見れば分かるのでしょうかけれども、現在、町有の車両、全車両、台数、そしてその保険金の掛金、分かればお示しをいただきたい。

分かればいいよ。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず、1 点目の掛金につきましては、基本的に全国自治協会の自動車損害共済事業、こちらのほうの事業を活用しているのですが、例えば幾ら以上保険金が支払われたか、そういったことによらず、掛金の増額は基本的にないというふうにいわれております。

それから、全公用車ですね。ちょっと正確な台数、そうですね。一般会計でいわゆる総務課のほうで庁用車両として管理しているものは 20 台、それから各担当課のほうで管理している車両もあるものですから、ちょっと正確な台数はお示しできないのですけれども、実際の保険料相当の総額についても、20 台で約 120 万円です。その他担当課で管理している部分は、今ちょっとすぐ数字は出てきません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員。

○14 番（千葉幹雄） 私の記憶によりますと、町有車両、恐らく七、八十台はあるのだと思うのです。全体で、全部でね。それはそれでいいのですけれども、ただ、いずれにしても今般事故が起きて、担当する職員には懲戒処分をしたということでございますからね。それでいいとか悪いとかという問題ではないのですけれども、やはりかなりの台数が毎日走っているわけですから、今後とも、今まで以上に職員に対して注意喚起をする、こういったことが大事だろうというふうに、口で言うばかりではなくて、職員自身もそういう気持ちを持たないと、一方的に上から言うだけではだめだというふうに思うのですよね。ですから、何らかのいろんな機会を捉えて、やっぱりそういう安全運転の啓蒙というのでしょうか、職員に対するそういう啓蒙、これは大事だと思いますので、間断なくそういったことを意を用いていただきたいと、これは強く要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会設置、付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 18、認定第 1 号、令和元年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 26、認定第 9 号、令和元年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第 5 条及び第 7 条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く 17 人の委員で構成する令和元年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く 17 人の委員で構成する令和元年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 27、陳情第 3 号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 3 号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明９月３日から９月７日までの５日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、９月３日から９月７日までの５日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は９月８日午前１０時からであります。

11：42 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第3回幕別町議会定例会
(令和2年9月8日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
17 東口隆弘 18 中橋友子 1 石川康弘
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（6人）

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年9月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

住 民 福 祉 部 長 細澤正典

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文

会 計 管 理 者 合田利信

忠類総合支所長 川瀬吉治

札 内 支 所 長 原田雅則

教 育 部 長 山端広和

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

住 民 生 活 課 長 谷口英将

福 祉 課 長 檜木良美

保 健 課 長 金田一宏美

商 工 観 光 課 長 西嶋 慎

保 健 福 祉 課 長 林 隆則

学 校 教 育 課 長 宮田 哲

生 涯 学 習 課 長 石田晋一

図 書 館 長 武田健吾

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 17 東口隆弘 18 中橋友子 1 石川康弘

議事の経過

(令和2年9月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番東口議員、18番中橋議員、1番石川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

町長から、令和2年度幕別町功労者の報告についてが議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

後ほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目、テレワーク（町内事業者及び都会から地方へ）についてであります。

国が成長戦略の一環として推進してきたテレワーク（リモートワーク、「離れたところで働く」の造語）は、中国発の新型コロナウイルスの感染拡大を機に普及が進んできております。

また、内閣府が実施した「農山漁村に関する世論調査」では、若い世代の田園回帰の意識の高まりが表れ、都市住民の農山漁村地域への定住願望の有無では、少し古いデータになりますが、2005年に比べて2014年度の調査では、30代は16.9%から32.7%へ、40代は15.9%から35.1%へと伸びております。しかし、移住を実現した人は少ない状況にあります。

北見市では、中心市街地の空き店舗を市が整備し、交流人口の増加と首都圏の「ひと」と「しごと」の誘引による地域活性化を目指すことを目的に「サテライトオフィス北見」を国の地方創生関連事業として2017年6月にオープンし、子育て中の方など若い世代の利用も進んでおります。北海道は、きれいな空気、豊かな自然環境を満喫できるとともに、メリットとしては本州で悩まされるスギ・ヒノキの花粉症を避けられる避粉地にもなり得ます。また、上士幌町ではシェアオフィス、更別村ではサテライトオフィスが整備されたところであります。上士幌町では、農村地区における光回線の整備を

行い、現在、5G 時代に沿った、より快適なネット環境の整備を進めており、テレワークと休暇を組み合わせた「ワーケーション」（「労働と休暇」の造語）に力を入れております。

政府の地方創生戦略では地方定住促進が中心でありましたが、最近では「関係人口の創出」を盛んに提唱しております。定住、移住の枠にとどまらず、2 地域居住という関係人口の創出についても今後考えていく必要があると考えまして、以下お伺いします。

①町内事業者のテレワークについて、現状と見解は。

②都会から本町へ、テレワークの受皿づくりは。

2 点目、過疎法の特例が除外された場合における影響についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）の現行法が来年 3 月末に失効いたします。本町では、合併した旧忠類村が一部過疎として特例の指定を受けており、過疎対策事業債（過疎債）適用の優遇がありますが、新制度により特例が除外されるおそれがあるとの報道がなされました。新制度についての動向、特例除外による影響、見解についてお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「テレワークについて（町内事業者及び都会から地方へ）」であります。

テレワークとは、「tele＝離れたところで」と「work＝働く」を合わせた造語で、一般的には、所属オフィスから離れたところにながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも所属オフィス内で勤務しているような作業環境にある勤務形態のことであり、具体的には「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」といった形態があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業では「時差出勤」や「在宅勤務」を余儀なくされ、働き方が大きく変化した企業もあり、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、「3 つの密」を避けるなど、感染の危険性を減らすことが重要でありますことから、在宅での勤務が可能となるテレワークは、人と人との接触機会を減らす観点から、その有効な対策の一つと考えられます。

国は、平成 25 年に、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進めるため、「世界最先端 IT 国家創造宣言」を閣議決定し、その後、平成 29 年に見直しが行われたところであります。

具体的な内容につきましては、令和 2 年を目標年とし、「テレワーク導入企業を平成 24 年度比で 3 倍」「雇用者のうち、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成 28 年度比で倍増」とすべく、働く者にとって効果的なテレワークを推進するとしております。

また、北海道においては、令和元年度から北海道型ワーケーションの導入検討と実証事業を実施し、ホームページにおいて北海道内のサテライトオフィス・テレワーク拠点ガイドマップを掲載するなど、道外の企業向けにオフィスの分散化等の提案を行っているところであり、さらには、ホテルや宿泊施設において、休暇を楽しみながらテレワークをする「ワーケーション」に特化したプランを打ち出すなど、「新しい生活様式」の一つとして、取組を始める事業者も出てきているところであります。

ご質問の 1 点目、「町内事業者のテレワークについて、現状と課題は」についてであります。

町内事業者のテレワークの現状につきましては、町が毎年実施しております事業所雇用実態調査において回答のあった事業所のうち、従業員 10 人以上の事業者と町内の 3 金融機関の合計 82 事業者に対して調査を行いましたところ、9 事業者、率にして 11%がテレワークを導入し、そのうち技術サービス業 1 事業者においてテレワーク用機材を導入しており、具体的には、在宅勤務用に社員人数分のノートパソコンやディスプレイ等の導入によるハード環境の整備とソフト環境の整備、各支社・支店との社内連携用にテレビ会議の機器導入を行ったものであります。

同社によりますと、在宅勤務やテレビ会議において、最初は戸惑う場面も見られたが、慣れれば社内にいる場合と比べても支障がなく、また、出張も減らすことで出張費用や時間の短縮につながるなど一定の効果が出ているとのことであり、今後の新型コロナウイルスの感染拡大時や災害発生時など

にも活用できることが確認されたとのことであります。

このほか、建設業 2、金融業 2、製造業 2、卸・小売業 1、サービス業 1 の合計 8 事業者では、営業担当者や総務担当者が、オフラインではあるものの、電話等で連絡を取りながら、ノートパソコンによる在宅勤務を行っております。

そのうち、建設業 1、金融業 2、製造業 1、卸・小売業 1 の合計 5 事業者は、携帯電話等を活用して社内テレビ会議も実施しております。

本年 5 月に国が公表した令和元年通信利用動向調査によりますと、テレワークを導入している企業の割合は 20.2%で、業種別に見ると「情報通信業」と「金融・保険業」の導入割合が高い一方で、「運輸・郵便業」や「サービス業」は低く、業種によって導入割合に差が生じております。

また、テレワークを導入しない理由については、「テレワークに適した仕事がない」が最も多く、次いで「情報漏えいが心配」となっております。

このように、テレワークの実施には、接客や工場での作業など出勤しなければ業務が遂行できない業種もあり、本町においては、テレワークに適した仕事がない事業所や家族経営の事業所が多いことなどから、テレワークの導入が進んでいないものと考えます。

しかしながら、今後、「新しい生活様式」を踏まえた新しい事業形態を展開しようとする事業者に対し、町として、商工会などと連携し、機器類の導入補助や、導入に当たっての専門家派遣等の支援が受けられるテレワーク支援事業等の周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「都会から本町へテレワークの受皿づくりは」についてであります。

国がインターネットで全国の 15 歳以上の方を対象に緊急事態宣言解除後の 5 月に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」において、1 万 128 人から得た回答では、「地方移住への関心」については、全ての年齢で「高くなった」と回答した方が 3.8%、「やや高くなった」が 11.2%の合計 15%でありましたが、地域別・年代別では、東京 23 区内の 20 歳代で「関心が高くなった」と回答した方が 11.8%、「やや高くなった」が 23.6%の合計 35.4%と、東京 23 区内に住む 20 歳代の方の地方移住への関心が高い状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により働き方が見直される中、時間と場所にとらわれない働き方が可能となったほか、仕事とプライベートを切り分けずに働く働き方を選択するなど、仕事を取り巻く環境は大きく変化し始めているところでありますが、こうした働き方の受皿となるためには、高速通信網が完備していることが不可欠であります。

現在、本町における光ファイバーの整備状況は、市街地を中心に進んでおりますが、農村部等の郊外地においては、採算性の面で通信事業者も整備に踏み切れない状況にあります。

このことから、町では、来年度末までに農村地域を含めた町内全域において光ファイバーの未整備地区解消を図るべく、関連予算を今会期中に提案する予定であり、今後は、全町的に通信環境が向上し、場所にとらわれない働き方が可能となりますことから、テレワークの導入を検討している事業者などに対し、本町が持つ豊かな自然環境や生活環境、子育て環境など魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、「過疎法の特例が除外された場合における影響について」であります。

国の過疎対策につきましては、人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域において、緊急に総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的に、昭和 45 年、議員立法により「過疎地域対策緊急措置法」が制定されました。

以来、3 次わたる改正等を経て、平成 12 年に施行された現行法の「過疎地域自立促進特別措置法」では、従来からの目的に加え、過疎地域が豊かな自然環境に恵まれた 21 世紀にふさわしい生産空間としての役割を果たすとともに、地域産業と地域文化の振興等による個性豊かで自立的な地域社会を構築することにより、我が国が全体として多様で変化に富んだ、美しく風格ある国土となっていくことに寄与することを目的としているところであります。

本町は、合併前の旧忠類村区域が過疎地域に該当していたため「一部過疎地域」として特例措置を受けているところではありますが、現行法が令和3年3月末をもってその期限を迎えますことから、引き続き特例措置が受けられることを強く望んでいるところでもあります。

はじめに、「新制度についての動向」についてであります。

国においては、平成29年から総務省の諮問機関であります「過疎問題懇談会」で今後の過疎対策の在り方などの検討がなされ、本年4月にその提言がまとめられたところではありますが、いまだ新たな制度の内容は示されておりません。

次に、「特例除外による影響、見解」についてであります。

過疎地域の市町村が策定する「過疎地域自立促進市町村計画」に登載した事業については、その財源として、過疎対策事業債を発行することができ、その元利償還金の7割が後年次の普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

本町におきましては、合併後の平成18年度から令和元年度までの14年間で、当該計画に基づき31億9,200万4,000円の事業を実施し、うち23億4,070万円の過疎対策事業債を発行してきたところがありますので、その7割の約16億円が普通交付税に算入されることとなります。

このことから、新制度により「一部過疎地域」の特例がなくなりますと、事業に係る財源を過疎対策事業債よりも条件の不利な他の地方債への振替や、税などの一般財源で対応しなければならなくなるなど、財政面に加え、事業の円滑な選択・推進の面でも、本町の行財政運営に大きな影響を与えることとなるものと考えております。

北海道内の約8割に当たる149市町村が過疎地域となっておりますことから、国に対しましては、北海道、北海道議会、北海道市長会、北海道町村会など7つの組織の連名により「新たな過疎対策法の制定に関する要請書」を本年7月8日に国に提出し、現行法の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割等を的確に反映することや、過疎市町村の財政基盤の強化として過疎対策事業債の拡充などの要請を行ったところでもあります。

町といたしましても、国の動向を注視するとともに、関係機関を通じて、過疎地域の持続可能な社会の維持に向け、支援の継続を要望してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

ちょうど2年前の9月に岡本議員が、働き方改革という視点で、テレワークの推進について一般質問をされたところでもあります。大変恐縮するところなのですが、その際、ご答弁では「テレワークの拠点としてサテライトオフィスを設置し、企業誘致に取り組んでまいりたい」といった前向きな答弁であったと思います。

しかしながら、実際には進んでいないような状況下にあるというふうに思っているのですが、先般、新型コロナウイルスの臨時交付金を充当しまして、町職員についてはテレワーク環境構築事業ということで行うことになりまして、中でもテレビ会議システムなんかは移動時間がかかり削減されるということでメリットのほうも大きいといったお話も聞いてはいるのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響がやっぱり大きかったので、生活様式も変わってきておりますし、働き方についても、業種は限られてくるのですが、全国的な流れとしまして、このテレワークが大変注目されておりますし、実際に導入した企業も見られたところなのでありますけれども、①の町内事業者の状況なのですが、ご答弁でありました町の実態調査によりますと、11%がテレワークを導入されております。また、本年5月に国が公表した調査によりますと、導入企業は20.2%ということで、全国的な状況と比べると町内では少ない状況下にはあるのですが、それでも1割ぐらいの事業者さんが導入されているのだなということで確認することができました。

簡単にテレワークの普及といいましても、やはり業種のほうに限られてくるということで、情報通信業などネット環境、そしてパソコン等々のそういった機器があれば仕事ができるといった、そうい

う業種に限られてくるわけなのですけれども、今後もコロナウイルスの感染拡大、次の波が来るかもしれないということで、これはコロナ対策としても町内事業者のことを考えると大事なことでありますし、また、災害時においても活用ができるということで、事業が継続できるということですから、そういったメリットも踏まえて大事なことでないかなというふうに思っております。

そこで、やはり導入コスト、設備コストがかかってきますから、その辺の支援のほうを聞こうと思っていたのですけれども、ご答弁の中で商工会などと連携し、機器類の導入補助を考えていくということでありまして、前向きな答弁をいただきましたので、この点については受け止めさせていただきたいと思います。

次の②のテレワークの受皿づくりということでもありますけれども、答弁ありましたが、国のインターネット調査では、緊急事態宣言解除後の5月に実施した調査によりますと、特に東京に住む20代の方の地方移住への関心が高い状況にあるということで、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって、やはり都会から田舎へという、そういうニーズも高まっているのではないかなというふうに思っております。

特に北海道なんかは、都会から見て魅力的に感じてくださる方も多くいらっしゃると思います。大自然の中で仕事をしたい、子育てをしたいというふうに思ってくださいる方も多くいらっしゃると思います。サテライトオフィス北見なんかでは、実際、子育て中の方が北見市に移住されたという事例が報道で取り上げられておりました。移住してからは、子どもと過ごせる時間も増え、仕事、子育てを両立しやすくなったという、そういった移住者の声もありました。

しかしながら、都会の方をどうやって呼び込んでいくのか、その受皿づくり、条件整備というのを整えていかないと、なかなか来られるということにはつながっていかないのかなというふうに思っております。過去のご答弁で企業誘致に取り組むといいまして、やはりただ待っていても来ないだろうと思います。

また、今回の答弁もいただきましたけれども、テレワークを検討している事業者に対し魅力発信に努めてまいりたいということでありまして、魅力発信については大いにしていきたいと思うのですけれども、発信だけで本当に来ていただけるのか、選択肢として選んでいただけるのかと、そこもよく考えていただかないと現実的には来ていただけないかなと思っております。

そこで、例えば、そういった民間に参入していただくことを考えたのだったら、何かそこに支援をしていくとか考える必要もあると思いますし、もしくは北見、更別、上士幌のように行政主導でそういったものを整備していく考え方もあるかと思います。その辺のところはどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） サテライトオフィス、テレワークにしても、さきの答弁で申し上げましたが、やはりネット環境、高度情報通信網が整備されていて初めて成り立つものでありますので、そこをまず一番、今、整備をしていきたいというふうに思います。そうした中で、あとは、北見のようにオフィスをつくるとかそういうことではなくて、既存の今やっている空き店舗もありますし、また、空き家対策の空き家もあるわけですから、そういったところを活用して入っていただくということが必要だろうというふうに思っています。

何よりも幕別町の持つ自然の豊かさであったり、私が言うのも変ですが、子育て支援には非常に力を入れているわけでありますので、そういった住みやすさ、子育てのしやすさ、これはやはり分かってもらえることが必要でありますので、東京幕別会の会員の皆さんもおりますし、また、町に立地した企業もありますし、あるいは金融機関もあります。いろいろなつてをたどりながら、情報を提供したいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 更別のサテライトオフィスなんかは、トレーラーハウスみたいな形で、報道によりますと事業費162万円ということで、大きな費用もかけずに、やり方次第なのかなということで、

検討の余地はあるのかなというふうには思うのですが、もう一つの事例をちょっと取り上げますけれども、ニセコ町でも報道で取り上げられておりまして、ニセコ中央倉庫群という昔のでん粉工場を改修した町の交流施設ということで、そこでテレワークできるように整備はされているのですが、都会から来られた女性の話によりますと、今回の新型コロナの影響で基本的に出社をしてはいけないと言われたということで、1か月ほど北海道で仕事をしながら夏休みを取っているということで、ワーク（仕事）とバケーション（長期休暇）というのを組み合わせた、いわゆるワーケーションなのではございますけれども、仕事をしながらこういった休暇、観光を楽しむ、そういう新たなスタイルも出てきているのですが、ここの倉庫群を管理している方のお話ですと、観光もしながら仕事もするという、そういう本州の方が増えてきているのだと、人を呼び込むこれはチャンスなのだというお話でありました。

今、コロナ禍で本町の観光産業、観光客、減少傾向にあるかと思います。そういった視点も大事になってくるのではないかなというふうに思います。それで、このテレワークを考えていく際に、その受皿、先ほど既存の空き家とかという話もあったのですが、やっぱり住むところとか、泊まる場所をどうするかという、そこを考えなければいけないかと思います。

今、道内各地のホテルなんかでは、テレワークやワーケーションに特化して宿泊できるようなプランなんかも打ち出されておまして、長期滞在プラン、そしていろいろなサービスがついてきたりもするのでございますけれども、町内のホテルではそこまで展開はされていないかと思いますが、そういったところでホテルのご協力をいただくということもあるのかもしれませんが、更別なんかは宿泊できるような、そういった施設も何か用意されているようでありまして、本町ですと、集団研修施設こまはたもありますし、忠類には、おためし暮らし体験住宅、そういったものもあるので、そのところの活用はどうなのだろうかと。

また、公営住宅なんかも、交流人口を増やすということで、2地域居住という形で、そういった形で行っている自治体もあるようなのですが、いろいろ住むところ、泊まる場所はどうするのだというところなのではございますけれども、それは受皿づくりに考えていく必要はあるかと思うのですが、それと観光という視点、併せてその辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これを一気に観光まで結びつけるのは、なかなか欲張り過ぎかなというふうに思うわけでありまして、先ほど申し上げましたように、まずは高度通信情報網を整備した中で、あと、どこを拠点にするのか、あるいはどこに泊まるのかということは、今、小島議員がおっしゃったように、いろんなパターンがあると思います。ホテルを利用することもある、空き家もある、空き店舗もある、あるいはちょっと駒畠のまびやは別にしても、使わなくなった公共施設がもしあれば、それも可能だというふうに思いますので、そこはニーズは様々あると思いますので、ニーズに合わせた中でどれだけ選択肢をそろえられるのかということが大切であろうというふうに思います。

いずれにしても、いろんなつてをたどって、今、旅行でワーケーションをやっているということがありましたので、旅行業者もひとつ情報を提供する相手方になろうかと思います。ホテルもそうですし、あるいは先ほど申し上げました東京幕別会もそうですし、立地した企業もあります。いろんなつてをたどりながら情報を提供していくということが必要であろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） ネット環境の整備が前提ということで、それについてはご答弁でもありましたし、また、9月2日の行政報告の中でもありましたように、国の補助事業を活用して農村地域を含めた町内全域で民設民営による光ファイバー網の整備を予定されているということであったと思います。今、市街地については、もう光の整備を進められておりますので、そこはもう普及しておりますので、やり方次第なのかなというふうに思うのですが、そういったように農村部においても将来的には今後テレワークなんかも普及していくのではないかなというふうに思っているところであります。今

すぐ実現するのはなかなか難しい面もあるかと思うのですけれども、恐らく将来的にそういう時代の方向性の流れになっていくというふうに思いますので、長期的な視点で見まして、もう少しご検討をなされたいのかなと思うのですけれども、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 移住であったり、サテライトオフィスを設置するというのを一生懸命やれるかどうかとなると、なかなか難しいわけでありまして、いろんな施策がある中で、移住についても何年前に藤谷議員からのご質問をいただいて、一度やはり立ち止まって考える必要もあるだろうと。どこもここも移住者を誘致するというのも、これは立地環境、自然環境、あるいは暮らすための環境が違うわけで、よそと比較したときに我が町が優位性があるかといったら、なかなか難しいわけであります。

ただ、情報を提供することによって考えてもらえる、企業であればサテライトオフィスとして幕別町はどうかというふうに考えてもらえる、あるいは起業する方であれば、幕別へ行ってみて、ネットが使えれば仕事はできるから行ってみようや、ちょうど子どもの体調が悪いので住みながら仕事をしてみようかと、様々なニーズがあると思うのですね。ですから、それを選択できるような情報を提供していくことがまず一番初めであって、そこで一つ成果が上がってくれば、そこからまた広がりも考えられますので、まず今やれることは、情報をしっかりと提供していくこと、それとつてをたどってPRをしていくことであろうというふうに思っております。

（10：34 谷口議員退場）

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 分かりました。

次に、2点目の過疎法の特例が除外された場合における影響についてに移りたいと思います。

総務省の過疎問題懇談会というのが開かれておりますけれども、その中で最終報告が公表されておまして、実は1点目のテレワークの質問ともちょっと関連性がありまして、田園回帰、関係人口の創出、サテライトオフィスなど、そういったことも提言がなされているわけなのですけれども、その懇談会の座長さんに過疎対策の意義についてお聞きしたという記事がありまして、その中で「新型コロナウイルスの感染拡大は、都市の過密問題を浮き彫りにするとともに、食料を支える農村地域の重要性を再認識する契機になる」と。また、「いざというときには農村地域が支えになる」といったことをご指摘されております。

改めて地方なり過疎地域の存在、役割というのが非常に重要であるということを感じざるを得ないわけなのですけれども、それで、この過疎法の現行法が来年3月までということで、新制度に向けてということで、一部の新聞紙上では市町村合併の特例が除外されるといった案も出てきているといった記事を拝見しまして、非常に危機感を抱いたところであります。ご答弁でありましたけれども、この新制度の検討はなされて本年4月に提言はまとめられているものの、新制度の内容はまだ示されていないということでありました。明らかになっていないということで、いろいろ計画を立てていく中で、ちょっと明らかになるのが遅い感じもするのですけれども、来年に向けていろんな計画を立てていくかと思うのですけれども、こういった新法が決まらなないと、かなり計画も立てづらいのかなというふうに思うのですけれども、今もそうですし、今後もなのでも、決まらない中でどういうふうに対応していくのか、取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現行の過疎市町村は、全国で言うとも比率で47.6%あります。道内については、先ほどお答えしたように149団体で83.2%、非常に全国的に見ても約半分近くの市町村が過疎市町村であるわけでありまして、これがすばっと全くなくなるということは私ども想定しておりませんし、やはりこれを維持するために、去る7月8日にも国に対して道内の関係団体が要請をさせていただいたわけでありまして、ですから、あまり楽観視はできませんけれども、この制度はある程度続くのであらうと、一部過疎というものも維持できるのだらうというふうに今のところ思わざるを得ない、これを

前提にした中で計画を樹立していきたい、事業計画を立てていきたいというふうに思っているところ
であります。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 新制度が決まっていない状況下でこういった質問をするのも、ちょっと早まった
質問なのかなと思うのですけれども、町長のお話ですと、そんなに危機感といいますか、不安に思っ
てはないということなののですけれども、北海道をはじめ連盟で7組織ですか、一体となって国に要
望書を提出しているということで、その辺のところは連携して要望・要請の手を緩めてはならないと
は思っております。

それと、この過疎債というのは、やっぱり元利償還金の7割が普通交付税で戻っているということ
で、実質3割負担で事業が行われるということで、かなり財政面で非常に有利でありますし、さら
には国の補助のかさ上げ等もあつたりしますし、それとあと平成22年には一部法改正がされて、ハード
事業に加えてソフト事業も使えるようになって使い勝手もよくなっているということで、実際にソフ
トですと介護のほうだとか、子ども医療費のほうにも何か現在も使われているというふうな形でお聞
きはしているのですけれども、こういう有利なものがなくなればやはり、あくまで仮定ですけれども、
なくなった場合は影響は甚大であるかと思えます。

財政的な数字も示していただきました。合併後14年で31億9,200万4,000円の事業を実施して、
うち23億4,070万円の過疎債発行、7割の約16億円が戻ってくるということで、実質3割負担で来
たものが、不利な地方債振替だとか、全て一般財源とかになってくると、本当に厳しいことになって
くるのだなというふうに感じたところなののですけれども、ご答弁でも、もしそういう過疎債がなくな
れば行財政運営に大きな影響を与えるというご答弁でありました。あくまで仮定の話なののですけれど
も、過疎債、これがもし使えなくなった場合、本当に大変厳しいとは思っているのですけれども、そういっ
た場合に例えば事業の縮小だとか、そういったことも考え得ることなののでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 我々としては、これがなくなるということは信じたくないというか、思いたくな
いわけであります。そのために、今、必死になって道内の149市町村とともに要請をしているわけ
でありますので、これが維持されることを前提にして事業計画を立てているということしか、もう今の
段階では言えないわけで、なくなることはちょっと想定はされない、したくないという状況でありま
す。

(10:41 谷口議員入場)

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 維持されるということを前提で動かれているようなのですけれども、やっぱり忠
類地域の方の生活にも直接影響してくるのではないかなということで、そういったことが一番心配さ
れることなので、大きな影響が出ないようにしてほしいという思いではあります。

最後になりますけれども、特例がこういった除外されるかもしれないといった話が出てきた際に思
いましたことは、やはり以前からもいろいろな場面で申してきたと思うのですけれども、自主財源の
確保、これに努めていく必要はあるのではないかとということであります。使い道についても、きちん
と必要な事業かどうかの見極め、精査することも、もちろん大事ではあります。仮にこういった過疎
債が使えなくなったらというふうに仮定しましたら、なおのこと、そういった自主財源の確保の努力
が必要になってくるというふうに思います。こういう危機感を持ったときに、改めて自主財源の確保
について努力していくことを求めたいと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 我が町は最大の行革である合併をしてきた町でありまして、合併をしたからそれ
で全て行財政の運営が楽になるということは毛頭思っていないわけで、合併をして、さらに15年間の
合併算定替えが終わるまでの間に、しっかりと行政改革に取り組んでいくということでやってきたわ
けであります。今も行政改革を進めるための事務事業の評価というものに着手しておりますので、し

つかりと経費の節減であったり、住民負担の公平、均衡というものも、そういう観点の中からサービスが落ちないように行革に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 新しい法律がまだきちんと決まっていなかった中での質問になってしまいましたけれども、今後の動向について、私自身もしっかりと注視してまいりたいというふうに思っております。今後の理事者の皆さまの努力にご期待申し上げ、終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩いたします。

10：44 休憩

10：55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、寿都町の「核のごみ文献調査」応募検討について。

今年8月13日付の地元新聞で、国が進める原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる「核のごみ」の最終処分地選定の第1段階に当たる「文献調査」に、後志管内寿都町が応募を検討していることが報道されました。国が2017年7月に「核のごみ」の最終処分場候補地を地図に示した「科学的特性マップ」を公表しました。「科学的特性マップ」公表以後、調査への応募検討を明らかにしたのは寿都町が全国で初めてとなります。寿都町では応募検討の理由を、「『文献調査』を受けると最大20億円の交付金が出ることで財政改善となる」ことを挙げています。応募に当たっては地元住民や周辺自治体の意見も考慮するとの認識を示していますが、地元住民から結果的に「核のごみ捨て場」誘致につながりかねないとの不安を惹起することは否めないとの報道もされています。

北海道は「『核のごみ』は受け入れ難い」と宣言する「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を2000年に制定しています。しかし、「核のごみ」処分を担当する原子力発電環境整備機構（NUMO）と経済産業省資源エネルギー庁は、これまで最終処分地の選定を進めるための「対話型全国説明会」と称する集会を全国各地で約90回開催、北海道内でも帯広市を含め7都市で開催してきました。これまでも一方的に最終処分場候補地を地図に示し、北海道内の自治体に最終処分場設置に手挙げを呼びかける姿勢に対して疑問を投げかける声が数多く出されてきたところです。

ついては、以下の点について伺います。

①寿都町が「文献調査」応募検討をしていることに対する幕別町の考えは。

②当然のことながら北海道全体で「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を順守していくべきと考えますがどうでしょうか。

③幕別町として「核のごみ」の最終処分地の選定はどのような方法で進められていくのが望ましいと考えているのでしょうか。

2、コロナ感染症対策の成果を強みにして、人口減少に歯止めを。

総務省は8月5日、今年1月1日時点での住民基本台帳に基づく人口動態を発表しました。それによると全国の日本人は11年連続で減少。北海道内は22年連続で減少し、減少数は8年連続全国最多となっています。東京圏に一極集中が進む全国傾向と同様に道内でも札幌圏への集中が進んでいて、十勝管内においては全19市町村が「自然増減」「社会増減」とも日本人住民の人口が減少、幕別町においては前年同期よりマイナス0.79%の増減率で212人の減少となっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大による混乱で社会が大きく様変わりしています。当然のことながら人口集中地域は感染の可能性が高く、北海道は道央圏以外の感染者は相対的に少ない傾向にあります。

す。特に十勝においては8月27日現在で感染者数は17人と、様々な感染予防・防止の取組が成果を上げていると言えるでしょう。この安全・安心面を十勝圏の数多くある魅力に加え、人口集中地域から幕別町への転入希望者を増やすことにつなげていけないでしょうか。コロナ感染症対策の成果を強みにして、人口減少に歯止めをかけるべきと思いますが幕別町の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「寿都町の『核のごみ文献調査』応募検討について」であります。

発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」において、地下深部に設けられた最終処分施設に適切に埋設をする地層処分とすることで、人間の生活環境から隔離して安全に最終的に処分をするとしております。

また、この最終処分施設建設地の選定に当たっては、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」いわゆる最終処分法に基づき、文献調査、概要調査及び精密調査の3段階の選定調査を行うとしており、最終処分を実施する原子力発電環境整備機構（NUMO）は、平成14年から選定調査の受入自治体を全国で公募しているところであります。

しかしながら、公募方式による方法では調査の受入れを表明する自治体の説明責任・負担が重いという観点から、国が科学的に、より適性が高いと考えられる地域をマッピングし提示する等、前面に立った取組を進めるプロセスを基本方針に追加し、平成29年「科学的特性マップ」を公表したところであり、先月13日に、このマップ公表後全国で初めて、寿都町の片岡春雄町長が文献調査への応募を検討しているとの報道がありました。

ご質問の1点目、「寿都町が『文献調査』の応募を検討していることに対する町の考えは」と2点目、「北海道全体で『北海道における特定放射性廃棄物に関する条例』を順守していくべきと考えるかどうか」については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

地方自治体の財政は、人口減少が進む中、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩みや高齢者人口の増加により、福祉に係る財政負担が拡大傾向にあり、加えて、昨今は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に経済がマイナス成長になると見込まれるなど、今後の感染動向次第では景気の落ち込みによる税収の減少も長期化する懸念があるとも言われており、厳しい財政事情はどの自治体にも共通する課題であります。

報道等によりますと、この度の寿都町長によります文献調査への応募検討の理由は、平成30年の北海道胆振東部地震後に、防災のための地質調査ができないか補助金を調べていたことがきっかけのことではありますが、現状、人口が減少している中、将来の町財政を考える際、文献調査を受け入れることで2年間で最大20億円の電源立地地域対策交付金が交付されることから、財源確保の手段の一つとして応募を検討しているとされております。

私としては、直接、片岡町長から応募に至る背景や事情をお聞きしているわけではありませんし、他町の町長の判断に関して見解を申し上げる立場にはありませんが、放射能が十分に下がる数万年から10万年先まで人間の生活環境から遠ざける必要がある核のごみの受入れにつきましては、北海道で、平成12年10月に「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し、その中で、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」としており、道内の一自治体として、道条例を尊重、順守する責務があるものと考えております。

ご質問の3点目、「幕別町として『核のごみ』の最終処分地の選定はどのような方法で進められていくのが望ましいと考えているか」についてであります。

特定放射性廃棄物最終処分施設の設置につきましては、現世代の責任として、将来世代に負担を先送りすることのないよう、国が責任をもって国民的議論を踏まえて進めていくべきものと捉えております。

このことから、最終処分地の選定に当たっては、最終処分法に基づき進められていくものでありますが、法に定める３段階の調査のうち概要調査及び精密調査に係る地区の選定並びに最終処分施設建設地を選定する際には、国は、当該地区の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重しなければならないと規定されております。

また、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」において、選定にあつては関係住民の理解と協力を得ることが極めて重要であるとし、関係住民の意見を聞く機会を設け、その反映に努めるとともに、意見が反映されることを通じて、地域の主体的な合意形成を図ることが重要であるとしております。

しかしながら、調査の第１段階である文献調査に応募する際には、都道府県知事の意見が反映される法的枠組みとはなっておりません。

文献調査が最終処分地を選定するまでの一連の工程の第一歩である以上、この段階から周辺市町村をはじめ当該都道府県全体の問題として、幅広く意見等を聞く仕組みが必要であると考えます。

いずれにしても、処分施設の安全性、安定性が確保されることが前提となることは言うまでもありませんが、都道府県を含め、周辺市町村の住民理解が得られないまま最終処分地の選定が進められるようなことは、あつてはならないものと考えております。

次に、「コロナ感染症対策の成果を強みにして、人口減少に歯止めを」についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、いまだに全国において感染拡大が続いており、私たちの生活や社会経済に大きな影響を及ぼしている状況にあります。内閣府は、全国の約１万人を対象とした「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」の結果を６月２１日に発表いたしました。

調査は、緊急事態宣言が全面解除された５月２５日から６月５日までの間にインターネットで実施されたものでありますが、就業者のうちテレワークを経験したと回答した人の割合が全体で３４．５％となったほか、東京２３区在住の２０代の３５．４％が、地方移住への関心が高まったと回答しており、３密を避ける今回の感染症の影響下において、地方の魅力が見直され、若い世代での居住地選びの意識変化が伺える結果となっており、こうした中、東京一極集中を転換する大きな好機として、オンラインによる移住相談窓口の開設などの取組を行っている自治体も出てきております。

北海道は、国内で一番早く感染が拡大しましたが、その多くは札幌市など石狩地方に集中しており、８月末現在の感染者数は、石狩管内が１，２７３人、人口１０万人当たり５３．４４人に対し、十勝管内は２２人、人口１０万人当たり６．５３人となっており、十勝管内は道内地域別で見ても渡島、根室管内に次いで感染者が少なく、本町においては、現段階では一人の感染者も出ていない状況であります。

しかしながら、今後の感染動向次第では、本町においても感染者が発生すること考えられますことから、本町といたしましては、コロナ禍におけるこうした状況を移住促進の呼び水と捉えるのではなく、今後におきましても、良好な自然環境や子育て環境に加え、来年度中に都市部と同等の高速情報通信網が全町で整備される見込みとなっていることなど、これら町の魅力発信を行い、「住んでみたい」と思われるまちづくりを通じて、移住者を取り込んでまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○１２番（谷口和弥） 再質問をさせていただきたいと思います。

１つ目、寿都町の核のごみ文献調査応募検討についてでありますけれども、３つの項目を立てさせていただいて質問をしました。

３点とも、私が町長に述べてもらいたい意見でありました。意を同じくするものであつて、とても心の中で喜んでいるところであります。

実は、前回、前回というのは２０１７年の９月の議会で、科学的特性マップが公表されたときにも、私はこの関連について質問しました。３点、そのときもさせていただいたのですが、１つは政府が科学的特性マップを公表したけれども、幕別町はこれについてどう考えるか。２つは北海道全体で

道条例を守るべきではないか。3つは原発をベースロード電源としたエネルギー基本計画から、原発依存を脱するように意思表示をすべきではないかと、こういう3点でありましたけれども、実はそのときの町長の答弁は、私にしてはもう少し批判的にそういう立場でもって意思表示をしていただきたかったのだけれども、そうではなくて、例えばマップについては国民に情報開示をしたというような認識であるということであったり、原発をベースロード電源と言い続けているエネルギー基本政策に対しては、引き続き必要という国の方針に明確な意思表示はできないのだというようなご答弁だったりしたのだから、私自身もそうだったけれども、質問を終えて何人かの議員から、もしかしたら町長は原発容認派ではないのと、そんな声も上がったぐらい、前回の質問のときのいただいたご答弁はそんな印象を与えるもので、私は何かの機会にこの質問を再度させていただきたいというふうに思っていたところでした。それが、今回あまりいい形ではなかったけれども、寿都町がこの文献調査の応募に手挙げをするということを検討しているのだということの中で、いい機会だと、最高の機会だと質問させていただいたわけであります。

さきに北海道新聞が寿都町を除く道内178市町村に、アンケート調査を実施していて、その結果が出されていました。寿都町が文献調査に応募する件を賛成するか反対するかということと、自分の自治体に最終処分場を持つということをどう考えるかという2つの設問であったと、そのことの回答が出ていました。

幕別町は178市町村の中で、104の自治体が答えられないとしていたけれども、74自治体が反対、その中の一つに幕別町も入っていたことや、それから地元到最后処分場はどうかという問いに対して、批判的な、そういうことはしないのだということの意思表示がはっきりしていたものですから、今回のご答弁もそれに沿うものと思っていたわけですが、期待どおりの答弁があったのは喜ばしいことだというふうに思っています。

このことは、その後2018年の2月に幕別平和運動フォーラム議長からも、この最終処分場の受入れを幕別町としてはしっかり反対してくれということの陳情が上がっていました。幕別町議会は全員一致でもって、この決議を上げて、幕別町としては受け入れてはならないということの意思表示があったわけで、このこととも一致するものであるということと併せて発言させていただきたいというふうに思っています。

それで、質問のほうに移りますが、意を同じくするものだから、多くは質問をする必要なくなったと思うのですが、2点聞かせてください。

1つは、公開で行われた片岡町長と鈴木北海道知事の9月3日の会談で、片岡町長は第1段階の文献調査の応募だけではなく、第2段階の地質を調べる概要調査、それから地下深部に施設を設けて調べる最終段階の精密調査にも意欲を示したということが報道されています。

ご答弁があったように、最初は大きな災害を経て、地質調査をしたい、その財源はということから入ったということでもありますけれども、少し内容が変わってきていて、この最終処分場の誘致に積極的な態度が示されているように思います。これについて幕別町長として、ほかの町のことはありながら、差し支えない範囲でと言いますか、どういうふうに考えられるかお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 北海道知事と町長との関係については、当然立場が違うわけで、知事は北海道を統括する立場にありますので、そういう道政の推進をする中で、一つの町の町長がどう考えているか、それに対して知事の考えていることを申し述べる、そういう立場にはあるとは思いますが、ただ、私から見ると寿都町は自治権が確立された一つの町でありまして、私たちと同じ立場にあるわけですので、その町長の言動について、あれこれ言う立場にはないと。これはかえって失礼に当たるのかなというふうに思います。

ただ、やっぱり今の法律の仕組みが、やっぱりまずいのだろうと私は考えておりまして、それは今の状況であれば文献調査やれるのですね。それに対して知事も何も言えないわけですし、そうすると

道条例があったとしても、今の道条例が果たして効力があるかどうかという、そういう法的な問題もあって、強制力がないわけであります。

ですから、法律上も道条例も、今のままでは、例えば私が片岡町長の立場で進めるとしたらどんどんどんどん行ける可能性はあるのかなというふうに思いますので、そのことがいい悪いということではなくて、やっぱり法的に、あるいは条例の内容として非常に未熟な部分があるのかなと。許してしまふ、そういう状況にあるような今の法体制であるのかなということで、片岡町長がいいとか悪いとかということは申し上げませんけれども、ただ言ったように道条例の精神というのは、我々は順守する立場にありますので、そのことはしっかり認識をしなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 今のご答弁も私も意を同じくする部分が数多くあったというふうに思います。

道条例がどうあるか、どういう中身のものかということ、前の質疑の中でもこのことはあったわけですが、少し曖昧な部分を残してしまった。それは 2000 年の制定のときに、幌延の実験場をどうするかということの問題の中で、少し妥協の余地のある、妥協するために少し文章を幾つかの解釈の仕方ができるような、そんなつくり方にしてしまった。そのことが今回問題になっているかなという思いでいます。

しかしながら、確かに、梶山大臣は核を持ち込まないのだから、核のごみは持ち込まないのだから、文献調査応募は全然条例に違反しないのだというような言い方をしたりするわけでありますけれども、私は条例というのは、法律と同じで、道条例であれば北海道の道民は全てこの趣旨にのっとって守って行かねばならないというふうに思うのです。そういうふうに思うものだから、最終的に目指すものは、20 億円もらったり、70 億円もらったりして、はい、調査で終わりますというふうにはやっぱり国民の税金ですから、それもとんでもない話で、私はこの文献調査に応募することは条例に反するという、そういう考えでいるのです。

今のご答弁と重なるのかもしれませんが、私の考えについて、どうなるか、私の考えについてどうなのかということでご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） さっきの一番初めの答弁でも申し上げましたけれども、この 3 つの調査、そして最終的な処分施設の建設というのは、文献調査に取りかかって続いていく一連の流れ、工程でありますので、文献調査に取りかかるということは途中でやめたということが許されるとしたら、本当にこれやっぱり仕組みとしておかしいのかな、金欲しさと言ったらちょっと言葉悪いですがけれども、それはどこの町も一緒であります。20 億円もらえる、次行ったら 70 億円もらえる、その次行ったら何百億円か何十億円か分かりませんが、額は示されておりませんので。少なくとも、概要調査までいくと最大 90 億円がもらえるというような、そんなことになっているわけでありまして、そのこともやっぱり果たしてどうなのかということもありますし、私としては、いずれにしても文献調査に踏み出すということは全体の中での第一歩であるということに違いがありませんので、最終的な建設というものを前提にした第一歩であるということは否めないことであろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 建設に向けての第一歩というふうに考えられても仕方ないだろうと私も思います。ですから、幕別町がこの寿都町の町長の判断にどうこう言う立場でもないということは、それは分かっているのですけれども、北海道内にある一つの実際として、寿都町の応募に反対にしている自治体なのということが伝わるように、今後も事あるごとに発信をしていただきたいなというふうに思います。

質問したいことの 2 つ目は、今も 20 億円、70 億円、それ以上になるかもということで、交付金が出ております。多額の交付金で過疎や財政難に悩む自治体を釣るような国のやり方、こういう表現を私はしますけれども、それは全く不適正だということにはならないのだというふうに思います。

例えば、特定防衛施設周辺環境整備調整交付金なんていう長い名前ですがけれども、別海町なんか

あると。社会福祉施設や消防施設や、それから消防車両、そして子ども医療費助成に、そういう制度、ソフトな部分でもこれらを財源にして実施されていて、もう一度これは日米合同演習を受け入れるからこれはもらえるわけなのだけれども、そういう受け入れづらいものを受け入れさせて、その代わりいっぱいお金を出しますよ。

電源3法がまたそうであります。消費者からの電気料、税金少し上乗せして、それを税源にして原発を持つ自治体に多額の交付金を送る。もういろんな箱物も建てるものだから、それを維持するのにずっとそれをもらい続けるための自治体になってしまう、そういう施策になってしまう。こういう国のやり方について、これは地方自治体の主体性を失わせるものになるのだというふうに思うのです。

幕別町長はどのようにお考えになりますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まちづくりにお金がかかることは当然であります。裕福であれば、税収が多ければあまりそういったことは考えないわけであります。ただ、お金があったとしても、様々な補助金、助成金がありますので、それをいかに有効に使っていく、財源として使っていくかということが、これはもう町長としては当然のことでありますので、それがいいか悪いかというよりは、もう法律あるいは法律に基づく政令、省令あるいは要綱なので、そういった補助金が決まっているわけでありますから、これは違法なものではないわけであります。ですから、これを批判は、いろいろな考え方はあるかもしれませんが、それを有効に活用していくということは首長の責務であろうというふうに思っておりますので、私は国が出す補助金以外も、これは競輪だったりオートレースだったりいろんな、そういういわゆる公営ギャンブルと言われているところから出る補助金もありますので、それらも含めて、やはり財源、1円でも多く財源を求めていきたいという気持ちは変わらないわけであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 財源をいろんな手法でもって確保していきたいと、そういうことは行政の長として当然いろいろ工夫される、考えられることだというふうに思うのだけれども、こういう誰かが受け入れるということに賛成しないものに対して、交付金という大きなニンジンをおろ下げて釣るという手法に対してはどうなのかということをお尋ねしたのだけれども、その点についてはどうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、言ってみればそういう立地することによって、新たな地域振興の必要性が出てくるとか、それなりの理由があって、交付金があるのだというふうに思います。これがいい悪いではなくて、最終処分場を建てるための第一歩である文献調査で20億円、次の外部調査で70億円というお金が入るわけですが、そのことは別にいいのであって、その文献調査に取り組むことが道条例に反して、順守すべきことであると。もしそれが取り組むのであれば、本当に町民の、あるいは周辺町村の、都道府県の、道の、あるいは全国的な国民の理解があってやっていくよというのであれば話は別ですが、そういう状況にない限りはそれは文献調査に取り組むべきでないということだというふうに思っております。ですから、金をもって、あめ玉をしゃぶらせて言うことを聞かすということではなくて、それは認められたお金であるので、それはいいのではないかと。ただ、文献調査に取り組むことは、私は一連の流れの第一歩であるので、それについては取り組むべきでない、自分がそういう立場にいれば取り組むべきでないという考え方があります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） あめ玉をしゃぶらせてという言い方、私もしているし、町長のご答弁でもあったわけですが、この表現も全く不適切ではないのだというふうに私は理解しているところがありますが、要は、今町長のご答弁があったことは分かるのだけれども、そのやり方が本当にいいのかどうなのか、ではあめ玉がなかったら話し合いの中で、日米合同演習や核や原発やこういう処分場も議論にならないのではないかと思います。そういうやり方をして、国が実際に広く公募する、あるいは個別に当たるというやり方がどうなのかというふうにお尋ねしているのであって、もう少し焦点絞

ってご答弁いただけませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それはやり方が悪いというふうに言わせたいのだというふうに思いますが、これは法令があって、あるいは補助金の交付要綱があって、確立された適法の中で定められ、そして予算も組まれているわけですから、それは当然予算を決めるのは国会でありますので、国民の代表が決めているものを、私、一町長が駄目だということではなくて、それを使いたい人は使えばいいし、そこはやっぱり考え方、それぞれ市町村長がありますので、私はそれは合法的なものであるということしか言いようがないわけであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） これ以上この件について質問を繰り返しても、押し問答になりますからやめます。町長の考え方は分かりました。

それでは、3 つ目の核のごみの最終処分場の選定の在り方なのですが、今 2000 年に制定された法律の中で、地下に埋蔵するのだと、300 メートル下に埋蔵するのだというやり方が処分の在り方として法律で定まっています、それを NUMO が場所を選定、そういう作業に入っているのだという状況であります。この科学的特性マップで、それで適正値というものが示されたわけですが、北海道では 86 市町村が最適地を有する結果となり、この幕別町も忠類地域が最適地にすっぽり全部入ってしまったという状況なわけです。町長のお考えの中からそこに手上げるなどということはないということは明らかな答弁をもらっていたわけですが、実は私、この NUMO が行っている各会場を、各地で行っている対話型全国説明会、帯広では 9 月 18 日に行われて、それに参加してみました。電気関係の事業者とかということになれば、誰でも参加していいですということなものですから、応募して参加をしてまいりました。十勝管内では、多分それが唯一の 1 回になるのだというふうに思います。

大体、十勝管内全体から 50 人ぐらいの方が来ていて、多くはこの NUMO の科学的特性マップを示して応募しているとお金が出るのだというやり方には反対する立場の人だったのだと思うのだけれども、みんな本当に紳士的で説明を聞いて、全体で説明を聞いて、その後 10 人ぐらいずつの班に 4 つか 5 つありました、分かれて質問を班ごとにするという、そういう流れであったのだけれども、みんな紳士的な人ばかり大荒れになる、何だこんなものというような、そんな会議ではありませんでした。私もその中の一人として、肅々と質問をさせていただいたということがあったわけでありまして。NUMO のほうは、とにかくこの地下に埋めるやり方というのは安全なのだ、安全なのだということを繰り返す、そしてたくさんの資料を持たせて帰るという、そういうやり方でありました。

私は北海道条例との関連性について、今回の北海道内でも対話型集会が行われたわけです。そのことと、結局この 20 億円、70 億円というお金のことは説明の中で一つもないものだから、そういう手法がいいのかと、今はもうこの寿都町のことが問題になって、もう道民の多くがこのことを知っている中身になってきたわけだけれども、そんなようなあれでありました。とにかく、NUMO は核のごみを地下に埋め込むのだというやり方を進めていくということなわけです。このことについては、やっぱり科学的な知見がいろいろと出されていて、そのやり方が将来の我々の子孫に、後の人たちに責任あるやり方かどうかということについても疑問が出されているところであります。埋めてしまったらもうどうもできない。では、10 万年かかってようやく放射能が薄まっていく、そういう期間地震の多い日本でどうなっていくのだということも心配がされるわけです。

ここでは、幕別町としてはたくさんの人の話し合いの中で進められていくものということの中での、そういう答弁をいただいているわけですが、将来に責任を持てる処分方法はこれからも継続的に研究されて、そして暫定的な保管の仕方として、空冷で地上保管が望ましいのだということを経済学、日本地質学会、地学団体研究会などが述べているのだという、そういうことがあるのだということを知っておいていただいて、そして今後の核のごみの廃棄の在り方についての理論的にはそのことも加えた上で検討していただきたい、議論に加わっていただきたいものというふうに思います。そのことではどうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 1 回目の答弁でも申し上げたわけでありまして、一番最後の部分でいずれにしても処分施設の安全性や安定性が確保されていることが前提となることは言うまでもありませんということをお願いしたわけなのですが、私、専門家でありませんので、詳しい知見はありませんけれども、その 10 万年もの間、地下 300 メートル以上深いところに埋設する、地層処分というやり方が本当にこれ安全性があるのかどうなのかということ、非常に疑問を持っています。

世界的にはフィンランドで 2016 年から建設工事が始まっている。ただ、スウェーデンは同じ地層処分やるのですが、2011 年にそういう表明をしているのですが、今まだ説明をやっている最中だということからすると、非常に不安があるわけで、10 万年というと、ナウマンゾウが 12 万年前にいたわけで、そんな、そういう期間というのはもう全然想像もつかないような期間でありますので、しかも前例がないので、安全か安定かなどということは証明ができないわけであります。これは最善の予測をすることしかないのだろうというふうに思いますけれども、もう少し本当に新たな、技術は日進月歩で進んでいるということもありますので、もっと安全な方法がひょっとしてあるのではないかな、そんな気もいたしております。ただ、その一方で、今、運転中の原発が 4 基あるということで、毎日毎日核のごみが出ているということも、これまた心配の種でありますけれども、やはり一番安全性、安定性がしっかりと確保される、担保されるという方法を望むところであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 分かりました。本当に 10 万年先のこと、誰も分からないわけであります。そんなときのことにまで責任を負うということが今の世代でできるかということになれば、今の NUMO も説明は破綻をしているなというふうに思っている町長と基本的に意を同じくしているところであります。それで今町長の答弁の言葉の中に、4 機の原発が再稼働しているのだと。今回の大型台風がずっと沖縄から朝鮮半島まで抜けていったわけですけれども、川内原発など、もう本当に真下にあるものですから、どうなるのか心配でどうしようもない、そんな、もちろん自然災害で被害を受ける方々への思いもあったけれども、そのことも私にとっては大変心配なことでありました。

前回、エネルギー計画のことについてお聞きしたわけでありまして。第 4 次エネルギー計画でありました。今、第 5 次となって、そして第 6 次エネルギー計画が来年からということで、今準備に入っていると。2050 年までを見越した、そういう計画に、この今の第 5 次からなっているのですけれども、やっぱりベースロード電源の中には原発が入っていて、もちろん安全性のより一層強化ということは原案の中にはあるのだけれども、原発が残っているわけでありまして。

核のごみが発生させることを減らしていかなければならない、なくしていかなければならないという立場からやはりベースロード電源にするなどということもとんでもなくて、一刻も早く原発は止めるべきではないかという立場で、私はいるところであります。

第 6 次計画、そういったことで今議論が始まろうとしているわけですけれども、この原発をベースロード電源にしている国のエネルギー基本計画について、町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国の計画に一町長が意見を申し述べるような立場にはありませんけれども、私の希望としては、やはりエネルギー政策の転換が必要である、考え直す時期に来ていることは間違いのないわけで、やはり地球に優しい、環境に優しいエネルギーに転換していくような、原発が再生エネというか、今の温暖化に悪影響を与えるものではありませんけれども、やはり循環型のというか、再生エネルギーに転換をしていくようなことはやっぱり考える時期に来ているのかなと。その安全なという意味ですね、安全な環境に優しいエネルギーが必要だろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 2 つ目のコロナ感染症対策の成果を強みにして人口減少に歯止めをという 2 つ目の質問に移りたいと思います。

幕別町はまだ一人も感染者を出していない。これは行政と町民が一体となって、感染予防に非常に努力してきた、その成果があるのだと思います。ただこれも、出てしまったら、言葉が少し変わってくるわけで、このまま一人も感染する人がいないで、このコロナウイルス感染症が終焉していくことを本当に心から願いたいなというふうに思っているところであります。

それで、人口の動向ですが、幕別町も自然増減、社会増減とも減少していつている、日本人人口が減少していつているわけであります。それで、手元にある資料と、私の資料ということの言い方させてもらいますけれども、資料では、住民基本台帳月報の平成 31 年 3 月末日と令和 2 年 3 月末日の転入と転出の比較、これは幕別町が委任している方々の会議の席で出された資料で私が手にして言っているものでございます。1 年間の中で、転入 932 人、転出が 971 人、転出が 39 人多くて、これも人口減の原因になっていると。この数字、どこから転入している、どこに転出している、そういう資料もあったものですから、それを見ていると幾つか特徴があるのではないかなというふうに思っていました。5 点述べさせてもらいたいと思います。

1 つは、帯広市や芽室町からの転入転出者の差はほとんど変わらないけれども、音更町に関して言うと、転入が 64 人に対して、転出が 42 人と、転入が 22 人上回っている。帯広と近郊 3 町の中には、幕別町には、いろいろ移動はあっても音更町からは多く人口移動があるのだと、受け入れられたのだということがありました。

それから、2 つ目、札幌市からの転入は 72 人に対して、転出は 144 人と、転出数が非常に多くて 2 倍の数字になっている。

3 つ目、東京都からの転入は 23 人に対して、転出は 34 人、転出者が多い。

それから東京都を除く道外や海外への移住、東京を除く日本のどこか、もしくは海外への転出も比較すると 28 人転出が多い。

それから 5 つ目として、帯広市、音更町、芽室町を除く十勝管内 15 町村からの転入は 156 人に対して、転出が 107 人と、入ってくる転入のほうが上回っている、そういう特徴がありました。

つまり、幕別町は札幌や東京都を含む道外や国外に人口を持っていかれて、十勝管内の郡部からの人が集まってきて、そして、人口減はあるのだけれども、比較的人口減の度合いとしては小さな減になっているのだというようなことが大ざっぱに言えるのだと思うのです。これらのことに対して、それは私の数字の見方ですけども、こういう人口の社会減、社会増減に対する何か考えや、これから何かこんな手法でもってという、そういう施策などお持ちなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 幕別町は、しばらくは社会増を、自然減を補ってあまりある数があったので、人口が増えてきた時代がありました。ただ、平成 26 年の 4 月末をピークにそこからは毎年 200 から 300 人ぐらい減ってきている。これは生まれる数はもちろんもともと少なかったわけなのですが、転入超過にならない、転出超過に転じてきたことが全体的に人口減になっているわけであります。

それともう一つは、その転出入の中でもやっぱり内訳を考えなければならないということがあって、やはり子育て世代にいかに入転してきてもらうかということが将来を考えたときに重要なわけであります。したがって、人口減っていくことは流れとしては致し方ない、だけれども、その子育て世代、子どもを含めたその世代に入ってきてほしいという思いで、私が町長になって以来まちづくりに努めてきたわけで、それはやはり子育て支援を、あるいは、もちろんマイホーム応援事業等の定住対策はありますけれども、そのほかの子育て支援をしっかりとやっていくことによって、幕別町を魅力に感じてもらって、子どもを育てるなら、あるいは子どもを産むなら幕別町にということを PR してきたつもりでありまして、これで結果としては、まだ去年も子育て世代の転入転出についてはプラス、僅か 29 人ですけども、昨年で 29 人のプラスでありましたので、いよいよなかなかこれも難しくなってきたかなとは思いますが、やはり効果は出ている、この 5 年間の中でも 300 人程度の子育て世代がプラスになっているわけでありますので、これはやはり引き続き子育て世代をターゲットにした今の施策については継続していかなければならないなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 社会増それから自然増あって、人口の調査がいろいろされるわけですが、自然増減でもって増として人口を維持するという手法については全くそのとおりなのだというふうに思います。子育て世代の人にたくさん入ってきてもらって、ここで子どもを産み、育んでもらう、そういうことを積極的にしてもらうことは大事なのだというふうに思うのです。そのことについては引き続き頑張っていたきたい、その今、私がいただいた、持っている資料の中では、この幕別町人口ビジョン、この令和2年3月のビジョンでは、1.20、女性が一生涯に産むその子どもの数ですね。平成30年は1.41で、平成31年については1.20という数字が書かれていました。今年の3月に改訂されたその人口ビジョンに既に遠く及んでいない、その差が大きくなっていて、1.55という数字が夢のような数字になっていってしまうようなことになってしまふ、そんな今立ち位置なのだと思うのです。でもその一方で、子育てする、そういう世代が増えてきているのだということはやっぱりつながっていくわけですから、町としても、まず子育て世代の人口が入ってくることについてはまずは頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、幕別町では今年新たな新規の施策として、道とも関連して、UIJ ターン新規就業支援事業が実施されているところであります。東京都23区に5年以上在住した方など、移住があれば、その移住の支援金として1世帯100万円、単身であれば60万円を交付しようという制度がこの4月から動いている。どうなのでしょう、まさに今東京都が一番コロナウイルスが蔓延していて、そして報道の中では移住したい、町に移住したいという人が増えている、そういう中では、この制度に乗る、その中では幕別町にも相談する、そんなケースがありそうな感じもするのだけれども、今のところどんなような状況になっていますか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） UIJ ターンの事業内容についてご質問です。これ、実際令和元年度から既にスタートして幕別町が令和2年度から登録を、地方創生の交付金で登録をさせていただいています。令和元年度は道内でも2件しか実績がございませんでした。今年度、8月末現在なのですが、道内では今13件申請の相談があるというふうに道から伺っております。そのうち十勝管内は帯広1件、音更1件という2件の状況で、現状において幕別町で我々その住民の方、東京圏の方からUIJ ターンの関係で直接的な相談は今現状受けていない状況であります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） ちょっと質問の仕方が小さかったです。UIJ ターンのことでは幕別町はないということでした。そのほか、これには関係なく幕別町に移住、または企業の移転そういったことでの相談はどうなのでしょうね。ちょっと課をまたぐ質問になってしまいましたけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 失礼いたしました。

私どもの課で実施している移住定住対策としては、大きく代表的には先ほど答弁にありましたマイホーム応援事業がございます。その関係で、何をもって移住なのか、何をもって引っ越しなのかというものもありますけれども、特に十勝管外からのご相談ですとか、道外からのこの幕別町への移住の相談というのは直接的には今現状においては相談は受けていない状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私から企業からの相談についてご回答いたします。工業団地、業務やっている関係で企業からの相談はあるのですが、十勝管外、あと道外、そういった遠方からの相談については今のところ特にございません。以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） どちらも厳しい状況なのだなということは理解いたしました。今、このコロナウイルス感染症が東京都で蔓延する中で、東京都を中心に蔓延する中で新聞報道の数字でありますけれど

ども、この7月だけで東京都の人口が5,903人減少しているのだそうです。要は、コロナウイルス感染症が蔓延する大都会から地方に出たいのだという、そういう数字なのだそうです。東京都の言う5,903人が大人数ということになるかどうか分からないけれども、そういう人数が東京都からの転出を希望している。それが、どこに、その方々がどこに行ったのかが分からないのだけれども、本当にこのこと、こんな不幸をチャンスにという言い方も失礼ですけれども、これを機会に地方の自治体がその転入した人たちを導く、招き入れる、そういったことを今力を入れるときなのだというふうに考えているところであります。

先ほども言いましたけれども、十勝の中核都市帯広に近いことがきっとほかの町村から、帯広近郊3町以外の町村から人口が集まってくる理由の一つになってくるのだと思うのだけれども、そういう小さいところからのパイの奪い合いではなくて、大きいところから持ってこられるような、そんな施策を考えていただきたいものというふうに思います。

よく東川町の例なんかが出されてくるわけですがけれども、移住体験ツアーが開催されていたり、それから幕別町もないわけではないけれども、移住体験のための宿舎を用意している。ホームページなどを見ると東川町では専門学校なんかもあるって、そこの寮の空き部屋なんかも使って、そしてやる中ではかなりの成果が出ている。8組の募集を出したら、11組が応募になったと、そのようなことが紹介されていました。この20年で人口が1割増えている、そんなことも併せて紹介されていました。

まだまだ、まだやれることはあるのではないかと、この機会にまた、もちろん議会の責務でもあるわけですが、幕別町の大事な施策として人口減をいかにして食い止めていくか、そのことについては本当に町の将来を決めていく大事なことでと思いますので、頑張っていかなければならないというふうに思います。

併せて、今後も行政と一体になってコロナ感染症対策、これを十分に行って、発症者が出ない自治体を維持していく、このことは大事な柱として守っていかなければならないことなのだと思うのだけれども、そのことについてはどうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと今質問の趣旨がよく分からなかったのですがけれども、コロナ対策に関して言えば、最後のコロナ対策の部分に関して言えば、これ本当に町民の皆さんに感謝を申し上げたい。本当に真面目に、本当にそれぞれがこの段階を持って、感染予防対策をやっていた結果、これまでのところ感染者が出ていないということで、引き続き本当に我慢するしかないのですけれども、我慢とその引き続きの感染予防、消毒であったり、3密を避けるだとか、せきエチケットをする、マスクをするだとか、そういうことを本当に地道な活動ということにはなるのですが、それを引き続き続けていただきたいなというふうに思っております。

あと、その分からないといったその前段のことが聞かれたのかどうかちょっと分からなかったのですがけれども、いずれにしても先ほどの小島議員のご質問にお答えしたように、移住という切り口で言うとうち一旦立ち止まってということをお願いしたわけですがけれども、ただ、幕別町の魅力を発信していく中で、サテライトオフィスを設けたい、あるいは職は別にネット環境が整っていればこっち来てもやれるわという方もいらっしゃるかと思いますので、そういった住む場所も含めて情報提供はしていきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:56 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き、続き会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、「新しい生活様式」に向けた諸課題について。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって密を防ぐ「新しい生活様式」を築くためビジネスや経済活動が動き出しております。

今後は、「新しい生活様式」を定着させるため、具体的な課題解決に向けて本町としても推進していかなければなりません。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

①コロナ禍における小中学校の熱中症対策は。

②図書館、体育館などの人の集まる公共施設空間の「密」を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立の考えは。

③地域コミュニティ力が低下する中、コロナ禍によってさらに低下をしている。地域活動を再開し活発化させるための支援の方法は。

④新型コロナウイルス感染症による不安、ストレス、差別・偏見、誹謗中傷など心の問題や職場、地域でのコロナハラスメントの状況と対応についての考えは。

2、若年性認知症への理解と支援について。

認知症は一般的には、高齢者の方に多く見られる症状ですが、65歳未満で発症した場合に若年性認知症とされます。

国の調査によりますと、若年性認知症の推定発症年齢は平均51歳、いわゆる働き盛りの世代であり、本人だけではなく家族の生活への影響が大きいにも関わらず、その実態は明らかではなく支援も十分ではないのが現状です。

本人や配偶者は現役世代であり、仕事に支障が出たり、仕事を続けることができなくなるなど、経済的にも困難な状況に陥ることも考えられます。

さらに、企業や地域社会の理解は十分ではありません。

そこで、まずこの若年性認知症を多くの方に知ってもらい、若年性認知症の方が抱える課題を理解することで、今後の施策や支援につながるものと考えことから、以下について見解を伺います。

①本町における若年性認知症（高次脳機能障がいを含む）の介護認定件数と若年性認知症についての相談件数は。

②若年性認知症の方は働き盛りであることから、経済的な基盤や社会的居場所の確保対策は。

③国が策定している「認知症施策推進総合戦略」では、若年性認知症施策の強化がうたわれていますが、今後、本町として当事者及び家族に対してどのような施策や支援事業を展開していくのか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「新しい生活様式」に向けた諸課題についてであります。

北海道では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を受け、4月17日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態措置として、道民に対して、手洗いの励行やせきエチケットの徹底のほか、3密の回避及び不要不急の外出自粛の要請を行い、感染拡大防止に協力を求めたところであります。

その後、5月25日に緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の収束には至っておらず、ウイルスとの戦いが長期化する中、引き続き感染拡大防止に向けた取組を行う必要があることから、北海道では感染リスクの低減を図りながら、新型コロナウイルスと共存する新たなステージを目指すとして、「新北海道スタイル」を提唱したところであります。

この「新北海道スタイル」では、道民に対して改めて、3密の回避やせきエチケット等といった日常生活を営む上での基本的生活様式のほか、オンラインの活用等、働き方の新しいスタイルなど、国が示す「新しい生活様式」の実践をお願いしているところであり、本町におきましても、ホームペー

ジ、SNS 等を通じて、町民の皆さんに対して、「新北海道スタイル」への協力をお願いしているところでもあります。

ご質問の1点目、「コロナ禍における小中学校の熱中症対策は」についてであります。

小中学校における熱中症対策につきましては、授業中を含めて、小まめに水分補給を行えるよう水筒等を持参するほか、教室や廊下の窓及び教室の入り口を開放し、教室や廊下に扇風機を設置するなどの対応を行っており、換気に留意しながら感染症対策にも努めているところであります。

特に、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、従来、夏季休業期間中である7月27日から8月7日までを登校日とし、暑い時期を迎える中で授業が行われることから、子どもたちに過度な負担がかからないよう、1日当たりの授業時数を短縮するなど、熱中症対策も考慮した上で授業を実施してまいりました。

また、新しい生活様式により、学校においてもマスクの着用、3密の回避等、感染症対策を行っておりますが、常時マスクを着用することで熱中症などの健康被害が発生するおそれがあることから、日常的な健康観察やその日の天候等により、適宜マスクを外すよう指導を行っております。

さらに、屋外で活動を行う場合には、気温が高くなることが予想されるなど、天候の状況に応じて、午前中に実施したり、週の時間割の中で変更するなど柔軟に対応するとともに、生活指導の点においては、登校時をはじめ、授業中や休み時間等においても健康観察を行うなど、コロナ禍における熱中症対策に十分注意しているところであります。

しかしながら、近年、道内においても猛暑日となる日が増加傾向にあることを考えると、現状の対策にも限界があり、さらなる環境整備の必要性があると認識しておりますことから、児童生徒の快適な教育環境の実現に向けて、換気機能つきエアコンの導入について検討しているところであります。

ご質問の2点目、「公共施設空間の「密」を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムを確立する考えは」についてであります。

本町におきましては、学校等の一部を除く屋内施設の利用人数について、国の基本的対処方針で示された「イベント開催制限の段階的緩和の目安」に基づき、定員の設定がない公共施設は、「1人当たり4平方メートル」を基本とし、定員の設定がある公共施設は、定員の50%として、人数を制限しており、「密」にならない環境を保持できる範囲において予約管理を行っておりますことから、現状ではシステム等を用いてまでの可視化については、考えておりません。

また、公共施設の予約につきましては、事前に電話または来所等により施設の利用状況を確認して予約をしていただいておりますが、オンライン等を活用した予約につきましては、過去に施設の予約システムの導入を検討した際に、管理面における煩雑さや多額の維持経費を要することなどが要因となり、導入を見送った経緯もあります。

一方、施設予約とは別に、平成18年度に図書館において、蔵書検索や図書資料の貸出しの予約をオンライン上でできるよう図書館システムを導入したところであります。

また、昨年度から指定管理者が管理を行っている体育施設のうち、札内スポーツセンターにおいて、スマートフォンのアプリを利用し、施設の予約状況を確認できる仕組みをつくっております。公共施設全体の予約等の管理システムの導入につきましては、コスト面もさることながら、導入によりサービスの向上につながるということが重要でありますことから、今後、個別の施設ごとにアプリを活用した簡易的な予約システム等について研究してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「コロナ禍によって地域コミュニティが低下している中、地域活動を再開し活発化させるための支援の方法は」についてであります。

近年、住民の価値観や意識の多様化を背景に、地域への愛着心が薄れ、町内会等の自治会加入率の低下や担い手不足など、地域コミュニティにおける様々な課題が顕在化してきておりますが、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの開催自粛や、地域活動の中止や延期など、活動の縮小を余儀なくされてきたところであります。

地域活動の再開に当たっては、コロナ禍における行動指針として、「新しい生活様式」を町民の皆

さんにお示しし、感染拡大の防止に十分に配慮した取組の徹底をお願いしているところではありますが、感染拡大の不安を感じる方も少なくないことから、活動の必要性や実施に当たっての対策などについて、十分に地域内で検討していただいた上で、地域の皆さんのご理解とご協力の下、感染拡大の防止と地域活動の両立を図りながら、活動の再開に取り組んでいただくよう、公区長や活動団体等に要請してまいりたいと考えております。

また、地域活動を活発化させるための支援の方法については、現在、町で検討を進めている行政区の在り方の検討と併せて、公区長の皆さんとの意見交換や情報交換をさせていただきながら、寄せられたアイデアや地域活動の活性化に取り組む他市町村の事例等を紹介してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「新型コロナウイルス感染症による心の問題や職場、地域でのコロナハラスメントの状況と対応についての考えは」についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な不安や、ふだんと違う生活環境と外出自粛などに伴うストレスを感じる方も多く見られます。また、新型コロナウイルス感染症に感染された方やその家族に対する差別や誤った情報、さらには医療関係者や家族に対するいわれのない誹謗中傷などが、インターネット、SNS、うわさ話などで拡散される事例が相次いでおり、コロナハラスメントと呼ばれる新たなハラスメントが問題となってきております。

本町においては、これまで各種相談窓口や保健師の健康相談業務において、こういった事例はお聞きしておりませんが、このような不当な差別や偏見、誹謗中傷は人権の侵害に当たり、決して許されるものではなく、感染のリスクは誰にでもあり、正しい知識を持ち、冷静に行動することが大切であると考えます。

このことから、本町では、ホームページ等を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の普及、人権への配慮についての啓発を行うことで、町民の皆さんに対して、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いしているほか、人権擁護委員による特設相談や法務省が開設しているインターネット及び電話相談窓口等の周知を行っております。

次に、「若年性認知症への理解と支援について」であります。

認知症は、誰もがなりなり得る可能性のあるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近な病気になっております。65歳未満で発症する若年性認知症につきましては、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所が中心となり、2017年度から2019年度に行った調査によると、18歳から64歳の人口10万人当たりの有病率は50.9人、有病者数は全国で3万5,700人と推計されております。若年性認知症と診断される多くの方が、働き盛りで家族や社会で重要な役割を担う現役世代であることから、就労の継続や経済的な支援、社会参加のための居場所づくりや、介護保険や障がい福祉サービスの活用など多岐にわたる支援を総合的に実施できる支援体制の整備が求められているところであります。

ご質問の1点目、「本町における若年性認知症（高次脳機能障がい含む）の介護認定件数と若年性認知症についての相談件数は」についてであります。若年性認知症の方の要介護認定件数につきましては、過去10年間の件数となりますが、平成22年度1件、25年度1件、27年度2件、令和元年度1件、2年8月末まで1件の合計6件で、うち脳血管疾患による高次脳機能障がいの方は1件となっております。

次に、相談件数については、平成22年度1件、23年度1件、26年度2件、27年度1件、30年度1件、令和元年度3件、2年8月末まで2件の合計11件で、うち脳血管疾患による高次脳機能障がいの方は1件となっております。

ご質問の2点目、「若年性認知症の方への経済的な基盤や社会的居場所の確保対策は」と、ご質問の3点目、「今後、本町として当事者や家族に対してどのような施策や支援事業を展開していくのか」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

厚生労働省は、平成27年1月に策定した「認知症施策総合戦略（新オレンジプラン）」の後継に当

たる認知症に関する施策の指針となる「認知症施策推進大綱」を令和元年6月に公表し、認知症になっても地域で安心して暮らせる「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を車の両輪として施策を推進する考えを示しました。この大綱の具体的な施策の5つの柱の1つとして、若年性認知症の方への支援がうたわれており、各都道府県や政令指定都市に設置されている若年性認知症支援コーディネーターの資質の向上、広域的なネットワークづくりの推進等により、若年性認知症の方の状態に応じた適切な支援や相談に応じるとともに、企業やハローワーク等と連携した就労継続の支援を行うとしています。

若年性認知症の方への支援として利用できる制度としては、認知症と診断され、一定の精神障がいの状態にあることが認定された場合は「精神障がい者保健福祉手帳」、身体の障がいがある場合は「身体障がい者手帳」の交付対象となり、これらの手帳を所持している方は、企業の障がい者雇用枠として働き続けることが可能であるとともに、一定基準を満たせば障害年金を受給することができます。

また、就労中、若年性認知症により休業し、給料が支払われない場合には傷病手当金が支給されるほか、退職された際には、雇用保険制度による失業給付が受けられます。

さらには、「精神障がい者保健福祉手帳」の交付を受けた方は、税制の優遇措置や公共交通料金等の割引、自立支援医療制度により医療費の負担が1割に軽減されるなど、社会生活を送る上での経済的な支援を受けることができます。

社会的居場所の確保対策としましては、町内には、若年性認知症の方のみを対象とした「場」はありませんが、当事者の置かれている状況や環境に応じて、認知症カフェや地域サロンの活用に加えて、障がい福祉サービスにより提供される生活介護サービス、介護保険サービスにより提供される通所介護サービス等を通して、社会と結びつく居場所を提供しているところであります。

現状においては、これらの制度等を、病状や職場環境などの個々の状況に合わせて活用することで支援につながられるよう、地域包括支援センターが相談窓口となり、認知症地域支援推進員である保健師が、制度の紹介や手続などについて、役場内の関係部署、医療機関のソーシャルワーカーなどの関係機関と調整を図るとともに、北海道認知症コールセンターに配置されている若年性認知症支援コーディネーターへの橋渡しを行っているところであり、今後ともこれら関係機関と綿密な連携を図ってまいります。

また、これまでの取組に加え、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、当事者やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるチームオレンジを構築するとともに、家族に対しては、引き続き家族同士の相談、情報共有の場として利用していただける在宅介護者の集いや認知症カフェなどの活用を紹介してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、「新しい生活様式」に向けた諸課題ということで、新型コロナウイルスの出現に伴い、感染予防の基本である、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど、3密を避ける等の新しい生活様式が求められており、これまでとは異なる生活環境で日々の生活を過ごしているのが現状であります。もちろん私たち大人だけでなく、子どもたちにも大きな負担が強いられております。

そんな中、今年の夏の暑さは、酷暑とも言われております。今日もまた、9月なのに30度以上、また本州では40度にもなったところもあるということでもあります。気象庁も命の危険がある暑さであり、災害として認識しているとも発表しております。

そこで児童生徒の健康状態、熱中症が危惧されるわけではありますが、これまでの対策とは違う、前例にとらわれない対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育長。

○教育長（菅野勇次） 前例にとらわれない熱中症対策ということでございますけれども、基本的には熱中症対策につきましては、このコロナ禍にあっても、基本的にやることは一緒でございます。ただ、

コロナ禍でどうしてもマスクの着用ということがございますので、必要に応じてマスクを外す、それから換気を徹底する、それから健康観察という意味合いでは、登校時を含めまして授業中あるいは休憩期間中についても、先生方がそれぞれ健康観察をつぶさに行っているという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 前例にとらわれないというふうに私も言ったのですけれども、まず外で運動などをすると、具体的に気温が何度、また暑さ指数 WBGT、そういうものは何度ぐらいというふうにガイドラインとして立てているのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 教育長。

○教育長（菅野勇次） 具体的な数値は申し上げられませんが、定めているということではないのですけれども、やはり暑さ、それから湿度、そういった状況を勘案しながら、授業の工夫ですとか、さっき言った対策を講じているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 近年は、やはり温暖化ということもありまして、異常な暑さがあるということもありますので、ある程度のガイドラインを定めるということも、やはり必要ではないかなと思います。この夏、児童生徒の熱中症、または熱中症の疑いの報告などはあるかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 今年度におきまして、熱中症の疑いで診断された方は、児童お一人の方が診断を受けて、病院ですぐ、家帰って療養して、入院には至っておりませんが、診断を受けた方が1人でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） やはり本当に特別な暑さではないかなと思うぐらい、北海道ですと、やはりもうお盆を過ぎると涼しくなるというイメージなのですけれども、近年ではそのようなことも何となく違ってきているのかなというふうに感じるところであります。

また、子どもたち、登下校中やまた授業中などは、常にマスクをしております。給食以外のときはマスクを着用が余儀なくされておりますが、このマスクに熱がこもり、暑さが増し、低学年では体温調整が難しいのではないかなというふうに感じますが、教職員の方にはどのように対処を促しているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 今回、今年につきましては、コロナの関係でマスクをした状態で学校生活を送っております。学校としては、苦しうであれば適度な距離を保ってマスクを外すようにですとか、そういったところを指導して、学校生活を送っているという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ある程度の学年になりましたら、やはりそういうことももちろん分かってくると思うのですが、入学したばかりの1年生になりますと、なかなかそういうふうにもならないのではないかなと思います。教職員がいかに、しっかり子どもたちの様子を観察しながら、暑さ対策ということもまたしていただきたいと思います。

また、町としまして独自の対策ということはされているのか、お伺いいたします。例えばランドセル、小学校1年生ですと、もう新しいランドセルを背負っていくのが、もう楽しみというのがあるかと思うのですが、ランドセルの登校は背中が蒸れてすごく暑さを増すということなのですから、そういうような状況も踏まえて、うちの町ではどのように対処しているのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 独自の対策といいたししょうか、どこの町でもやっているかなとは思いますが、児童生徒に対しましては、例えば服装などについて、できるだけ薄着にすることですとか、適宜休憩を取る、体調に異変を感じたらすぐに教員に申し出るようにするなど、そういった指導を行っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ほかのところと比較するわけではないですけども、特に小さい子ですと、低学年ですと、ランドセルをしょっていくと、ちょっと熱がこもるということもありまして、ナップサックに変えたりというところもあるそうであります。

また、日よけの目的、またソーシャルディスタンスの目的も踏まえて、雨傘を外で差して登校したりする学校もあるそうです。また、冷たいタオルや保冷剤、冷感グッズ、また塩分補給のタブレットを子どもたちに与えたりというような、その町独自の対策を取っているというところもあるということです。

今後、うちの町としては、どのように考えていくのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今の冷感湿布の関係ですとか、タブレットなどについては、学校でも用意をしております。例えば体調が悪くなった子どもさんがいらっしゃれば、早急に対応しているところがございますし、あと先ほど水筒を持ってくるというようなご答弁も申し上げたのですが、その中では、例えば冷感湿布ですとか、そういったものも持ってきてもいいようなところもございますので、今後においては、こういった熱中症対策、引き続き当然これ、暑い時期はやっていかなければならぬのですけれども、ご答弁の中でも申し上げましたように、やはり対策として行っていく上で、かなり限界があるのかな。北海道、十勝もかなり気温が上がる日が増えてまいりましたので、そういったことも考慮しまして、さらなる環境整備が必要なのでないかなということで、エアコンの設置について、現在検討をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、教育長のほうからも水筒ということで言われましたが、これ水筒は家から出るときに、家でお水を入れてくるということでもありますよね。そして、来る途中で暑くて、水筒でお水を飲んだり、また授業中の休憩時間や何かに飲んだりということが分かるのですけれども、帰りはこれどうされるのですか。帰りは自分で、感染対策のために水道蛇口からは飲まないということで、水筒入れているという話も伺ったのですけれども、帰りは子どもたちが自由に入れて、そして帰るときに持って帰るということなののでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 水筒の中身でございます。朝来るときには家庭に入れて、学校に持ってくると。学校で随時水分補給をしながら、授業のほう受けているわけなのですけれども、そこで仮に全部飲み干した場合などは、学校の水道を使って補充しながら使っているという、水道から水筒に入れて、そこで使っているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 分かりました。

少しでも子どもたちの負担を軽減してあげるべきでありまして、快適な教育環境の実現に向けて、エアコンの導入を早期に進めていただきたいと思います。

では、2番目の質問なのですが、図書館や公共施設の密を可視化するためのオンライン情報やアプリなどの予約システムということで、今回質問させていただいたのですが、この今回の新型コロナウイルスは、ワクチンが開発されるまでは共存しなくてはならないわけですので、いつまでも巣籠もりという生活をするわけにもいかないので、このようなシステムの構築は、先進的にも進めていく必要があるのではないかなと思ひまして、この質問をさせていただきました。

今回のこのコロナウイルスの影響がなくても、このような時代になりましたら、やはり町民サービスの向上にもつながることから、このシステムを早期に導入をしていただきたいと思いますところでもあります。前向きな検討をしていただいているということですので。

では、次の質問に移らせていただきます。

次、地域コミュニティ力が低下する中、コロナ禍によって地域活動が低下しているというものの質

問であります、今回新型コロナウイルスの影響により、ほとんどの行事、サークル活動、イベント、会合等が中止になり、それこそ本当の巣籠もり生活をして、収束が分からず、これで大丈夫というものがないのですが、一步一步前に進まなくてはならないと、私は感じているところであります。

先ほどのご答弁にもありましたが、公区長、活動団体等にも要請をしていくということでしたが、それはもちろんのことです、まず感染予防を第一に考えて、町発信の行事を行うことにより、少しで進むのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 改めてイベントを起こすということは考えておりません。ただ、これまでやってきたイベントは、ことごとく中止になっているということでありますので、そこは感染予防対策を徹底した上で、規模を縮小してやるということは、一つ考えられるわけであります。事業主体がどちらかというと町ではなくて、観光物産協会だったり、あるいは商工会だったりする面がありますので、十分そういう関係団体と協議をさせていただいて、自粛をすることはいいのですが、それを萎縮するのであっては駄目だというふうに思っております。ですから、岡本議員が言っている巣籠もりというのは、私はどうもぴんとこないわけでありまして、巣籠もりをする必要は全くないわけであって、きちんと感染予防対策をすれば、特に人混みに行かないだとか、人との距離をきちっと取るだとかすれば、恐ろしいですけれども、決して恐れることはないというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたように萎縮することなく、できる範囲の中で、予防対策を徹底してやっていくことが必要であろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 私も町長と同じ考えでありまして、同感するところでありますが、やはりほかの町でも、もういろいろな行事も、人数制限やまた予防に努めながらということで、認知症予防指導者養成講習が行われたり、ママチャリ耐久レースが行われたりというようなこともされておりますので、ぜひともうちの町もそのように、町が発信することにより、町の事例を参考に、公区の活動にも後押しができるのではないかと思います。そこで、行事が中止になったり延期になったりすることから、公区からの相談などは何かあったか、何件くらいあったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） このコロナ禍における町内会活動ですとか、その実施に当たっての相談が、実際、緊急事態宣言が発令されてから、私、先ほど担当の者にも聞いたのですけれども、約5件ほどありました。例えば近隣センターで、これこれこういうことをやりたいのだけれども、大丈夫だろうかとか、外で焼き肉をしたいのだけれども、大丈夫だろうかといったようなご相談を寄せられております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） やはり公区といたしましても、どこに相談をしたらいいのかというと、やはり行政だと思うのですよね。それで、このコロナがまだ収束しない中、まだまだこのような相談は起きるのではないかなというふうに、いよいよ公区で行事を行うというときには、やはり相談があるのでないかなと思いますので、相談のしやすい体制を構築されているのか、また今後されていくつもりがあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） これまで、町から町民の皆さまに対して、活動の自粛の要請であったり、解除に向けて感染予防の拡大に努めてくださいということを、公区長の皆さまにも、個別にご案内させていただいています。そのときに、公区活動でお困りのことがある場合には、住民生活課のほうに問い合わせてくださいと。また、地域でお困りの方がいれば、例えば福祉課が生活の関係の窓口を開いていますよといった、相談窓口の周知をしておりますので、これからは機会はあることに公区長さんを通じて相談体制というか、公区の中身につきましては、住民生活課のほうで対応していますよと

いうことについて、周知を進めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） やはり公区としたら、一番相談しやすいのは行政だと思いますので、その地域性を踏まえた親切的な対応というか、親切的な相談に乗っていただきたいということを申し上げたいと思います。

では、続きまして4番目ですが、新型コロナウイルスの感染によるコロナハラスメントであります。

新型コロナウイルス感染拡大が続く中、感染者が住んでいる市町村などの情報が公開されない事例が増えていますが、感染経路を知ることによって、危機意識も高まることもあります。しかし、デマやうわさ、そして誹謗中傷により、罹患者の不利益になりかねない事態が起きているのも事実であります。幸いにも、本町には今のところ感染者が一人も出ておりませんが、これも住民一人ひとりが危機意識を持って対応しているからと、私は感じているところであります。

しかし、もし感染者が出た場合、ご本人の同意、個人情報保護からも、全て公開とはなりません、町民をコロナ感染から守るという観点と、また感染者を守るという観点では、町としてはどのような考えを持っているのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ感染者が出たときには、まずは保健所がご本人に対して、どこまでの情報を開示していいのかということの相談というか、確認をするわけでありまして、現状ではそこで確認が得られない場合については、情報が出ないという、そういう仕組みになっているわけであります。

ただ、今、岡本さんおっしゃったように、感染拡大防止という公益性と、プライバシーというものをはかりにかけるとするか、それを考えたときに、どうしても感染拡大防止が必要であると。取りあえずそれを取り組んでいかなければならないとなれば、そこはまた考え方が変わってくるのかなというふうに思います。

例えば、窓口の担当する町職員が感染したと。本人は公開しないでくれと言ったとしても、これはやはり感染経路を特定するためには、あるいはどこでどういう接触しているか分からないという面もありますので、これは非常に難しいというか、判断が難しかろうというふうに思います。ですから、これは一概にどうということではなくて、個々のケースに応じて判断をしていかなければならないことであろうと。その際の観点としては、感染拡大という公共性と、個人のプライバシーをどう調整をつけるかということになるかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 町長がおっしゃるように、やはり感染拡大をしないようにということと、また感染者を守るというところからも、やはり難しいものがあるのではないかなと思います。本当にうちの町から感染者が出ないことを祈るというか、本当にこれから皆さんの本当に3密のそういう新しい生活を、さらに続けていただきたいということを言いたいと思います。この新型コロナウイルス感染症が早く収束することを祈り、そしてワクチン開発が早期に完成することを願うばかりであります。

続きまして、若年性認知症への理解と支援についてお伺いいたします。

若年性認知症とは、18歳から64歳で発症する認知症であり、全国で3万5,700人、東京都健康寿命医療センターが公表しております。調査では7割の人が退職を余儀なくされたことも判明しております。高齢で発症する場合とは異なる社会的、家庭的問題を引き起こすことにもなり、周囲の人ができるだけ早く気づき、疾患に応じた適切な支援につなげるにも、課題や支援の在り方が重要であると考えます。

そこで1問目の、本町の若年性認知症の介護認定数をお伺いしたところでありますが、過去10年で6件ということで、高齢者の認知症に比べると、本当に数は少ないのかなと感じるところであります。実際のところはこの倍はあるのではないかと推測するところであります。現に、相談件数はやはりうちの場合を見ても、倍近くになっているというわけでありますので、やはり見えないところがあるのかなというふうに思います。

若年性認知症の初期段階では、なかなか診断にはつながらず、症状が悪化して初めて認知症と気づくケースが多いといわれています。若年性認知症の特徴の一つは、本人の困難のみならず、周囲に及ぼす影響が大きいということがあります。東京都の若年性認知症生活実態調査によりますと、介護生活がどれだけ続くのか先が見えないのが7割、介護している本人の精神ストレスが5割、費用が大きく家計が苦しいというのが3割、社会から孤立しているが2割。このような調査結果を一部であります、若年性認知症の有病者は、現役世代であるがゆえに、困難が大きいことがうかがえます。

そこで経済的に困窮することがないように、支援策や就労継続支援などの就労移行も、スムーズにできるようにしているのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 議員がおっしゃるように、若年で若い方で認知症を発症した場合に、一番大きな問題になってくるのが、経済的支援というところになるかと思います。本町におきましては、現在、若年の方に特定のことができるようなことはございませんが、若年性認知症と診断されることで受けられる手帳などもございますし、先ほど町長の答弁にもございましたが、あと、そのことで職場で障がい者の枠として働き続けられるですとか、手当などもございます。

相談があった場合には、関係の係、課ですとかに連絡を取りまして、できるだけスムーズにその方が制度に適用になるかどうかということの判断も含めまして、対応しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 若年性認知症の方は、先ほども私申し上げましたが、7割がもう退職をしてしまうということでありますが、退職してしまうと受けられる制度のほうも少ないというふうに、傷病手当金などは、在職中でなければ手続ができないということもありまして、退職してしまうとその手当が利用できなくなる、もらえなくなってしまうということもあります。そのようなことに関しまして、説明などはされているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 今、実際には、相談の中でそういった相談を受けたというのは、係とかにも確認したのですけれども、事例としてはないのですが、現職で働いている方については、そのうちに必要な方であれば、そういう制度もありますので忘れないようにとか、あと職場のほうにも必ず疾患について相談をして、手だてなどが漏れないようにということはお話はしていくという体制であります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） やはり知らないで、どうしても会社の中でも部署を変わって就労ができるというのですけれども、そうもいかないというような場合は、すぐ退職に結びついてしまうということもありますので、そういうところもしっかりとお知らせをしていかなければいけないのかなと思います。

1つまたお聞きしたいところが、休職中であっても、前の会社に籍がある場合、就労継続支援A型、B型事業所の利用を、我が町は認めているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） まず就労支援A、Bを受けていくというふうになりますと、障がい認定を受けてという形になるかなと思いますので、そちらのほうでまず認定を受けていただいて、状況によって相談をさせていただくという形になっております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 前の会社に籍が残っているということで、休職しているということでありまして、そのときに籍があるから就労支援のA型、B型のほうに移行することはできないというような町もあるということなのですから、うちの町はどうなのかなということでお尋ねしたわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 実際、先ほど課長申し上げましたように、事例が少ない、事例がないと

いう状況なものですから、個々のケースに応じて考える部分もあるのかなというふうに思いますが、基本的にはその企業に籍があるということを考えますと、なかなか就労継続支援 A、B というところで働くというは、なかなか難しいのではないのかなと。失業給付、休業の手当とかもいただいているのかなと考えますと、そこは難しいのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） それぞれ個々の状況に合わせてということで、そのような若年性認知症の方が利用できる制度のほうを、しっかりと進めていただきたいと思います。

では次に、若年性認知症の方は働き盛りであることから、社会的居場所の確保ということで、今のところ若年性認知症における特定の場所というのはないということでご答弁いただきましたが、今後このような居場所をつくっていくことも必要ではないかなと思います。今のこの状況でありますと、どうしてもこの居場所というと、コミュニティの場というと、高齢者の場所が多いところであります。そうすると若年性認知症の方とはちょっと違いがあって、その場所で自分の居場所を見つけていくのには、難しいのではないかなと思いますが、後はこのようなこともしっかりと考えていく必要があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 確かに今、本町におきましては、若年性の方に特定した集まりの場というのはございませんが、ただ今は、共生ということも言われておりますので、そういう意味ではその方だけを集めて何かをするというよりは、元気な方も、そのことに心配な方も、介護を抱えている家族の方も、いろんな方が交流できる場というのが大事ではないかなというふうに考えております。そういう意味では、今、現況におきましてはちょっとコロナ禍で開けていないところも今年はあるのですが、場所としましては、認知症カフェですとか、地域の集まりというところを活用していただいて、そういうところで居場所づくりをしていけるということが大事だなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、課長がおっしゃったように、やはりこういう方たちの社会的な居場所ということ、今まで現役で働いていましたから、本当に働く意欲はあるわけでありますので、そういうこともしっかりと考えていただきたいと思いますというふうに考えるところであります。

それでは、次なのですけれども、国の新オレンジプランについてですが、これは7つの柱を立てて、その中でも若年性認知症の施策の強化がうたわれております。また、その後にも令和元年6月に認知症施策推進大綱が公表されておりますが、認知症初期集中支援チームが配置をされておりますが、その機能についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 本町におきましても、認知症初期集中支援チームは設置しておりまして、今のところ、認知症の中心となる機関が大江病院さんということで、そちらに委託契約をして実施しております。

認知症の対応で、初期の段階でスムーズに病院につながらないですとか、なかなか相談が難しいという方で、緊急を要するような方につきましては、担当の保健婦などが状況を確認しまして、あとは集中、大江病院さんからとか来ていただいている、専門の医師ですとか看護師さんに来てもらって、どう対応していくかと、まず相談します。その後、お医者さんと、そのときに応じて病院に行って受診したりですとかというところで、まず最初の対応をしまして、あとは定期的にその方がどのような生活をしているか、どのような治療が継続されているかということで、必要な支援を提供しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 高齢化が進む中、我が町としましても、認知症になっても、高齢になってもこの町で住みたいという思いが強いかと思います。住んでみたい町というように、住み続けたい町ということで、幕別町を挙げていただきたいくらいの施策をしっかりと持っていただきたいと思います。

認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる社会の実現は、行政の力だけでなせるものではなく、企業や団体、そして地域住民などがそれぞれの立場で役割を果たすことが求められていると、私は感じているところであります。認知症になっても、安心して希望を持って暮らせる共生社会の町、幕別町になるよう、力を尽くしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

13：57 休憩

14：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き、続き会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9 番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問いたします。

次世代に語り継ぐ、平和教育の充実を。

終戦・被爆 75 年の節目を迎えました。被爆者の長年にわたる訴えが世界の世論を動かし、2017 年には核兵器禁止条約が 122 か国の賛成で採択されました。条約の発効に必要な 50 か国の批准まであと 6 か国と迫っています。

しかし、唯一の被爆国である日本政府は、この条約への参加に背を向け続けています。世界にはいまだ約 1 万 4,000 発の核兵器が存在し、核保有国 9 か国の核兵器予算は、年間約 7 兆 8,000 億円とも言われています。世界を脅かしているコロナパンデミックは、核などの軍事力はウイルスの抑制に何の力も発揮し得ないことを示し、国際社会が人的にも財政的にも連帯し、協力し合う必要性を浮き彫りにしました。こうした情勢の下、日本が積極的に核兵器禁止条約の署名・批准に向かうことが求められていると考えます。

戦争体験を直接語れる世代が減る中で、「今語らなければ」と、初めて戦争体験を語り始める体験者も出てきています。語り部の思いや体験を聞き取って、「原爆の絵」に表す広島の高校生の取組など、若い人が体験者に代わって語り継ぐ役割を果たし始めています。

幕別町でも、若い世代が歴史の事実をしっかりと学び、戦争を語り伝える力をつけられるよう、また、主権者としてこれからの社会の在り方を選択していけるよう、町としてどのような姿勢で平和事業、平和教育に取り組むのか、以下の点を伺います。

1、幕別町平和非核宣言から 35 年、本町の平和事業の取組と、その評価は。

2、町民や子どもたちが、戦争の歴史を学べる機会を充実させる考えは。

①学校教育の中で。

副読本の内容充実。

町内の体験者から聞き取り、感想や絵、演劇などで自ら表現する取組。

戦跡見学など。

②町内の戦争の記録や体験、戦跡を整理して記録化（文書や映像などで）し、次世代に引き継ぐ取組。

③町民の生活の中で。

ふるさと館での、戦時についての展示を充実。

折り鶴やパネル展の取組に加えて、夏の広報紙などに特集ページを作る、戦争の映画上映会をするなど。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、答弁させていただきます。

「次世代に語り継ぐ、平和教育の充実を」についてであります。

世界の平和と安全を実現することは、人類共通の願いであり、本町におきましては、昭和60年12月に、「世界唯一の被爆国として、悲惨な被害を二度と繰り返してはならず、非核三原則を完全に守り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐ」とした「平和非核宣言」を決議し、この精神の下、平和事業及び平和教育に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「幕別町平和非核宣言から35年、本町の平和事業の取組とその評価は」についてであります。

本町における平和に関する事業といたしましては、これまで平和非核宣言の看板を町内4か所に設置したほか、平和への願いを込めた千羽鶴を被爆地である広島市及び長崎市に贈る運動を町民に呼びかけ、本年も2,000羽以上の折り鶴が集まり、終戦記念日に合わせて、広島の「原爆の子の像」と長崎市の「原爆資料館」に捧げていただいております。

また、毎年8月には、幕別地区、札内地区及び忠類地区の3地区を順番に、原爆パネル展を開催し、核兵器使用の悲惨な実態を風化させないように取り組んでいるとともに、核兵器の廃絶と平和の大切さについて考えていただく機会として実施しているところであります。

さらには、原水爆禁止平和行進活動や原水爆禁止世界大会に参加する方々との懇談、激励及び活動に対する支援をはじめ、「平和首長会議」の一員として、国連に対する核兵器廃絶に関する署名活動など、加盟都市と連携を図りながら核兵器廃絶の住民意識の喚起等に取り組んでいます。

町といたしましては、このような平和事業を通して、町民の皆さんが核兵器の脅威と平和の尊さについて考え、感じていただく機会となり、平和非核宣言の具現化に寄与しているものと捉えております。

以上で、酒井議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「町民や子どもたちが戦争の歴史を学べる機会を充実させる考えは」についてであります。

1つ目の、「学校教育の中で副読本の内容充実、町内の体験者から聞き取り、感想や絵、演劇などで自ら表現する取組、戦跡見学など」についてであります。

はじめに、副読本の内容充実についてであります。

小学校学習指導要領では、社会の第3学年の目標として、身近な地域や市区町村の地理的環境、地元の産業と消費生活の様子など、第4学年では、自分たちの都道府県の地理的環境や地域の人々の健康と生活環境を支える働き、伝統と文化など、共に地域学習について掲げております。

教科書については、全国版であり、自分たちの地域を詳細に網羅しているものではないことから、本町では指導要領の改訂に合わせて、地域学習の教材として、小学校第3学年と第4学年用の社会科副読本を編集しており、この副読本を活用することで、一層、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うこととしているところであります。

一方、平和教育に関する学習については、学習指導要領上、第6学年の社会に位置付けられ、我が国が日中戦争や第二次世界大戦などを経て、戦後の民主的な国家として出発し、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことを学ぶこととされているため、地域学習を主体としている第3学年及び第4学年の社会では、副読本においても戦争の記述は年表で北海道空襲を表示しているほか、巻頭・巻末に町の史跡を記した「歴史の散歩道」を掲載する程度としております。

次に、町内の体験者からの聞き取り、感想や絵、演劇などで自ら表現する取組についてであります。

町内の戦争体験者からの聞き取りについては、実施しておりませんが、各学校では、各教科等を通じて、多様な学習活動を行っており、取組の一例を申し上げますと、小学校の国語では、戦争をテー

マとした物語やアニメ映画の鑑賞、総合的な学習と図画工作では、自ら考える「戦争の怖さを伝え平和を願う彫刻プロジェクト」として、思い描く絵を基に粘土で作品を制作し、グループで感想を話し合うなど、平和の大切さを学習しております。

また、中学校においては、社会の「二度の世界大戦と日本」の単元で、戦争が続いた時代の暮らしを考えたり、「人権と日本国憲法」では、平和主義の意義と被爆国日本の役割を学習しているほか、道德の「集団や社会とのかかわり」では、世界平和に貢献するために、自分たちにできることについて学んでおります。

このほか、文化祭において、平和・戦争を題材とした演劇を行い、戦争の悲惨さと平和な社会を築くことの大切さに気づかせる活動に取り組んでいる学校もあるところです。

次に、戦跡見学につきましては、新田の森に昭和 20 年 7 月 14 日、新田ベニヤ工場を中心に、幕別市街地で空襲があったことを示す機銃痕の残る壁があることから、社会の授業の一環として、現地を見学し平和の重要性を学んでいる学校もあります。

2 つ目の「町内の戦争の記録や体験、戦跡を整理して記録化し、次世代に引き継ぐ取組」についてであります。

教育委員会の取組として、図書館では町に関する郷土資料を収集するに当たり、町の刊行物をはじめ、歴史・文化・産業など網羅的な収集に努めているところであります。

ご質問にあります、町内の戦争の記録や体験、戦跡に関する資料につきましては、本館では主に、郷土資料のスペースの一角に設けている戦争に関するコーナーに保存しており、映像の資料はありませんが、自分史や文集などの一部に関連する記載のある図書を含めると、約 30 冊を所蔵しております。

戦争の歴史を学ぶ取組といたしましては、平成 7 年 9 月 30 日に発行いたしました「町民文芸まぐべつ」第 11 号の中で、この年が先の大戦の終戦から 50 年の節目でありましたことから、「私と終戦」と題した特集を組み、10 名の町民の方からお寄せいただいた戦争体験を掲載いたしました。

また、平成 28 年には、図書館のボランティアである、まぐべつ BOOK サポーターの方が企画したパネル展示「幕別に残る戦争のつめ跡」におきまして、ふるさと館事業委員会が調査いたしました三角兵舎跡を中心としたパネルを、8 月 11 日から 18 日までの 8 日間、展示したところであります。

加えて、本年度につきましては、「戦争と平和」と題し、戦争と平和にまつわる図書をカウンター近くの展示スペースに集めた特別展示を 8 月 1 日から 30 日まで全館で開催し、期間中には展示した図書を図書館のホームページにも掲載し紹介いたしました。

3 つ目の「町民の生活の中で、ふるさと館での、戦時についての展示を充実、折り鶴やパネル展の取組に加えて、夏の広報紙などに特集ページを作る、戦争の映画上映会をするなど」についてであります。

はじめに、「ふるさと館の戦時についての展示」につきましては、銃弾が貫通した旧日本軍の水筒や家族らが寄せ書きをした日章旗のほか、軍隊手帳など 25 点を戦争に関するコーナーを設け展示しているところであります。

今後においては、限られた展示品ではありますが、終戦記念日に合わせて、改めて広報紙や SNS 等で紹介したり、来場を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、「折り鶴やパネル展の取組に加えて、夏の広報紙などに特集ページを作る、戦争の映画上映会をするなど」についてであります。

本町にも、空襲による爆弾投下跡や蒸気機関車が破壊された記録のほか、戦没者の名前が刻まれた碑など、第二次世界大戦の暗い傷跡が残されておりますが、こうした事実を戦争経験のない多くの方に知っていただくため、機会を捉えて広報紙の特集ページの掲載について検討してまいります。

また、これまで百年記念ホールにおいては、町民芸術劇場の主催事業として、戦争によって大切にしていたものが失われていく様子を描いた映画「この世界の片隅に」を平成 29 年 8 月に上映したほか、昨年 11 月には戦争によって未来を奪われた若者たちの物語、演劇「遠い約束」を上演いたしました。

今後におきましては、節目に合わせて、映画の上映や演劇などを通じて、戦争の歴史に触れる機会を提供することができないかどうか、指定管理者との協議の中で検討するとともに、近隣市町村で開催される戦争をテーマとした行事等の周知に努めてまいります。

終戦から 75 年、多くの尊い命、財産、自然、文化を失った体験の記憶が薄れつつある中、教育委員会といたしましては、今後も引き続き、戦争に関わる歴史資料等の収集に努めるとともに、町内の語り部を訪ね当てることも検討しながら、戦争の残した教訓や平和の大切さを学べる機会を設けてまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） それでは、再質問をさせていただきます。

幕別町はこれまで、答弁にもありましたように、積極的に核兵器廃絶に向けた取組を行ってきていると思います。町民の中でも、毎年、平和まつりや核兵器廃絶を求める署名行動、平和行進や、体験を語り継ぐ取組など、継続した運動が取り組まれ、町の姿勢や支援が町民の運動を後押しする大きな役割を果たしてきていると思います。

その上で、なぜ今回、平和事業、平和教育を取り上げようと思ったのかですが、一つには、この町で子育てをしている中で、子どもたちに戦争の歴史や悲惨さ、平和への願いを語り継いでいけるだろうかと、自分自身もそうですし、同じように不安を感じているという保護者の方の声を聞くことがあるからです。

戦争を体験していない自分たちの世代も、生活の中で戦争の歴史や平和を考える機会に接することが、ほとんどないように思います。私自身は兵庫県に生まれ育ちましたが、当時は身近な高齢者の方から、断片的でも戦争のときの生活を聞く機会がありましたし、原爆の日や終戦記念日となると、小中学校は夏休みの登校日と設定され、戦争関係の映画上映などが行われていました。小学校の修学旅行では被爆地を訪問し、全員が被爆者の方の体験を聞いたり、資料館を見学する機会がありました。また、明石や神戸の大空襲についても、必ず皆が学ぶ機会がありました。今、次の世代のこの町の子どもたちに伝えていかなければならない自分たちの親の世代が、それができているだろうかと危機感に似た思いを感じています。

この町で空襲があったという事実も知らないという親世代の方がたくさんいらっしゃると思います。8月6日も9日も終戦の日の15日も、テレビなどで戦争の報道はされますが、身近な生活の中では、特別何かの動きを感じることもなく、当時この町で何が起こっていたかに思いをはせることもなく過ぎていくという感覚があり、壮絶な戦争体験をして、後世のために必至の思いで戦争を語られている体験者の方の思いを、子どもたちにつないでいけるのかと率直に不安を感じたからです。

平和事業を取り上げようと思った理由の2つ目は、核兵器をめぐる世界と日本の動きです。核廃絶に向けて、世界の世論は大きく前進しつつも、核兵器保有国との対立は激しさを増しています。平和首長会議は、幕別町が参加した2009年9月当時は、国内の加盟自治体はまだ21.6%、388自治体でしたが、9月1日現在、99.5%の1,733自治体が加盟しており、8自治体を残すのみとなっています。世界でも164か国の7,956都市が加盟しています。世界での核廃絶の流れは勢いを増して広がり、核兵器禁止条約の発効にもあと一歩と迫るところまでできています。

一方で、核保有国は、こうした願いに応えるどころか、実際の使用を想定した小型核兵器を使える核兵器として、2,000発近くも配備し、偶然や人的ミスなどで核爆発が起きかねない状態になっています。そうした対立の中で、日本政府はどうかというと、核兵器禁止条約に背を向けており、その姿勢に各方面から憂慮する声を上げています。

こうした状況の中で、これからの日本の進むべき方向を、主権者である一人ひとりに見極める責任が課せられていると感じます。その力をどうつけていくかですが、語り部が減っていることを踏まえて、今、全国で新たな段階を迎えているという認識に立ち、体験していない世代が主体となり、さらに次の世代に語り継いでいくという試みが重視して取り組まれ始めています。

そこで質問ですが、幕別町でも、今、戦争体験のない世代がさらに次の世代に語り継ぐ力をつけていく、こうした課題を位置付ける必要性があるのではないかと思います。町としては、その点についてどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 終戦から 75 年がたったわけでありまして。当時 10 歳の方が 85 歳、15 歳だと 90 歳ということでありまして、もう生きておられる方も残り少なくなっているのかなというふうに思います。そういう方々の戦争体験であったり、実際に爆撃を受けた体験、これを聞いて、それを語り継いでいくということは、非常に大切なことであろうというふうに思っております。

教育委員会、教育長からの答弁にもありましたように、そういった取組について検討していくということですので、十分その重要性を私も認識しておりますので、教育委員会とも協議しながら、本当に生の声を聞けるということ、やはり一番生の声を聞くということは、身にしみることですので、そういったところを大切にしていきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 生の声を聞くことは、とても大切ということは私も思います。その生の声を聞けなくなってくる時期を迎える中で、聞いた次の世代に語り継いでいくという力をつけるというのは、また次の位置付けとなるのかなと思うのですか、その辺りはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、繰り返し引き継いでいくことは、当然のことですので、私はまず取っかかりとして申し上げたわけで、それを代々後世に残していくということはもちろん大切なことでもあります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 分かりました。

今、先ほども申し上げたように、日本政府の姿勢が国内外の様々な立場の方から憂慮するという声が上がっています。今年の広島、長崎での原爆記念式典での安倍首相の挨拶で、核兵器禁止条約について一切触れなかったことが話題となりました。首相が繰り返したのは、立場の異なる国々の橋渡しに努め、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードするということでしたが、これに対して、広島市松井市長は平和宣言の中で、日本政府には核保有国と非核保有国の橋渡し役をしっかりと果たすためにも、核兵器禁止条約への署名批准を求めると痛烈に批判をしています。

日本世論調査会の 8 月発表の調査では、日本は核兵器禁止条約に参加すべきだと答えた国民が 72% でした。日本政府と被爆地や平和首長会議、国民との願いとの乖離が、ますます激しくなっているように思います。

平和首長会議の立場で、自治体が積極的な取組を広げることが、被爆者の命のあるうちに核廃絶という被爆地の願いに応えることにつながると考えますが、このことについて町の考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町としましては、これまで平和非核宣言の看板を設置するとか、あるいは終戦の日に向けて千羽鶴を町民から頂いたものをお贈りする、あるいは原爆パネル展を開催する、さらには広島に行かれる方との懇談、激励もさせていただいているわけでありまして。

当然、戦争のないこと、核兵器のないこと、これはもう望むのは当然のことです。ただ、総理がどうこう言っていることに対しては、私は私の立場では申し上げられませんので、私の望みとしては争いのない国、核兵器のない国を望みたいというのが本音であります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） では、次の質問に移ります。

町として、毎年、平和事業に取り組んでいますが、被爆 70 年、幕別町平和非核宣言 30 年を迎えた 2015 年には、節目の取組として、平和非核に関する標語の募集や、平和非核宣言の紹介を広報を通じ

て行ったと、過去の一般質問の答弁で答えられていたと思います。

今年は、被爆 75 年、平和非核宣言 35 年という節目の年でしたけれども、取組について何か検討されたかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今年が節目かどうかは、いろいろ人それぞれの思いがありますので、私としては節目というふうには捉えていなかったわけであります。ただ、やはりどんどん戦争の話、つらい体験だとか、戦争体験というのは風化している、年を追うごとに風化していることは事実であるというふうに思います。過去の広報紙の特集もちょっと調べてみました。やはり紙面を割いている部分は非常に少なかったわけであります。今こそ、やはり戦争について特集を組んだり、先ほど申し上げた、語り部のお話を聞いて、それを紹介したりということ、この大切さは十分認識しておりますので、そういった方向で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） ぜひ期待したいと思います。

先ほど、今年は節目と考えていなかったということですが、10 年といえどゼロ歳の子が 10 歳になるまで、節目の取組に触れることがないということになりますし、戦争体験者にとっても、10 年というのは長いかなというふうに思います。毎年、毎年、できることをやることも必要ですが、せめて 5 年ごとに取組を見直しといいますか、より何ができるかということを検討することも大事かと考えますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 年数にこだわることなく、やはりその時々で必要なものについては、それを実現させていく、実行していくということが大切であろうというふうに思っております。

先ほど申し上げたように、徐々に風化しつつあるわけでありますので、そこをしっかりと認識しながら、年数にこだわることなくやるべきことについてはやっていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 期待したいと思います。

それでは、大きな 2 つ目の質問の生活や教育の中で戦争の歴史を学べる機会に関わって、幾つか質問をしたいと思います。

核兵器をめぐる情勢の変化や、世代が移り変わっていくという中で、町の平和事業をどう発展させていくか検討し続けていくことが必要かと思います。

1 つは、町の戦争の記録や体験、戦跡を整理し記録化して、次世代に引き継ぐ取組についてです。

今、インターネット技術などを駆使して、後世に記録を残そうとする動きが広がりつつあります。当時のモノクロの写真を AI でカラー化して、リアルな日常生活が当時もあったということを想像しやすくする取組や、また体験者の語りを映像で残すなど、記憶の風化を防ごうとする取組もされています。

広島では、高校生が被爆者の方から体験を聞き取って、1 年間、同じ被爆者の方とやり取りを繰り返しながら、1 枚の絵を仕上げていくという原爆の絵の運動が、原爆資料館の主催で 10 年ほど前から取り組まれています。被爆者から体験を聞いて、絵にしていくことを通じて、高校生が深く原爆を知り、語り継ぐ力になっている様子が伝えられています。

幕別町やその近隣にも貴重な戦跡が、先ほどの答弁にもありましたように残ってしまっていて、貴重な体験をお持ちの方がたくさんいらっしゃると思います。私が少しでも聞き得た範囲でも、小学生だった当時、出征する兵士を見送りに幕別駅にみんなで旗を持っていったと。そうしたら、たくさんの人が駅に集まっていて、後になって見送った人が亡くなったと聞いた。戦地に行っていた自分の父親が戻ってこなかったらと、不安だったという方のお話、また桐の箱に石ころ 1 つで帰ってきたおじのことを、涙ながらに話していた祖母の姿が目に残っているという方、また終戦後も長く苦勞して、樺太や満州から引き揚げてきて、後世にこんなつらい思いをさせられないと語り続けておられた方、

また新田ベニヤに勤めていた 17 歳の女の子をはじめ、帯広空襲で亡くなった 6 人はみんな子どもだったことなど、忘れ去ってはいけない歴史があると思います。

町内で歴史を語り継ぐ運動をしている団体も、今、体験を語れる方が少なくなっているとおっしゃっていました。戦争の悲惨さや体験者の方の後世の思いに、若い世代が身近に触れられる状況をいかにつくるか、図書の中にたくさんあるというお話でしたけれども、それを生かす手だてが必要ではないかと思います。

学校教育の中では、平和教育が 6 年生で位置付けられるというお話でした。3、4 年生では、副読本でも、ほとんど戦争の当時の生活が触れられていないということでしたが、以前は副読本でも戦時中の町の様子や生活が二、三ページにわたって触れられていたのが、それも今なくなっているということでした。こうした中で、別の形で子どもたちに伝えていくことが必要ではないかと思います。

町には、機銃掃射の弾痕が残る新田ベニヤの資料館の外壁や、防空ごうの跡や、図書館横に空襲の爆弾の爆発の跡など戦跡もありますが、新田資料館の外壁は、先日見に行ったのですけれども、説明板も木ややぶの陰に隠れていて、表示の説明も、もうほとんど見えないぐらい古く、傷んでいるという状況で、資料館の方に、機銃掃射の跡がちょっと分からなかったの、どこですかとお伺いしたのですけれども、その方もちょっとよく分からないのだというお話で、そうした状況でした。可能な限り整備するなどして、残していくことができないかなと考えますが、どうでしょうか。

また、ふるさと館には、貴重な展示品がたくさん置かれていました。テーマごととか、時系列なり、そうしたテーマでまとめて展示をするとか、解説をつけるなど工夫ができないかなという印象でした。町の記録や戦跡など、次世代に引き継ぐために、町民にとって、より身近で分かりやすい、学びやすい状況に整理していくことについて検討する考えはありませんか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） たくさんお話をいただきました。

まず、はじめに映像の関係でございますけれども、答弁でも申し上げましたとおり、現在の状況といたしましては、町内の戦争の体験ですとか、戦跡などの記録というのは、町民文芸まぐべつであったり、幕別町史であったり、あるいは歴史の散歩道という形で、文書なりで保存しているというのが現状でございます。

映像でというお話でございます。今後、情報収集、語り部を探すという意味合い、今いろいろ情報もございましたので、後ほど教えていただきたいというふうにも思いますけれども、そういった情報を収集する中で、生の声を録画して、映像に転換していくというようなことも考えられますので、進める中で検討してまいりたいというふうに思います。

あとは、新田ベニヤ、新田の森のところにある機銃痕の関係でございますけれども、あそこは都市公園法上は新田の森という都市公園の位置付けにはなっております。そういった関係もございますし、歴史の散歩道との絡みもございますので、説明文、案内看板については、私も先日、拝見させていただいたのですけれども、ちょっとやっぱり分かりづらくなっているというのは事実でございますので、その辺は何らかの手だてがないかどうか探ってまいりたいというふうに私も思います。

それから、ふるさと館の関係でございます。現実的に今ある 25 点のものについては展示をしているところなのですが、テーマを持ってですとか、もう少し分かりやすくというようなこともあろうかと思います。その辺の展示手法については、また研究させていただきたいというふうに思いますし、今後、様々な語り部を探る情報収集ですとか、そういったことを進めていく中で、ほかにまたこういった資料があるよというようなことがあれば、また加えていくとかということも可能だと思いますので、そういったことも探ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 戦跡や記録については、たくさん知っておられる町民の方もたくさんいると思うので、町民と一体となって取り組んでいけたらいいなというふうに思います。

今年、終戦記念日に、NHK が 18 歳、19 歳 1,200 人に行った世論調査では、終戦を迎えた日について、

14%の若者が「知らない」と答えていました。これに対して、高校の現場で社会科の教師を勤めた経験を持つ明治大学の藤井教授がコメントを述べているのですけれども、「危機的な数字だと思う。中学、高校の歴史の授業が戦争まで行かないことが多く、必然的に8月15日が終戦の日だと知らないことが多くなっている。若者たちのニュースソースが携帯電話などになると、8月15日が終戦の日というのが表示されていても、クリックしなかったら意識できない。こうした若者たちがますます増えていくことは容易に想像がつく。若者たちの意識を社会や歴史に向けさせる必要があり、そのためにも学校現場の教育が大事になる」と指摘をしています。

学校教育や行政によるイニシアチブが、この今の時代の流れの中で、より大事になっていると感じます。そうしたことを踏まえて、できることからこれまで以上にやっていくことが必要かと思いますが、いろいろと前向きな答弁をいただきましたので、それに期待したいと思います。

それに加えてですけれども、平和首長会議で提起されたことの具体化を提案させていただきたいというふうに思います。平和首長会議では、「核兵器廃絶のための緊急行動 2020 ビジョン」として、幾つかの具体的取組を呼びかけています。

1つは、被爆樹木二世の植樹です。被爆した広島のアオギリ、長崎のクスノキの苗木の植樹を各地に呼びかけています。ある自治体では、原爆の日に、この苗木を囲んで平和の集いを開き、平和の誓いを新たにしているところもあります。また、釧路市でも平成17年に戦後60周年を記念して、2本の苗木を植樹しています。幕別町でも、被爆樹木二世の植樹の取組について検討できないかと考えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、植樹の話は初めて聞きましたので、この場でどうこうというのは難しいわけでありまして、果たして育つかということ、釧路で育ってもこっちで育つかということもありますし、植樹することの意味合いというものも十分考えなければなりませんし、今後、検討の課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。

平和首長会議に提起されていることとして、もう一点、核兵器禁止条約の署名の取組です。首長会議では、9月1日までに約306万6,000筆の署名が集約をされています。さらに、これを広げることを呼びかけています。署名活動への協力を呼びかけるポスターも、ホームページからダウンロードして活用するよう提起されています。

幕別町でも、今年の夏、町内で役場の職員の皆さんをはじめとして、700人以上の方がこの署名に協力をしたと聞いています。帯広市では、ホームページや広報で署名を市民に呼びかけたり、庁舎などに署名を置いたりしているということもあります。積極的に住民に呼びかけている自治体も広がっています。幕別町としても、何らかの形で町民に署名を呼びかける取組を具体化することについて検討する考えはありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私自身も署名はしているわけでありまして。その辺も、今はやっていないわけでありましてけれども、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） ぜひ検討を期待したいと思います。

平和首長会議では、苗木の植樹や核兵器禁止条約の署名のほか、若い人を被爆地に派遣する青少年平和と交流支援事業や、平和教育の充実などを呼びかけ、全国の好事例などもホームページで紹介をしています。ぜひ、できることからということになると思うのですけれども、平和首長会議が呼びかけている行動に取り組んではどうかと考えますが、先ほど2つの課題についてお聞きしましたが、その他についても検討する考えはありますでしょうか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内容を精査した中で、やれることについては実施をしまいたいというふうに
思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） ぜひ期待したいと思います。

戦争体験された町民の皆さんの平和への願いをしっかりと次の世代に引き継ぎ、核兵器のない世界
を引き寄せるために、積極的に創意ある平和事業、平和教育に町民も行政も力を合わせて取り組める
よう願って質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、15 時 5 分まで休憩いたします。

14 : 54 休憩

(15 : 05 藤原議員退場)

15 : 05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

介護保険法 20 年、介護保障の充実を。

介護保険は、高齢化が進み介護を必要とする人が増加しており、家族の介護負担軽減から「介護の
社会化」を進めるとして 2000 年からスタートしました。しかし、介護離職は介護保険スタートの 2 倍
に増え、介護で追い詰められる家族が増え、虐待、介護放棄や介護心中なども増加しています。その
原因には、介護保険スタート時点から介護する家族の世帯変化に保険制度が対応していないことが一
因として挙げられております。

介護保険スタート時点の介護者の世帯構成は「三世帯同居」がトップでした。この間、介護する家
族は「独居」がトップに変わり、「老夫婦世帯」と合わせ 50%以上が高齢者だけの世帯です。要介護
になった独り暮らしには生活援助が不可欠ですが、この変化に介護保険は逆行してきました。

2005 年に要介護 1 の認定者を要支援 2 へ移行し、利用できるサービスを減らしました。2014 年には、
特別養護老人ホームの入居について原則要介護認定 3 以上に。さらに、要支援者 1、2 のホームヘル
プとデイサービスを介護保険給付から外して、「新総合事業」として市町村に委ねられました。2017
年には、「市町村の保険者機能の抜本的強化」を打ち出し、市町村が給付抑制目標を計画的に定め国
に報告することを義務付け、それに応じて新たな交付金を与える仕組みまで持ち込みました。

来年度は、第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画が実施されます。高齢者の独居・老夫婦世帯
が増加していく中で、高齢者も支える世代も安心して暮らしていける計画が求められています。

以下、次の点について伺います。

1、総合事業に関して

①緩和型サービス、住民主体型サービス等が進められているが、サービスの後退が起こっています。
移行促進を改め、要支援者の希望に基づく従前のホームヘルプサービス、デイサービスが利用できる
ようにすること。

②令和 3 年度から介護ヘルパーなどの専門職でなくても、サービスの対応が可能となる総合事業の
「介護予防・生活支援サービス事業」及び「介護予防ケアマネジメント」について、「要介護者まで
対象拡大」を行わないこと。

2、保険者機能強化推進交付金は、自治体に国の評価指標の達成度を点数化し、それに応じて交付
金を与える仕組みである。要介護認定者やサービス利用の抑制などにつながる可能性がある。要介護
認定率など計画目標化しないこと。

3、介護保険料は、スタート時点で基準月額 3,033 円だったが、現在 5,400 円で 1.78 倍になっており、高齢者の負担が大変重くなっている。第 8 期の保険料の見込みは。

4、介護保険会計に一般会計から繰入れを行っている保険者が多くなっている。町でも高齢者の負担軽減のために行うべきではないか。

5、介護保険の財源として、国庫負担金の割合を増やすよう国に求めていくこと。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「介護保険法 20 年、介護保障の充実を」についてであります。

介護保険制度は、その創設から 20 年がたち、サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超え、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しているところであります。

少子化及び高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者が増える一方で、その支え手が減少することが見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を高めるための取組が求められており、本町におきましても、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところであります。

また、団塊ジュニア世代が 65 歳を迎える 2040 年には、現役人口が急速に減少する一方で、高齢者人口がピークを迎え、高齢者のみの世帯や認知症の方の増加が想定されているところであります。

本年度におきましては、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間を計画期間とする「第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定年度となっており、第 7 期の計画での目標や具体的な施策の利用実績を踏まえ、2025 年、2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの整備を念頭に策定作業を進めているところであります。

ご質問の 1 点目、「総合事業について」であります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」いわゆる総合事業につきましては、市町村が中心になり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者と事業対象者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指し、本町では平成 29 年度から実施しているところであります。

1 つ目の「緩和型サービス、住民型サービス等への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前のホームヘルプサービス、デイサービスが利用できるようにすること」についてであります。本町で実施している総合事業は、要支援 1、2 の方の予防給付として提供されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を、それぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」として、これまでどおりのサービスを既存の事業所において提供しており、基準緩和型サービスや住民主体型サービスを提供する事業所はありません。

2 つ目の「総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」及び「介護予防ケアマネジメント」について、要介護者まで対象拡大を行わないこと」についてであります。

本年 7 月 31 日に開催されました都道府県を対象にした全国介護保険担当課長会議において、要支援者等に加えて、市町村の判断により、要介護者についても総合事業の介護予防・生活支援サービスの対象者とし、対象となるサービスは、要支援者等と同様に、訪問型サービスと通所型サービス、介護予防ケアマネジメントとすることが示されました。

これは、介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなるため、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から対象の拡大をしようとするものであります。本町においては「訪問型サービス」及び「通所型サービス」は、これまでどおり継続してサービスが提供されており、介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターのケアマネジャーが行っておりますので、現時点では要介護者まで対象を拡大しても変わる場所はないと判断しておりますが、この秋に発布される省令によって明確になるものと考えております。

ご質問の2点目、「保険者機能強化推進交付金の仕組みが要介護認定者やサービス利用の抑制につながる可能性があるため、要介護認定率など計画目標化しないこと」についてであります。

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するため、市町村や都道府県のような取組を評価できるよう、客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために、保険者機能強化推進交付金が平成30年から開始されました。

この交付金に係る市町村の取組を評価する指標は、毎年度見直しされるものでありますが、令和元年度においては、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築や、自立支援、重度化防止等に資する施策の推進、介護保険運営の安定化に資する施策の推進の全65項目からなっており、これにより各市町村、都道府県が地域課題を分析して、その実情に応じた取組を進めることが期待されております。

この評価は、実際に取り組んだ事項について行われるものであり、目標に対する成果が求められるものではないことから、この交付金制度により要介護認定者やサービス利用の抑制につながるものではなく、むしろサービスの向上が図られるものと考えております。

ご質問の3点目、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の保険料の見込みは」についてであります。

令和3年度からの第8期における介護保険料につきましては、現計画の推進状況の分析評価を行い、介護サービスの基盤の整備をはじめとして、向こう3年間の必要な介護給付に関する費用を勘案して算定することとなります。

現在、第8期計画の策定に向け、基礎データを得るために各種調査を実施している段階であり、次期計画における在宅サービスや施設サービスの方向性などが具体的に定まっていない状況でありますことから、第8期の介護保険料の額をお示しする段階にはありません。

ご質問の4点目、「介護保険特別会計への一般会計からの繰入れを、町でも高齢者負担軽減のため行うべきではないか」についてであります。

介護保険料の負担軽減については、国の三原則が示されており、第1に保険料の全額免除は行わない、第2に収入のみに着目した一律の減免は行わない、第3に一般財源を繰り入れることによる減免は適切ではないとされております。

介護保険料を算定する所得階層につきましては、第6期計画から原則9段階となっておりますが、本町においては国の基準所得の変更に伴う激変緩和措置として、12段階に設定するとともに、第4段階の基準割合を町独自に0.05引き下げることで、低所得者の負担軽減を図っており、また、利用料については、社会福祉法人等のサービス利用料や訪問介護サービス利用料、認知症グループホームの居住費について、減免を実施しているところでありますので、さらに負担軽減のための費用を一般会計から繰り入れることは、適正な介護保険制度の運営を損なうものと考えております。

ご質問の5点目、「介護保険の財源として国庫負担金の割合を増やすよう国に求めていくこと」についてであります。

介護保険制度につきましては、高齢化の進展に伴う要介護者の増加や核家族化の進行など、介護を必要とする高齢者を取り巻く状況が変化する中で、高齢者の暮らしを支える社会保障制度として欠かせないものになっております。

本町におきましても、高齢者の増加に伴い、要介護認定者数、介護サービス利用者数は共に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しているところでありますが、令和元年度の介護給付費の総額は、制度創設当初の約6億6,000円から、3.5倍の約23億円となり、今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護保険制度の安定性・持続可能性の確保のためにも、国の財政的関与が必要と考えております。

町といたしましては、これまでも北海道町村会を通じ、介護保険制度を安定的に運営するため、将来にわたり地方負担が過重とならないよう、国費の負担割合の引上げについて国に要請を行っており、

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○10 番（野原恵子）　まず、総合事業に関してなのですが、総合事業は要支援者に限定されておりまして、介護予防や日常生活支援、そういうところに介護総合事業の内容が、主なものですが、そういうもので行われております。それで、認定するのはチェックリストで要支援１、要支援２も可能ということで、認定の更新者は市町村の窓口で行われるということで、専門職でなくてもいいということですね。それで、利用者本人の状況や、サービス利用者の意向を聞いた上で振り分けているという認定の在り方です。そして、要介護度の判定は訪問調査と主治医の意見書にて行われる、こういう状況になっております。

それで、地域の方のお話を聞きますと、この認定の在り方になるのですが、大変この要支援2と要介護1、この認定の在り方について、どのような基準で認定を行うのか。例えば同じような状況の方でも、一方では要支援2、一方では要介護1とか要介護2とかという判定が見られるということで、こうなりますと、やはりサービス料が違ってきますね。ですから、そういうところを実際にサービスを利用している人の中から疑問が出ているのですね。その認定の在り方、大変微妙なところもあるということなのですが、これは利用者にとっては大変疑問に思う、不安に思うという、そういうことも聞こえてきております。

○保健課長（金田一宏美） 要介護１、要支援２の認定の在り方についてでございますが、これにつきましては、法に決められました認定調査表を用いまして、全国統一の基準に基づいて、自立できるとか、一部介助ですとか、全介助ですとかというところでチェックをまずつけます。その全項目をつけた後に、主治医意見書と合わせましてコンピューター判定をするのですが、これはコンピューターが判定するというよりは、単純にどこについたからといって点数化されるものではございませんで、ロジックがそれぞれありまして、項目によってそのロジックが単純に組み合わせていないので、その処理をコンピューターですするという形になっております。手でもずっとたどっていったって、最終的な介護度が決まっていく必要な時間が出されるようになっているのですけれども、それが全部手でやると大変なことになるものですから、コンピューター処理がされております。

ここで、何が変わる、どこで分けられるかといいますと、要介護1の方は、その状態で短期間のうちに状態が変わるであろうという不安定な状態と認められた方、あと認知症があるというふうに認められた方、この2点の条件のいずれかにはまる方が要介護1というふうに判定が行われます。それ以外の方は要支援2という形で判定されるような仕組みになっておりまして、こちらで意図的に何かをするというところは反映できるものではないのですよね。

- 43 -

なっております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） そういう基準で、認定者は判断をして介護度を決めていくということの説明でしたけれども、実際に利用されている方は、なぜ自分がそういう判定になったのかということを理解されていなければ、非常にどうしてなのかという疑問に思うと思うのです。ですから、しっかりとその状況を、利用する方に納得できる説明が必要ではないかというふうに思います。そうなりますと、サービス料も違いまして、利用する方によって違いますけれども、サービスの量は少なくともいい、料金もかかりますから、だけれどももっとサービスを利用したい、そういう方も中にいらっしゃいます。ですから、個々の対応が必要だというふうに私は思うのですよね。ですから、その説明をしっかりと行うことが必要ではないかというふうに思います。

それと、幕別町では、緩和型サービスになっても、今までどおりサービスは変わらない、そのところは変わっていないという押さえでよろしいのでしょうか。その2点お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 要介護度が変わったときの説明につきましては、ケアマネジャーですとか、あと必要があれば、町の認定の担当者がお宅までお伺いして説明するということなども行っております。こちらでも1次判定とか出たときに、大きく介護度が変わるようなことがあったときに、どうしてそんなに変わったのだらうということ、状態などをいろいろ確認するようにして、お元気になってきているのであれば、やっぱりここは要介護2から要介護1になっても相当だよねとかというようなところで見て、あとは説明には努めているつもりでございます。

あと、サービスについてなのですが、要支援1、2の方が使われるサービスにつきましては、従来の事業者さんをお願いして実施をしていただいておりますので、その点については変わりなく、質としても変わりがいいサービスを提供させていただいていると思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） そういう点でサービスの内容は変わらないと、そういう押さえでお聞きしました。

また、サービス時間なのですが、今、説明を受けましたけれども、要支援2、要介護1は32分以上から50分未満、こういうふうにご利用する方は、そのサービスの時間を受けていると思うのですが、こういう中で利用されている方から、例えば家事援助なんか一生懸命していただく、そうすると相談したいということもなかなか相談できない、それで総合事業というのは、市町村の判断でサービスの上限が変えられるということであれば、総合事業の中のサービス時間を上乗せして行うことはできないのかどうか、利用されている方はもっとお話を聞いてほしい、そして疑問にも答えてほしい、そういう要望が結構ありまして、サービス時間の上乗せは総合事業の中でできないのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 要支援1、2の方のサービスの上乗せということでございますが、介護保険の制度自体は、どの介護度であっても最終的に目指すところは自立支援というところになっております。基本理念として、自立支援のためのサービスを提供していくということになっております。

ですので、もちろん本人のサービスを使うときに、ご希望を伺ったりはするのですが、過度なサービスをすることで、その方の自立を妨げるということもございますので、要支援1、2というところで最初に国が決められている基準のところ、本町としても、併せてその方の自立支援に向けてということで、今のところ時間の上乗せということは考えておりません。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 時間の上乗せは考えていないということであれば、利用者の納得できるような対応というのが、本当に求められると思うのですよね。自立を目指していくということですから、介護保険制度は年々、年を重ねるごとに介護度は上がっていくということだと思っております。ですから、自立していく時間をどれだけ長くしていくかということであれば、やはりその枠内でしか対応できな

いということであれば、利用されている方に、このサービス時間以外にケアマネジャーさんとかそういう方が、しっかりと介護保険制度の中身を説明して納得してもらう、そういう手だてが必要ではないかと思うのですが、その手だてをこれからしっかりと行っていただきたいというふうに思います。その点いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 利用者様のサービスの利用につきましては、訪問サービスですとか、デイサービスですとか、実際にそのサービスを受けるときというのは個々の対応になったりしますが、実際にその方を支えるというところでは、ケアマネジャーですとかが必ず入って、関係事業者とその方の評価をして、その方の生活をどう支えるかということを、チームとして考えて行っているというふうに考えております。ですので、定期的に評価ということも併せて、ケアマネジャーだけではなくて、サービスを提供していただくサービス事業者の方にも入っていただいて、評価というのをしておりますので、そういう意味では、みんなで納得しながら、そのときにご本人も入っていただきますので、そういう場を使いながらきちんと説明をして、ご理解いただくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 次の質問に移ります。

次ですが、総合事業の対象者についてなのですが、令和3年度、来年度から要介護者の介護予防ケアマネジメント、これを総合事業に移行する、こういうことも計画されております。こういう点では、やはり介護保険制度の内容と、総合事業の事業ということでは、同じ介護保険から財源は出ているとしても、責任の度合いが違ってくると思うのですよね。ですから、そういう点では、やはり要介護者の総合事業への移行、ここのところは行うべきではない、これは市町村の判断に委ねられますので、町としては移行すべきではないというふうに私は考えるのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 令和3年度からの対象者の拡大ということについてでございますが、これは国としましては、拡大することも可能とするという言い方をされております。現状、今うちの町で総合事業として提供させていただいているのが、訪問型サービスと通所型サービスの2つで、それも従来の事業所様をお願いしているということになっておりますが、うちの町ではすぐそのところで影響が出ることはないのですが、こうなった意見として出ていた他の町の事例でございますが、例えば給食サービスなどを、栄養管理ができた食事を提供するというサービスも、この総合事業の中でできるのもあるのですが、例えば食事を提供するようなサービスが、対象者が要支援1、2というだけであれば、要介護の人が逆に使えないというようなことが起こったりですとか、あと簡単な、専門家じゃなくてもできるようなゴミ捨てのサービスを、この中で使っていくとかというサービスを例えばつくった場合に、要介護の人が使えないだとかということが起こってくるということで、対象を広げてほしいという意見を出していた町があるというふうにお聞きしております。

現状のところでは、うちはまだ緩和型サービスですとかということでは実施していないので、その辺の影響は出ることはないのですが、遠い先を見詰めて、もう少し細やかなサービスを始めていったときに、ここで要支援1、2の方だけを対象にしていきますと、そういうときにひずみが出るかなというふうには考えております。詳細は、この秋に出ます省令などを確認して、十分検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 今、要支援1、2の方の利用が、要介護の人たちに利用することができないのではないかと、そういう質問でしたけれども、これは総合事業の中で実施しているということであれば、町独自の施策であれば、要介護の方たちも私は利用できるのではないかなという、私はそういう考えでおります。ですから、それが理由となって、総合事業に移行する、そういう理由にはならないのか

なというふうに思います。それで、介護保険制度の中の保険制度、このことでは、この保険制度と事業との関係なのですけれども、保険制度というのは、被保険者、要介護・要支援認定を受ければ保険給付を受けるという受給権、こういうことを得ることができる。ですから、市町村は保険給付を提供する義務を負う、こういうことになります、保険制度。

しかし、事業というのは、保険料の受給権はない。財源は介護保険から出ていても、サービスを提供するかどうかは、事業実施者である市町村の判断となる、そこが大きな違いがあるというふうに私は思います。ですから、要介護の人たちを総合事業に移行すべきではない、ここのところの責任というところでは、私は移行すべきではないというふうに思っております。令和3年度からの実施ということなのですけれども、その違いをしっかりと踏まえた対応が必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 細かな部分に関しては、まだ省令が出されていないという部分もありますので、その辺の内容を明確に見ないと、移行すべきでないのかという部分の判断が今の段階ではつきかねますので、その省令をしっかりと見て、その利用者の側に立って不利にならないような方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） そのことが大事だと思いますけれども、介護保険の保険事業として行うのと、総合事業として行う、そのところの質の違いということをしかり踏まえた上での対応をしていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。

保険者機能強化推進交付金、ここのところなのですが、ご答弁ではこのサービスの向上が図られる、このように答弁されております。私の認識としましては、この国の交付金、保険者機能強化推進交付金、これに対しましては昨年からはまっているということで、65 項目からの項目に従って国に提出するということですよ。そういう中では、交付金の金額が、昨年、今年というふうにして倍額になっていくという、そういう資料もあります。

それで、この交付金を支給されるということは、町にとっては大変有効に使われるのかなというふうには思うのですけれども、そういう中で、交付金が交付されるということは、その調査項目によって交付されるということですよ。そうしますと、国としては何を目的としてこの交付金を支給するのか、そういうふうになりますと、私はこれから、今までの介護保険を利用されている方、それから65 歳以上の介護保険料の負担、そういうものを見ていく中では、サービスが向上していくということよりも、縮小されていく可能性が強いのではないかと、そういうふうには私は思っているところなのですけれども、研究者とか学者さんたちも、そこを非常に心配しているという状況でもあるのですよね。

ですから、そういう点では、町の押さえ方と私の認識とは違うところがあるのではないかなというふうに考えております。その検討をしかり行っていくということが必要ではないかと思うのですけれども、その点はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 保険者機能強化推進交付金につきましては、国が、町が取り組んでいる介護保険で様々なことがあります、それぞれに視点を決められておりまして、例えば自立支援重度化防止に向けた取組について、町がどんなことに取り組んでいるかというところで、評価の視点としてあります。取り組んだ結果がどうなったかという結果ではなくて、介護予防に向けてどのような取組を今実施しているのかというところが、評価の視点となっておりますので、自立支援ですとか、重度化防止に向けた取組の、逆に言えば、視点に、そこにやっていますよというふうに町がつかなければ、その取組がうちの町はちょっとできていないのだなというところでは、町としてもどこが足りないのかというのが見えるような形になっていると思っております。

そのできていないところが分かれば、では次、この取組でできていないところに対して、どうやっ

て取り組んでいこうかというところで、できていることについては続けていって、できていないことについては、さらなる取組ということで、そういう意味では、町としましてはサービスの向上につながっていくというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） その認識がちょっと違うものですから、やはりこれから2年目ですよね、今年ね。それで、この2年目に当たって、これから幕別町のサービスがどういう状況になっていくか、利用者のサービスがどういう状況になっていくか、それが数字的に明らかになってくると思うのです。だから、私の思っている認識と、町側の認識とが違うというところがあるのですけれども、実際にサービスが、利用されている人たちがどういう状況になっていくのか、これから状況を注視していきたい、このように考えております。

それでは次に、3番目、介護保険第8期に向けての介護保険、まだ調査中なので見込みは答えられないということでした。それで、今、高齢者の生活状況はどうなっているかということなのですから、国民年金の方が大多数、半分以上幕別町はいらっしゃると思うのですけれども、国民年金の支給額というのが、2004年には78万9,000円だったところが、今年の4月では78万1,700円。これ満額で1か月6万5,000円ですけれども、この2019年12月の国民年金の1か月の支給額というのは平均5万6,000円、満額ではないのですよね。満額かけられないで国民年金を支給されているという、こういう状況が浮かび上がってきております。

それで、厚生年金の1か月の支給額は全国平均で14万5,000円、こういう調査があります。それで今、高齢者の貧困率は2016年で27%、男性の単身者世帯の貧困率が36.4%、女性の単身者世帯の貧困率56.2%です。やはりこういうことを見ましても、高齢者の独り暮らしの貧困率が大変高く、深刻になっております。またこの間、消費税の引上げですとか、75歳以上の高齢者の後期高齢者の保険料の負担も大変重くなっております。

こういう中では、やはりまだ介護保険料の実態、介護保険料はこれからどうなるか調査中ということでしたけれども、今、第8期に向けて介護保険料の引上げになるか引下げになるかまだ分かりませんけれども、引上げはやはりそういう条件ではないということで、引上げにならないような検討が必要かと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 介護保険料については、受けられるサービスがよくなれば、多くなれば、それに比例して保険料も上がる、そういう仕組みでありますので、下げるのだったら何もしなければかからない。でも、そういうわけにはいかないわけで、そこはいろんなサービスを受けたいという方がいるわけで、それに応えるために施設サービスであったり、在宅サービスであったり、やっているわけでありまして、今のサービスを少なくとも下げるとことは考えられないところでありますので、少なくとも維持、あるいはニーズがあれば高めていくということを基本としながら、そういう中で幾らの負担をしていただくのだということでもあります。

低所得者の方については、非常に負担が重いというお話でありますけれども、現実には国の考え方ももちろんあります。その範疇の中で、町としては段階を12段階にしているでありますとか、第4段階の基準を町独自で引き下げていると、また利用料についても、それなりの負担軽減を図っているということでもありますので、ここはやれる範囲の中で私はやらせていただいているというふうに思っているところであります。

なお、具体的な保険料については、まだ現時点ではお示しできないということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） その点は十分に押さえております。

それで、今4番、5番の一般会計の繰入れ、それから国へしっかりと財源を保障してほしい、国の負担率を上げる、そこにつながっていくと思うのですけれども、今、町長の答弁にありましたように、サービスが充実すれば保険料が上がる、ここに介護保険制度の大きな問題があるというふうに私は思

います。それで、今まで 2000 年、介護保険のスタート前は、高齢者福祉制度は全て公費 100%でしたよね。介護保険制度が始まってから、65 歳以上の方は 23%、それから 40 歳から 64 歳 27%、国が 25%と、都道府県、市町村が 12.5%、こういうふうな負担になっておりまして、介護サービスが上がれば介護保険料が上がる、こういう仕組みが一番大きな問題だと思ひまして、これは町村でも苦慮するところではあるというふうに、私も重々承知の上での介護保険料の質問であったのです。

それで、そういう中で、今、検討中だということだったのですけれども、例えば一般会計からの繰入れはできないか、それから基金を活用することができないか、そういうことも併せて質問したいと思いますが、まず幕別町で、介護保険に対する基金が 1 億円以上あると思うのですけれども、そういう基金の活用はできないのか、その点。

それと一般会計からの繰入れということでは、既に繰入れを行っている地方の保険者もおります。それも含めてどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基金の繰入れといひますか、基金については、本来は保険料からいただいて 3 年間でなくなる性質のものであります。それが見込みと現実が違つたことによって、今、積まれているということでもありますから、これはもともとかけていただいた方、介護保険料をお返しするものであるというふうに思ひております。

それと、町が一般会計で補助金を出すということについては、やはりこの制度は社会全体で支えていく、支える人たちがだんだん少なくなっていく中で支え合つていこうやということで、平成 12 年に始まつたわけでありまして、これを関係のない一般会計から、対象者のいない一般会計の中から負担していくということになると、町民合意というのは果たして取れるのかなというふうに思ひます。制度当初からの考え方は維持するべきであつて、ただその中で言えることは、やはり私としては国にもっともっとお金を出してもらいたいなということでもありますので、そういう中で要請もしていつていくわけで、引き続き国からの支援については、要請を続けてまいりたいというふうに思ひます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 基金ですけれども、この基金は 3 年間で使い切るといふ、そういう押さえでいいのですか、よろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 保険料設定するときに、3 年間で 1 期ですので、当然 2 期目は保険料での収入がプラマイゼロになりますけれども、1 期目は余るわけですから、それは 3 期目でならしてプラマイのゼロということになります。ただ、その間の給付によっては、お金が残ることがありますので、その結果として、今、基金の残高があるということでもありますので、それは本来は保険料ということでもありますので、一般会計から負担したものではありませんから、保険料で負担していただいたもののので、それは充てることになるというふうに思ひます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） では、第 8 期の保険料の中に、その基金も活用していくという押さえでよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そこはトータル、計画、見込みの中で判断をさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） そういう点では、ぜひ今の基金の活用をして、保険料の引上げにならないようご検討をぜひ求めたいというふうに思ひます。

それと、一般会計の繰入れ、それは町長いつもそのような姿勢ということでは押さえてはいるのですけれども、これからの介護保険制度の中身、高齢者負担が本当にどんどん上がっていく、それはもう町長も重々承知だとは思ひますけれども、その負担が本当に重くなっていく、先の見通しは本

当に高齢者負担が重くなって、どうやって高齢者、単身者はもとよりご夫婦でいる場合、どうやって暮らしていったらいいのだろうか、切実です。私たちの年代が集まると、いつもそういう話になります。

それで、これは本当に所得の低い人たちだけではなくて、中間層の人たちの負担もだんだん重くなるような、そういうシステムの改修というのですか、介護保険制度の改正が行われようとしているのですよね。それで、低所得者の入所もそうなのですけれども、例えば低所得の施設入所者、年金額10万円超える、それ以下の人たちでも、今、私、同じ特養でも、新しくできた地域密着型から札内寮とか、そういうところに移りたいという人がいるのです。なぜなのかなと思って、同じ特養なのになぜかなと思ったら、やはり札内寮には多床室がありまして、そこは部屋代が安いのですよね、多床室ですからね。だから負担が重くて移る、そういう方の例も何人か聞いているのです。それだけやはり負担が重くなっている、そういう状況の中で、多床室でも、月2万2,000円以上の負担増になる、そういう計画も出されている。そして、貯金や何かもある方も、今1,000万円以上の方は、利用の制限が650万円だとか500万円に引き下げられて、そういう貯金があると減額の利用もできなくなるとか、そういうことがどんどんどんどん計画の中に入れられているのですよね。そうすると、低所得者だけでなく、中間層の負担も重くなる。こういうふうになると、ほとんどが1か月の年金も、20万円前後の方でご夫婦でいる方は生活できない、こういう状況が生まれてきております。

ですから、そういう中でやはり一般会計の繰入れも必要だと思いますし、何よりも国へしっかりと対応を求めていく、そこが今大事だと思うのですけれども、町村会で、いつも町長は要請していくと言っているのですけれども、従来どおりの要請でいいのかというふうに、私、本当に危機感を覚えます。

2040年にピーク迎えるということなのですから、家庭で介護している方でも、老老介護なんかしていますと、一方が介護すると介護しているほう倒れてしまう、精神がもう本当にもたない。そういう状況が今でもある中で、これからどうしていくかということでは、国の負担割合、これは、介護利用者が増えれば、高齢者に負担をかけるのではなくて、利用、サービスが増えれば、国が負担をする、こういうふうに移り替えていくということが必要だと思うのですが、強力で国に支援を求めていく、その姿勢が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるとおりだというふうに思います。これ私一人の力でなくて、十勝が、全道が、そして全国が力を結集して、国に対して要請をしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そのところは本当に切実に、私も国の姿勢が、本当に高齢者が今まで果たしてきた役割をしっかりと踏まえて、やはりそこに財源を充てる、そこが大事だというふうに思いますので、強力で国の負担を求めていくことを求めまして、質問を終わりにします。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、16時10分まで休憩いたします。

16:00 休憩

16:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対策について質問を行います。

パンデミック状態となった新型コロナウイルス感染症は、世界各国で急激な感染拡大がいまだ進行

しており、収束の兆候が見られません。感染者は世界で 2,400 万人、日本で 6 万 6,000 人（8 月 27 日現在）を超え、インフルエンザが流行する秋冬を目前に、さらなる感染の拡大が危惧され、警戒が強められています。1 月に国内で初の感染者が確認されてから 7 か月余、道内では初の感染者確認から 6 か月余が経過し、国、道、町で感染防止対策や経済対策、暮らしの支援などが講じられてきました。

しかし、感染防止の要である検査は、100 万人当たりの数が世界で 159 番目といまだ少なく、自粛と補償も一体でないなど、特に国の対策の遅れが指摘されています。町においては独自に国や道の支援策を補完する事業者支援や、暮らしの支援を実施し、町民を支えてきましたが、さらに長期化することが想定され、改めてこの間のコロナ感染による町民の影響や対応策について検証するとともに、地域経済、社会の再生のための対策強化が不可欠と考えます。

新型コロナの感染拡大により、全ての人が支え合える社会の必要性が改めて確認されています。住民福祉の向上を本旨とする地方自治の役割も重要であり、コロナ感染から町民を守り、終息後の町が希望のある町になるよう、以下の質問をいたします。

①現時点でのコロナ感染による経済等の影響と支援策の利用状況について。

②税や使用料の減免、生活福祉資金貸付制度や生活保護の申請状況について。

③ 6 月議会で確認された十勝全体の対策について、PCR 検査や医療体制、宿泊療養などの見通しについて。

④道の専門家会議で、今後の流行ピーク時には、十勝で最大 78 人の療養が必要と示されています。町内で感染者が確認された場合の対策も必要です。

必要な人が速やかに検査が受けられる体制。

感染状態の情報を、住民に開示する取組。

バッシングを生じさせない町民の協力体制。

⑤感染のリスクが高い医療機関、介護・福祉施設、学校、保育所等での定期的な PCR 検査の実施。

⑥インフルエンザ予防接種の奨励と補助の拡大について。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

1、「新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対策」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、北海道では国の緊急事態宣言解除以降、感染リスクの低減を図りながら、新型コロナウイルスと共存する新たなステージを目指すとして、「新北海道スタイル」を提唱し、道民に対して、3 密の回避やせきエチケット等といった、国が示す「新しい生活様式」の実践をお願いしているところであり、本町におきましても、ホームページ、SNS 等を通じて、町民の皆さんに対して、「新北海道スタイル」への協力をお願いしているところでもあります。

また、本町ではこの間、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、売上げが落ち込んでいる町内事業者への支援として、「頑張る事業者応援事業」や「飲食店・ホテル等緊急支援事業」等の実施のほか、児童生徒を持つ低所得者世帯を対象に「保護者費用負担特別軽減事業」や「子育て世帯応援給付金事業」等各種事業を実施し、感染拡大の影響を受けている地域経済の回復・活性化や生活支援に努めているところでもあります。

ご質問の 1 点目、「現時点でのコロナ感染による経済等の影響と支援策の利用状況」についてであります。

町では、新型コロナウイルス感染症の発生後、商工会及び観光物産協会の会員事業者に対して、3 回のアンケート調査を実施するなど、町内の経済実態等の把握に努めてまいりました。

本年 2 月から 7 月末までの影響額等について調査した第 3 回のアンケート調査では、回答率は 46.1%で、167 事業者から回答をいただきましたが、企業活動に影響が出ていると回答した事業者は 74 事業者、率にして 44.3%で、その影響額は 11 億 4,787 万円に上っております。

中でも製造業は 16 事業者で 4 億 6,982 万円と全体の 40.9%に及び、そのほか観光業は 3 事業者で 2 億 7,940 万円、卸・小売業は 13 事業者で 1 億 3,767 万円、建設業は 8 事業者で 1 億 3,100 万円となっており、これら 4 業種で 10 億 1,789 万円と全体の 88.7%を占めております。

次に、町の支援策の利用状況についてであります。

「頑張る事業者応援事業」「飲食店・ホテル等緊急支援事業」及び「頑張る事業者応援強化事業」の 9 月 4 日までの支給済額の累計は、「頑張る事業者応援事業」146 件、4,380 万円、「飲食・ホテル等緊急支援事業」75 件、750 万円、「頑張る事業者応援強化事業」6 件、270 万円となっております。

次に、「スーパープレミアム付商品券発行事業」は、1 万 5,000 セット全て完売となり、そのうち、9 月 4 日現在で販売枚数 22 万 5,000 枚のうち 13 万 6,016 枚、率にして 60.5%が換金済みとなっております。2 か月間で 6,800 万 8,000 円の経済効果があったところであります。

次に、「新型コロナウイルス感染症関連融資円滑化事業」につきましては、8 月 31 日までに 198 件の中小企業信用保険法に基づくセーフティーネットの認定を行っており、各金融機関に融資額や融資期間を聞き取りしたところ、147 件が融資実行済みで、融資額は総額で約 26 億 6,000 万円であります。

次に、「町内宿泊施設宿泊費助成事業」であります。9 月 4 日までの累計になりますが、予定宿泊数 5,000 泊に対し、宿泊実績及び予約受付分を合わせまして、幕別パークホテル悠湯館が 188 人、199 泊、十勝ナウマン温泉ホテルアルコが 545 人、545 泊、十勝幕別温泉グランヴィリオホテルが 190 人、190 泊の合計 923 人、934 泊と、予定宿泊数から見るとまだ余裕がある状況となっております。

このことから、より多くの皆さんにご利用いただけるよう、これまで助成対象者を町民に限定しておりましたが、10 月からは十勝管内在住者に範囲を拡大することといたしました。

ご質問の 2 点目、「税や使用料の減免、生活福祉資金貸付制度、生活保護の申請状況」についてであります。

はじめに、「税や使用料の減免の申請状況」についてであります。本町では新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方や世帯を対象に、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について減免制度を設けているほか、公営住宅使用料についても、現行の減免制度の中で柔軟な対応に努めているところであります。

減免の決定額につきましては、8 月末現在、国民健康保険税が 21 件、395 万 3,600 円、後期高齢者医療保険料が 2 件、25 万 9,200 円、介護保険料が 15 件、110 万 3,600 円、公営住宅使用料が 3 件、21 万 9,000 円であります。

次に、「生活福祉資金貸付制度の申請状況」についてであります。8 月末現在、社会福祉協議会が受付窓口の生活福祉資金貸付制度のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急小口資金特例貸付けの決定額は、63 件、1,150 万円、総合支援資金特例貸付けの決定額は、15 件、687 万円とお聞きいたしております。

また、「生活保護の申請状況」についてであります。4 月に新型コロナウイルス感染症の相談支援体制強化のため、福祉課に「生活相談窓口」を設置しており、これまでに延べ 5 件の相談を受けましたが、このうち生活困窮等を理由に生活保護受給につながった件数は 8 月末現在 1 件であります。

ご質問の 3 点目、「十勝全体の対策について PCR 検査や医療体制、宿泊療養などの見通しは」についてであります。

はじめに、PCR 検査の体制についてであります。帯広保健所においての PCR 検査は、6 月時点では 1 日 20 件程度でありましたが、現在では 1 日 30 件まで検査が可能となり、また、十勝医師会においても、加盟医療機関が北海道との間で PCR 検査及び抗原検査の委託契約を結び、町村エリアを広くカバーする検査体制の構築に取り組むこととしております。

さらに今後、帯広市医師会において、10 月を目途に 1 日当たり最大 30 件の検査能力を有する PCR 検査センターを設置することから、これにより、十勝管内全体で従来の 2 倍以上の検査能力が確保される予定であります。

次に、医療体制と宿泊療養の見通しにつきましては、北海道が8月21日に公表した第3波を見据えた新型コロナウイルス感染症の3次医療圏ごとの入院医療体制では、十勝管内における推計の最大入院患者数は53人、宿泊療養者数は25人であり、地域全体に感染が蔓延するような感染ピーク時に想定される確保病床数等は、入院病床数97床、宿泊療養室数で100室を確保する予定であると伺っております。

ご質問の4点目、「町内で感染者が確認された場合の対策」についてであります。

1つ目の「必要な人が速やかに検査が受けられる体制」についてであります。新型コロナウイルス感染症の検査に関して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」いわゆる感染症法に基づく行政検査の対象者は4つに区分されており、①新型コロナウイルス感染症の患者、②PCR検査による陽性反応が出たが症状のない無症状病原体保有者、③感染が疑われる症状があり医師が疑似症と診断した患者、④濃厚接触者やクラスター関連の集団や組織に属する者など感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者であります。

検査が必要と判断された方につきましては、北海道において体制を整備しており、速やかに検査が受けられるものと認識いたしております。

2つ目の「感染状態の情報を、住民に開示する取組」についてであります。

新型コロナウイルスに関する感染状態の情報、いわゆる感染者情報の開示については、感染症法に基づき、公表するに当たっては、個人情報の保護に留意した上で、都道府県知事が公表することとなっており、本町において感染者が発生した場合におきましても、北海道において公表することが原則となります。

しかしながら、市町村では感染者発生時に、学校の休業、公共施設の休館、役場等における窓口閉鎖等、行政上の対応の必要性が生じ、また、これらに関する住民への説明、広報等を行う場合があることから、こうした対応が行えるよう、北海道では、検査で陽性となり、本人に告知し、公表内容に同意が得られた場合には、関係市町村に対して情報提供が行われます。

このことから、本町に情報提供があった際には、住民不安をいわずらに増大することのないよう十分に配慮した上で、行政上の対応の必要性と個人情報の保護を比較考量しながら、感染者の意向を尊重しつつ、どこまでの情報を開示するかなど個別に判断してまいりたいと考えております。

3つ目の「バッシングを生じさせない町民の協力体制」についてであります。

新型コロナウイルスは、本年1月に中華人民共和国湖北省武漢市の肺炎患者から検出された新種のウイルスとされ、いまだワクチンや治療薬が実用化されていないことなどから、不安や恐れを感じ、また、不確かな情報等による、感染者やその家族、医療従事者など、この感染症に関わる特定の人や地域、職業への不当な差別やいじめ、誹謗中傷が社会問題化しております。

感染者等に対する不当な差別、いじめ等は、それ自体が人権侵害であり、また、感染が疑われる人が、差別やいじめ等を恐れ、必要な検査や医療にかからない結果、重症化したり周囲へ感染が広がったりすることにもつながりかねません。

新型コロナウイルス感染症は、一般的にくしゃみ、せき等によってうつる飛沫感染と、ウイルスがついている場所を触った手で口や鼻を触ることによってうつる接触感染によると言われており、十分に気をつけていても、いつ自分が感染するか分からず、そのリスクは誰にでもあることから、私たち一人ひとりがそれぞれの生活の中で新型コロナウイルス感染症への理解を深め、人権に配慮した行動を取ることが必要であります。

このことから、本町では、ホームページ等を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の普及、人権への配慮についての啓発を行うことで、町民の皆さんに対して、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いするほか、人権擁護委員による毎月の特設相談や法務省が開設しているインターネット及び電話相談窓口等の周知を行っております。

なお、これまでにこうした人権侵害に係る相談を受けた事例はありませんが、今後におきましても、本町において新型コロナウイルス感染症による人権侵害が起きることのないよう、町民一人ひとりが、

それぞれの生活の中で感染症への理解を深め、人権に配慮した行動を取るとともに、これまで以上に相手を思いやる気持ちを持ち、お互いに助け合い、支え合える地域となりますよう、引き続き普及啓発等に努めてまいります。

ご質問の5点目、「感染リスクが高い医療機関、介護・福祉施設、学校、保育所等での定期的なPCR検査の実施」についてであります。

PCR検査は、医師の診察により、症状の推移、接触歴などの問診や、疫学的背景や身体的診察所見、各種検査所見等の臨床的特徴を総合的に分析し、検査の必要性を判断し実施されます。

現在、道内では医療機関、介護・福祉施設、学校、保育所などに所属や勤務している方の一斉検査は実施しておりませんが、8月28日に国の対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」では、検査体制の抜本的な拡充に取り組み、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域において、医療機関や高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に要請するとしており、今後、感染状況によっては医療機関、介護、福祉施設等に関わる方への一斉・定期的な検査が行われる可能性がありますことから、動向を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「インフルエンザ予防接種の奨励と補助の拡大」についてであります。

厚生労働省は、8月24日に開催した、新型コロナウイルス感染症対策に係り必要な助言等を行うアドバイザリーボードの意見を踏まえ、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザが今冬に同時流行することを避けるため、10月以降に重症化しやすい高齢者などから順にインフルエンザワクチンの接種を呼びかけるとともに、平成27年以降最大の供給量となる6,300万人分のワクチンを確保することといたしました。

具体的には、10月前半までに定期接種対象者である高齢者の接種を促し、10月後半から医療従事者、呼吸器の機能などに障がいのある人、妊婦、生後6か月から小学2年までの子どもに拡大するよう、優先順位に沿った対応を自治体や医療機関に要請することとしております。

本町におきましては、町内医療機関や接種を検討している町民に向け、優先接種への協力が得られるよう、広報紙やホームページ、SNS、乳幼児健診、健康相談などの場で周知を行ってまいります。

また、接種費用の助成につきましては、「幕別町高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」に基づき、法で定める「65歳以上の者」及び「60歳から64歳で基礎疾患を有する一部の者」と、法に基づかない任意接種として「幕別町任意インフルエンザワクチン接種費用助成事業実施要綱」に基づき、「妊娠中の者」及び「中学3年生、高校3年生」を対象に個人負担が1,300円、生活保護受給者は高齢者の場合に限り無料となるよう費用の一部を助成しておりますが、現状といたしましては、対象者や助成費用の拡大は考えておりません。

なお、本町では、これまで10月15日から12月31日までだった接種費用の助成期間を、10月1日から2月28日まで拡大し、優先順位に沿って、より接種しやすい環境を整える準備を進めているところであります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

私は、6月の議会でもコロナに関わる町の対策をお尋ねしたところなのですが、その後3か月が経過して、事態については決して収束に向かうということになっていないということから、改めて現時点での状況、それから十勝管内では22人の感染者が確認されておりますが、いまだそのうち感染経路が不明とされている人たちも含まれていることから、検査の在り方、そして町内業者の影響と、また、こういった経済的な影響が長引く中では、必ず弱い立場の人たちの暮らしが困難に陥っていくという、そういった背景を心配もし、これらが町の政策できちっと救われていくような、そういったまちづくりになってほしいという思いから質問をさせていただいたところです。

はじめに、1点目の経済的な影響と支援策の活用のところでは、お答えでは、これまでアンケート

調査を3回やって、そのうち全体の回答の中の44.3%、5割弱が影響を受けていて、11億4,787万円の影響だということでもあります。3月、4月、5月、6月、7月、8月ということでもありますから、事業者の方たちもかなり頑張って、影響を最大限に縮小できるように努力がされているのだと、この数字を見ると受け止められますし、また、町が第一次の経済対策と、第二次、これはまだ始まって間もないと思うのですが、そういった中でそれらの政策も功を奏してきているのだろうというふうに思います。つまり、町と事業者の方たちが力を合わせることによって、一定の食い止めはしてきているということだとは思っています。

ただ、経済状況は町だけが独立してよくなっていくということはありません。全体の経済状況が非常に厳しい状況になっています。もう町長も既にご承知のことだと思いますが、8月19日に内閣府が発表した2020年4月から6月までのGDP国内総生産は、前年に比べて何と27.8%と、驚くような下落率でありました。これは、ひどいと言われたリーマン・ショックのときでさえ17.8%ということでもありますから、それよりも10ポイント高いということでもあります。この内閣府の発表では、現行統計史上の最大の記録減少幅ということでもありますから、今までに例がなかったというほどの落ち込みだということでもあります。

それで、この中で特に大きいのが、個人消費8.2%の下落ということでもあります。これは、私はコロナ対策ではなくて、2年ぐらい前、コロナ関連ももちろんあるのですが、ずっとこの間経済は低迷してきていたということで、特に消費税増税8%の2年前、そして昨年10月の10%というので、経済が回復していない中で増税がやられて、そして、そこにコロナが来たというような流れかなというふうに思っています。

ですから、この影響は当然我が町の事業者の皆さん、生活されている皆さん全員受けるわけですから、これからの、今9月ですが、今後まだ終息しないであろう、恐らく1年、1年半かかるのか、この間の経済の町の見通しを、町長としてはどう押さえているのか、これからまた第3弾の手を打っていくということになるのですけれども、そういった事業も、先を見据えながら、政策を一つ一つ打っていくということになると思います。

まず、経済の見通し、見解、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私も経済大学は出ているのですが、専門家まではいかないので、あまり断言したようなことは言えませんが、少なくとも、よくリーマン・ショックと比較されるわけなのですが、私は大きな違いというのは、今回のコロナウイルスの影響というのは、ほとんどの業種に及んでいるということだと。リーマンのときは、製造業を中心に特定の業種だったというふうに思っております。そこが大きく違うところで、この先の経済の回復、全業種が落ち込んでいるということは、この先の回復も非常になだらかに行くしかないのかな。3か月ぐらい前にはV字回復とかという言葉が政府の関係者からもよく出ていましたけれども、これはもうあり得ない話であって、徐々にウイズコロナの中で経済が回復していくということだというふうに認識をしております。

そんな中で、答弁でも申し上げましたように、影響額が11億4,787万円、これは回答事業者が少ないこともあります。167事業者で、そのうちの74事業者が影響を受けているということで、その総額が11億4,787万円ということで、私はこの数字を見たときに、意外と少ないなという感じを受けました。ですから、これは影響は受けているけれども、本当に頑張っているのだと、その結果の表れであろうというふうに思っております。

したがって、この後も、なかなか大胆な支援策というのは取れないというふうに思います。というのは、やはり支援策というのは臨時交付金ありきでやってまいりましたので、この後の経済対策に回っていくお金というのはほとんど、今、精査中ですが、なかなかない。二次的に波及効果として回っていくものは、当然、建設事業が行われれば、そこで経済が動きますので回っていく部分があるにしても、直接的な支援というのはなかなか難しいなというふうに思っておりますので、ここはまずは事業者の方にいま一度踏ん張っていただいて、そうした中で必要性が出てくれば、これは一般

財源で対応ということもあろうかというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 私も、11億4,787万円というのは、予想していたよりも少ない数字でした。ただ、町長言われるように、全体の事業者、担当のほうで確認されたときに約800件近くあったということですから、確認されてつかみ切れていないところも入れれば1,000近くの事業者がある中での約2割程度のことでありますから、機械的に見れば5倍ぐらいになるのかなというふうにも思います。

そこで、業種別には製造業の方たちの件数が多かったということもありますけれども、特に観光とか飲食が多かったのだと思うのですけれども、帯広財務事務所が3か月に一度、とかち経済情報というのを出していますよね。それ3か月に1度ずつ見ているのですけれども、やっぱりコロナの影響、リーマン・ショックのときとの比較ということではなしに、今回の同じく4月から6月の影響というのを十勝の経済状況として示しているのですけれども、やっぱりひどいのです。前年同月から見て、まあまあ頑張っているというのは生乳産業と、あとは、これは時期があるからなのですから、これも下がってはいるのですけれども、公共事業。ここは何かいくのかなということなのですけれども、住宅建設、個人消費、雇用情勢、観光、これが軒並み下がっています。特に観光は、4月は前年度比マイナス83.9%、5月は97%、6月は83.8%というマイナスと。ここは、うちも応援はしていますけれども、そういう状況にあると。それから個人消費も、食料品そのものは下がらなかったのですけれども、衣類関係だとか、あと車、こういったものが軒並み落ちたということです。相当こういった事業者の皆さんは苦勞されているのではないかなというふうに思いますし、求人についても、売手市場だというふうに言われていたにも関わらず、4月も5月も6月もマイナスになってきました。

こういうことを見ると、国の状況も危ないよと、そして十勝も厳しいよという中で頑張っている幕別なのだけでも、相当厳しい見方をしながら政策を打っていかなければならないというふうに思います。つまり、恒常的なことをやっていかなかったら、これはもうコロナがあろうがなかろうがそうなのですから、まちづくりをどうするかというところに行き着くのだと思うのです。

つまり、応援だけで、経済的な支援は大事です、だから今までも地方創生の資金や何かでやってきていますけれども、やっぱり自力をつけるというような応援の仕方になっていかないと、全部止まってしまっているわけですからね。そういうふうになれば、もう十勝ははっきりしているのは、農業を基盤として頑張ってきたと、昨年これが3,700億円を超えて総生産があったと、経済効果はそれの10倍近くの3兆円だというのは、これは誇るべきことだと思うのです。ここの一角を担う幕別町でありますから、そこから経済が動いて、今までもそうでしたけれども、さらに政策を打っていく必要があると見ていますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃることは、よく分かるわけでありまして、ただ、言うはやすし行うは難しというか、実際に施策を打っていくのは非常にこれ難しいわけでありまして、限られる財源の中でやっていかなければならない。場合によっては、基金を取り崩してもやらなければならない場面はあるかというふうに思います。そうならないことを祈るばかりでありますけれども、そこは状況を十分見ながら、必要とされる施策については打っていききたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 限られた財源のお話は先ほど来からもずっとありましたので、有効活用という、生きた活用ということに尽きるであろうというふうに思います。

もう一つは、今回の打たれている支援政策が、例えば利用の少ないところは見直しをされてきていますよね。例えば、ホテルの5,000件分の宿泊があまり動かないというところで、幕別から管内に広げたということもありますが、これは私なかなか、助けなければいけないですよ、助けなければいけないからどういう方法があるかということは、もっともっとまた行かなければいけないと思うのですけれども、Go To キャンペーンもそうなのですから、このコロナ禍の中で感染を拡大させるとい

う心配を町民が持ちながら動くというつらさというのが、この数字に表れているのではないかなというふうに思うのです。1回こういうふうに打ち出した政策であっても、その辺の動向を見極めて見直していくというようなことも、この数字だけでいけば5,000泊で934泊ですから、プレミアムのときもちっと少ないとは思っていましたが、それどころではないですね。だから、こういう見直しなども時には必要が生じてくると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 使える期間が来年の3月までということですので、これはやはり有効に使い切るということは大切であります。そういう思いから、まずは町内宿泊施設宿泊費助成事業については、利用者を管内に拡大したということですので、その後も当然に状況を見ながら、まだまだ来てもらえていないということであれば、これは全国にというのはちょっと無謀かとは思いますが、少なくとも道内であれば、まださほど感染者はいない、多くはないということですので、次の一手としては、道内ぐらいに拡大をしていくということも頭の中には入っているわけでありまして、いずれにしても使い切るということを一番考えています。ですから、その時々で先を見ながら形を変えていく、対象を拡大していくということは、必要になってくるというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） お待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

中橋議員。

○18番（中橋友子） せっかく編み出された政策でありますから、町長のお答えを受け止めて、もっと利用が広がるように、町全体で力を尽くしていくことが大事なと思いました。

次に、税や使用料の減免のことについて伺います。

これは、事業者もちろん国保なんかは関わるのですけれども、暮らしにどれだけ影響が出ているかという点で設問をいたしました。ここは本当に頑張っているのかなというふうに思いました。もっとも影響が出ているかなと。というのは、この間、国の全国的な動向ですけれども、コロナによって職を失った人が5万人を超えたとか、あるいは非正規雇用者、これは特に女性なのですけれども、100万人単位で減少していったというようなことが報道されているものですから、それでなかなか町の一人ひとりというのがつかみ切れないものですから、どんなふうに現れているのかなということでお尋ねしたのですけれども、これは特に融資のところなんかでは63件ということですので、例年よりは多いのだらうと思うのですけれども、みんなそれぞれ頑張っているのかなと。逆に言えば、こういう制度、どのぐらい知らされているのかなという、ちょっと心配も数字からはいたします。お答えをいただけたらと思います。

それと、これも全国的にもそうで、国会でも議論になったのですけれども、生活保護の申請というのが意外と少ないと。もちろん必要がなくて申請されていないというのであれば、これはもうそのとおりでいいのですけれども、報道なんかによると、本当にもう今日の過ごすお金もない中でやっただり着くというようなことが報道されたりするものですから、これで本当に大丈夫なのかというふうに思うのです。

なぜ国会で議論になったのかというと、もともと日本の生活保護率というのは、本来、生活保護のその以下の収入しかないのだけれども申請しない、受給しない、捕捉率が低い。ヨーロッパは80%、

90%だけれども、日本は20%程度だよというのがずっとあったと。なぜそういうふうになってきたのかという背景には、これは申請をためらう。なぜかというと、いろんな意味で偏見やバッシングというのも根強くあって、なかなか申請に至らないということがあって議論されて、実はこの6月の国会で議論された結果、厚生労働省が、そういうことでは暮らしが成り立たない人が放置されては困るということも含めて、パンフレットを作り直しされたのです。そのパンフレットを手に入れたかったのですけれども、なかなか入らなかったのですけれども、つまりそのパンフレットの中には、生活保護の申請というのは誰でも、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください」という文言が入ったパンフレットが新たに作られたのですね。私これすごく大事ななというふうに思いますので、町としては、こういったものが必要とする人の目に触れるような取組を拡充する必要があると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、税・使用料等の減免なのですが、これもあまり多くはないなという印象がありますし、生活福祉資金貸付制度、これは例年だとほとんどないものが63件も出ているので、もちろんしっかり利用していただいているなというふうに思います。それと、生活保護も1件だということで非常に少ないわけで、私はこれ、周知が足りないではなくて、例えば税等については、これは納付書を発付するときに併せてご案内を差し上げているわけでありまして、今の世間が、もうテレビは見ない人はいないと思いますけれども、非常に報道であふれているわけで、困ったらやはり相談をする、あるいは制度を使うということは、私は、ある程度定着していますし、国民気質も生活保護を受給するのははばかれるわという方もどんどん減ってきているというような、そういう押さえ、捉え方をしておりますので、私はやれることはほぼほぼやってきた中での結果であるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そうであればいいのですけれども、やっぱり根強いバッシングがあったというのは否めないと思うのです。これは、うちの町ではないですよ、行政の窓口が水際作戦で止めていたという事例が幾つも出た、だからこそ厚労省でこういう文面を入れたのですよね。ここは、やっぱりそういう素地があるぞということは、受け止めておいていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、事業者であつたら一人の倒産も出さない、暮らしの人たちをこのことによって暮らし破壊に一人もつなげないという姿勢で臨むことが大事だと思うのです。そのところを要請しておきたいと思います。

さて、次に、具体的なPCR検査の問題に入ってまいりたいと思います。

十勝全体のPCR検査についてお答えをいただきました。ただ、まずは、かかってはほしくないのですけれども、これだけ全国的にじわじわじわじわ広がることを考えれば、町民がいつ感染してもおかしくない現状にあるのだらうと思います。それを受け止めて、そしてしっかりと治していただく、あるいは感染を広げないというふうになれば、PCR検査しかないのだらうと思うのですけれども、帯広医師会の取組、そして既に保健所を通して30件やっていて、これから倍の検査が見込めるというご答弁でありました。

十勝医師会の動きも先日マスコミで報道されておりましたけれども、これも早期に動いていくことを期待するのですが、十勝医師会の会長さんのお話を聞く機会がありまして伺ったところ、報道されていたように、今、十勝管内18町村の中で、8つの施設がPCR検査に近づいていると、さらに倍加になるだろうということで、そうなってくると、ただ、公表されないのが、幕別の医療機関がどうなのかというのは分からないのですよ。これからそういう動きがどんどんいったときに、この情報公開のこと、後であるのですけれども、こういった医療機関が、自分の機関で検査もできて、関係医療機関、感染床を持っている厚生病院だとかと連絡してというようなことについて、十勝の協議会で打ち合わせされていると思うのですけれども、情報は公開されていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） PCR 検査を実施している医療機関の公表についてなのですが、こちらにつきましても、こちらで何度も保健所のほうですとかお尋ねはしているのですが、現在のところは公表の予定はないようでございます。

十勝医師会のほうにも、先日、新聞報道もありましたので、そちらにも確認をしてみました。その際には、新聞報道の時点ではあの件数ですよというご回答をいただいたのですが、今、医師会の中でも取りまとめをしているというふうにおっしゃっていたのですが、調査をしているところですよということで、それが取りまとまった段階でその件数というのは教えてもらえるものでしょうかとお尋ねしたのですが、そこについても一般には知らせるという予定は今はないということでした。というのは、一般的に、どこでやっているというのが分かったことで、そこに集中してしまうということもあるのですが、そこよりも今は、あそこで検査をしているよというふうになると、一般の患者さんがいらっしやらなくなってしまうという、そういう風評被害のほうが大きいのだそうです。そういうこともあって、一般には公表しませんよという回答をいただいております。

（17：00 小川議員退場）

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） なかなか残念なことですよ、そういうことは。やっぱりみんな大切な命なので、お互いの命を守り合うというような気風というか、町民の皆さんの思いになっていただくということが大事かなというふうに思います。

次の情報公開はやっぱり必要だという質問とも絡んでくるのですが、新型コロナに感染してひどかったのは日本だけではないのですが、よく取り上げられたニューヨークなども、全部情報を公開して地域ごとのマップまで作って押さえ込んでいくという、もちろんそこには検査も連動させてやるのですが、そういうやり方をしながら対策を取ってきたと。だから、こういう新しいもの、分からないものが出てきたときには、先進事例に学ぶというのが一番なのだと思うのですが、なかなか日本はそういうふうにならないということがありまして、こういうところも、少し変わりそうだなというようなところもあるのですが、地方自治体の権限としてやれる範囲というのは決まっていると思うので、ぜひ協議をしていただいて、そして感染を抑えるということを大前提に臨んでいただきたい。

もう一つ、それによってバッシングが起きてしまうのではないかと心配も実はしているのですが、医療機関に対するものもありますし、あとは感染者が公表されたときにどうなるかという、両方あります。ただ、ちょっと同じような話になってしまいますけれども、これまで十勝管内で感染が確認された人で、報道で明らかにされた 17 名までのことなのですが、この 17 名のうちに、自分の住んでいる市町村を明らかにしたのは 7 名しかいないのですよ。あとの 10 名は分からないのですよ。つまり、町民の皆さんは、その 10 人はひょっとしたら幕別の人なのではないのとか、それがまたいろんなふうになるのですが、ですから、みんなでこのことを守り抜こうという、そういうことがもっと徹底されて、情報も公開されていくということ抜きに、根本解決にならないのではないかと思います。この辺の臨み方といいますか、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは私の権限の及ぶところではないので、なかなか難しいのですが、ただ、私の考えを申し上げますと、やはり最近は国籍も性別も居住地も職業も年代も全て非公表の方がいらっしやるわけで、本当に例えば札幌市内に住んでいるのだとしたら、これを全部公表しても個人が特定されることのないのではないのかなという、そんな思いをしております。やっぱり感染経路は保健所のほうで追うわけですから、それは分かった上で非公表を認めていることになるのだというふうに思いますけれども、これはひょっとすると追い切れない場合もある、知らないでそこに行ってしまった、ひょっとしたら感染しているかもしれないという、そう思っている方もいらっしやるというふうに思いますので、私は個人が特定されない以上は、基本的には公表すべきではないのかなというふうに思

っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 公表によってリスクを背負うということでありますから、そのリスクを少なくするというのも大事になってくるのだと思うのです。リスクを少なくするという事は、この感染症においては、なっても大丈夫だよと、風邪を引いたときにみんな受け入れてくれるように、コロナも大丈夫だよと、ちゃんと医療機関もある、検査もできると、そして軽症だったらホテルにも入れるというようなことが明らかになって、そしてみんなで助け合うというようなことがなかったら、これはもう全然拭えないのだと思うのです。

私、そこで一つ、岩手県がなかなかずっと感染者ゼロで来て、7月の末に出てしまうのですけれども、知事の発信していたメッセージに随分引かれたのです。というのは、もう頻繁にメッセージを県民に発せられる中で、今は出ていないと、だけど感染しない保証はないと、あなたが1番になるかもしれないと、岩手県感染者第1号ということをおそれないでくれと。それは、なったときにはみんなで守るのだというメッセージをずっと出している。知事が直接言っているわけではないですけども、出しながら、ほかよりも多く感染症のPCR検査をしたら、そういう具体的な手だて、こういう体制を取っているから安心だよということを、両面で発信していったのです。その発信、徹底して、大学などで岩手県から離れているそういった人たちにもメッセージを出して、ふるさととは今こうやって頑張っているのだと、心配しないでくれという、そこまで徹底するような県づくり、まちづくりをやっているのに感心したのですけれども。打開は、絶対道はあると思うのです。諦めないで、そういう土壌づくりをしませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私が知事の立場であれば、それはやれるのかなと思います。すばらしい取組だと思います。それに比べて北海道はもっと頑張りたいと思いますけれども、これは私の立場では要請をするしかない。ところが、これはいろんなところ、町村会なんかも含めて要請はしているのですけれども、頑として変わらないのです。そこがちょっとやっぱり、個人のプライバシーを守るのは分かるけれども、プライバシーが保護されるのにも関わらず公表していない、本人の意向を尊重しているといえればそれまでなのですけれども、ちょっと安心感を与えるということが一つあると思うのですよ。それと広域性が、重い場合もありますから、そこはしっかりとしんしゃくしてもらって、一律にその方が同意しないから駄目だということにはならないのではないか、ケース・バイ・ケースでやっぱり考えるべきだろうなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） ウイルスですから、医学面での研究と、日進月歩で進んでいると思います。もう1つは、科学的な見地で、予測だけではなくて本当にひとつ潰していくという、そういう両面が働いて根絶させていくのだと思います。その過程の中の我がまちづくりでありますから、町長もご苦労されていると思うのですけれども、いろんなところから吸収していただいて、やれる取組はどんどんやっていただきたいと思います。

最後なのですけれども、エッセンシャルワーカー、リスクの高い方たちの検査、道が開けそうなので、それは期待したいと思います。そして、インフルエンザの症例なのですけれども、これも相当見分けがつかない中の、直近では一番の心配事です。高齢者を先にすると、次は幼児だとかというふうになるけれども、高3、中3の方たちは自主的にやられるのでしょうけれども、やっぱり今まで以上に町民にアピールして予防接種を受けていただくということを徹底してやらないと駄目だと思うのですが、その期間はちょっと延びたと思うのですけれども、PRなども含めてどう取り組まれますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これから、通常のインフルエンザと新型コロナウイルスが混在してくる。しかも、症状がほとんど見分けがつかないとなると、やはり今、対処法が確立されているインフルエンザをなくすということが一番近道だというふうに思いますので、そこはしっかりと接種をしていただく

ということをPRしてまいりたいというふうに思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17：11 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第3回幕別町議会定例会
(令和2年9月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（1人）
- 日程第3 議案第93号 幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第94号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第5 議案第95号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第6 議案第96号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年9月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

住 民 福 祉 部 長 細澤正典

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文

会 計 管 理 者 合田利信

忠類総合支所長 川瀬吉治

教 育 部 長 山端広和

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

住 民 生 活 課 長 谷口英将

保 健 課 長 金田一宏美

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 |
|--------|---------|--------|

議事の経過

(令和2年9月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番小田議員、3番内山議員、4番藤谷議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（萬谷 司） 15番小川議員から遅参する旨の届出がありましたので、ご報告をいたします。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

高過ぎる国保税、コロナの影響で困難な状況にさせない取組をであります。

「保険税が高過ぎて払い切れない」「社会保険から国保になってこれほど高いとは驚いた」など国民健康保険制度の早期の改善を求める声が届いています。

国民健康保険制度の改善のために、国費を1兆円投入して、他の保険制度にはない均等割・平等割をなくし、せめて協会けんぽ並みに引き下げることが急がれます。国費の投入については、全国知事会・市長会・町村会をはじめ、多くの関連団体でも国に向けて要望がされているところです。

国保制度の運営が都道府県化になって3年目となりました。町民の4人に1人が国保に加入しています。現在の国保税が協会けんぽの保険料の2倍近くになってきたことで負担が重くなり、平成29年度で町の保険税未納件数が全体の10.6%にもなり、住民の生活に影響を与えています。

加えて、コロナの影響で収入が減り、より負担が大きくなっている人も増えています。暮らしとなりわいを維持するためにも、さらなる改善を求め以下の点について伺います。

①コロナの影響で収入が減少した世帯の国保税の相談件数と減免件数は。

また、減額申請は収入が3割以上減少する見込みで判断するとなっていますが、その周知はどのようにされているのか。

②新型コロナ対策として、国民健康保険で傷病手当を支給する財源を国が負担することが決まり、

幕別町でも実施されています。しかし、自営業者やフリーランスの方は対象になっていません。国保に加入されている事業者の多くは自営業者で、本人が休業するとその分収入がなくなり、生活困窮と事業そのものが継続ができない事態に直結します。国に事業主も傷病手当の対象を求めつつ、町が独自に個人事業者を含む事業主を給付対象となるよう支援を行うべきではないか。また欠勤した最初の3日間の損失も補償対象とするなど拡充の考えは。

③均等割の軽減を。

国保制度は、新生児から加入する全ての家族に均等割がかかります。一方、雇用されている方が加入する健保組合や協会けんぽには均等割はありません。均等割は、子育て支援や子どもの貧困対策にも逆行するもので、全国知事会なども国に改善を求めるところです。負担軽減が非常に重要な課題となっています。町として先駆けて子どもにかかる均等割を軽減を行い、応援する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「国保税について、コロナの影響で困難な状況にさせない取組を」についてであります。

日本における医療保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる世界に誇るべき国民皆保険が最大の特徴であり、その制度の根幹をなしているのが国民健康保険制度であります。

しかしながら、これまでの市町村が個別に運営を行う国民健康保険は、小規模市町村はリスク分散が困難で運営が不安定になりやすいといった問題があり、また、国保の被保険者は高齢者が多いため医療費がかさみ、被用者保険等と比べ所得水準が低い加入者が多いといった構造的な課題を抱えておりました。

こうした中、将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う新たな制度として、国民健康保険の都道府県単位化がスタートし、制度の安定化を図っているところであります。

ご質問の1点目、「コロナの影響で収入が減少した世帯の国保税の相談件数と減免件数は、また減免申請に係る周知方法は」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国保税に関する相談件数につきましては、これまでに44件の相談があり、このうち21件、金額にして合計395万3,600円の減免を決定しているところであります。

また、減免制度に関する周知につきましては、6月の納税通知書送付時に同封したチラシや広報紙、町のホームページにおいて、申請手続の際には、事前に電話で問い合わせさせていただくよう周知しているほか、民生委員児童委員協議会において、制度の周知をしているところであります。

ご質問の2点目、「国に事業主も傷病手当の対象とするよう求めつつ、町が独自に個人事業者を含む事業主を給付対象となるよう支援を行う考えは、また欠勤した最初の3日間の損失も補償対象とするなど拡充の考えは」についてであります。

政府の緊急経済対策の一環として、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に傷病手当金を支給する市区町村等に対し、国が特例的に全額財政支援を行うことが示されましたことから、本町といたしましても、感染拡大防止を目的に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を新たに制定したところであります。

今回の傷病手当金の支給につきましては、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のほか、感染症に感染または感染の疑いのある方々が療養のために休みやすい環境を整備することを目的に、国からの財政支援を受けて、臨時的な措置として実施するものであり、国からの財政支援の対象となる支給要件等につきましては、健康保険法に準じた基準となっているものであります。

こうしたことから、町独自による傷病手当金の支給対象や支給要件等の拡充は、国からの財政支援を受けることができず、結果的にその財源が他の被保険者の負担となることなどから、町独自による

支給要件等の拡充は考えておりません。

ご質問の3点目、「均等割の軽減を」についてであります。

国民健康保険税の標準賦課総額については、地方税法に基づき、世帯の被保険者数に乗じて税額を算出する均等割と1世帯当たりの税額を算出する平等割を応益負担とされており、また、世帯の被保険者の所得に応じて税額を算出する所得割を応能負担として、この応益負担と応能負担の原則に基づき、適切に負担を求めることが必要であります。

国においては、平成27年5月の国民健康保険法の改正に対する国会の附帯決議を受け、子供に係る均等割保険税の軽減制度の導入について、今後の検討課題とされており、また全国知事会や全国町村会においても、国に対し、当該制度の創設について要望を行っておりますことから、町といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 国保は、前年の所得、事業主の方なら、自身で提出した確定申告の数字に基づいて各自治体で計算されて納付書が送られてきています。新型コロナの影響が出る前の所得で計算されてきますから、コロナ禍の中で、様々に影響を受けている現状では、到底払うことができない金額で、どうしようかという不安になっている方も多いのではないかと思います。6月に納付書が町から届き、昨年より国保料が高くなった、払い切れるか分からないというお話がありました。そもそも国保は、非常に高額で、若手事業主の1位、2位を争うほどの悩みになっているようです。ただでさえ、高い国保ですが、今年はさらにコロナによる減収で多くの事業主が支払い困難になっています。そんな中、厚生労働省では、全自治体にコロナで収入減少した世帯に対し、減額制度を適用させることを求めて、幕別町でも実施され今日に至っています。町長の1件も倒産させない、その思いをぜひ国保にも反映していただき、制度の拡充を求めて、再質問をいたします。

今回の新型コロナウイルスの影響は、リーマンショックを上回る景気後退と言われています。その影響は、地域経済、町民の暮らし、そして様々な分野に現れてきています。具体的には、収入が確保できない、そのために支払いが困難になっている、国保の支払いができないというような状況です。答弁の中にも、相談件数は44件あったというお話がありました。これからもきっと増えてくるのではないかと思います。その中で、一つお聞きしたいのですが、国保の減免申請を受け付ける中で、これまでの動向についてはつかめているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 申請を受け付けている、対応させていただいている中での今後の動向ということだというふうに認識いたしました。今現在、相談件数44件受けておまして、やはり納付書、6月中旬に発行させていただいて、それ以降、やはり問合せが多くなってきております。最近の相談状況を見ましても、1週間に1回程度、国保税についてということで相談があります。我々も、今、答弁にもありましたけれども、ホームページ、広報等でお知らせをしておりますが、今後とも機会あるごとに、この制度の周知をしてまいりたいというふうに思いますので、今後も寄り添った形で対応していきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） お隣の帯広市では、国保の減免の4月末の時点で、77件の申請があったようです。相談件数についてが994件というふうに、かなり多くあったのです。やはり人口差があるので、一概には言えないのですが、これからも相談や申請が続くものと考えています。

やはりそうした中で、収支について、少しお聞きしたいと思います。

国保の減免申請については、事業主の場合は、見込みで今年1年間を算出し申請するというふうになっています。申請には、大変手間がかかり、事業見込み、売上げの推計、減額だけではなくて、経費の見込みを差し引いて集計し、所得の推計を出すという話をしておりまして、大変なのですよということをお聞きしました。申請時に追跡調査と言われて、見込額より収入が増えた場合、減免から外し

て外れの対象になるというような追跡調査を行う市町村があるというお話がありました。幕別町では、どのように対応しているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 多少、事例の紹介を今お聞きしましたがけれども、国のいわゆる通知、考え方に基づきますと、きちんと客観的な資料に基づいて要件に該当する場合、要するに前年の所得より、細々制度ありますけれども、基準はありますけれども、10分の3以上減額すると見込まれる場合は、減免の対象にしていいますよという考え方があります。その後、自治体として、その方の資力調査、そういったものは行わなくてもいいですよと。結果的に、お仕事が軌道に乗って、所得が増えた場合であっても、その減免を取り消すという行為もしなくてもいいですし、国庫対象の全額の補助の対象になるという考えでありますので、幕別町はそういう考え方ではございません。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 国会でも、そのことが取り上げられまして、加藤厚生労働大臣が財源の支援対象について明言しています。要は、仮に3割以上の減収に結果的にならなかったとしても、財政支援の対象になるということを明言して、きっと事務連絡が各市町村に降りてきているのだろうというふうに認識しています。幕別町では、そのように対応されているということで、少し安心したところでありあす。

もう一つ、周知についてです。国保の相談に来たときに、国保の減免を申請して終わりというのではなくて、関連する、例えばですけれども、介護保険制度の減免や公営住宅の減免、こうしたところもお知らせするというのも大切ではないかと感じています。相談に来る方は、やはり国保が払えないだけで困っているというわけではないと思うのです。要は、収入がなくなって払い切れない、それで相談に来た、たまたま国保の通知が来て金額が高かったの、そこに相談に来たというふうに考えられます。やはりほかの制度の案内についても、お知らせすることが大変必要というふうに思っています。そうした心がけを窓口で持っていただきたいと思うのですが、いわゆる横の連携についてはどのようになっていますか。いわゆる包括的な相談窓口の考え方についてです。いわゆるワンストップ型の窓口についての町の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 国保の減免の相談に関しましては、私も同じような心配をしております。相談の対応の状況について、細かく確認をしております。結果的に、いろいろ連携されて、今、我々の国保の減免の窓口には、お客さんもいろいろな制度を調べていただいて、手続をされて、最終的に国保の窓口に来られているというような状況が多いです。ただ、おっしゃるとおり、様々、国保の関連だけではなくて、生活相談ですとか、公住の関係もそうですけれども、そういった内容は、相談する中で、こういう手続も該当になりますのでどうですかということは、併せてご相談していきたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひ、そうしたところにも心がけを求めたいというところでもあります。

コロナ関係についてなのですが、やはりリーフレットを作って渡すという方法もあるのではないかなと思っています。帯広市では、制度について1枚のリーフにして、相談に来た方に配布をしているというような形を取っていました。町としても、こういった取組は考えられないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） コロナの減免の制度というのは、非常に数字と文字だけを見ると、非常に分かりづらいのです。今、我々もこういうような条件になると対象になりますよと、チェックリストを作成しております。それをホームページに合わせてアップさせていただくとともに、相談に来られたお客様にも、そういったものを配布して周知してまいりたいというふうに、今現在考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 同じように周知の方法なのですが、今、フローチャートのようなものを作ってお示ししたいというお話がありました。特に、持続化給付金を受けている個人事業主の方は、50%減っているという状況になりますので、こういったところでも、給付を受けることができる大きな目安にもなるのかなと思っていますので、やはりいろいろな観点からこういったお知らせをぜひいただければと思います。

国保の減額申請が3月31日までありますが、今、町の支援、国からの支援がありまして、何とか大きな支援の下に頑張っていたいただいているのかなと思います。しかし、これが切れてしまったタイミング、要はプレミアム商品券も9月末というふうになっています。持続化給付金や町の応援事業も一度きりというような状況にもなっています。経済の回復は緩く、散発的に罹患者が出続けるような状況があれば、やはり相談件数はこれからも増えるのではないかと考えておりますので、これからもぜひ寄り添った対応で申請に結びつくことを求めて、次に移りたいと思います。

傷病手当の拡充についてであります。先ほど町長の答弁にありましてとおり、国が決めて財政支援を行い、町でも条例化して運用されているところでもあります。しかし、やはり自営業者、通告書にもお書きしましたが、自営業者やフリーランスの方が対象になっていないのです。これまでも、自営業者の方やフリーランスの方たちは休んだ分の収入が補償されないということで、無理をして仕事に出ざるを得ない、休めば即暮らしが立ちゆかなくなってしまうと、体調が悪くても病院に行けず、市販の薬で我慢してしまう。病院に行ったときには手遅れだったという事態がありました。国保の傷病手当は、やはり長年の切実な要望の一つでもあったわけです。今回、コロナの影響で、傷病手当のほうは国保で支給されることになりましたが、やはり時限的なものでありまして、恒久的なものに切り替えていくということも、やはり今後必要である課題の一つだと感じています。地域の経済を支える地元事業者の方たち、その方たちが新型コロナに感染した場合、感染が疑われて休んでしまった場合、傷病手当が必要ではないかと思うのですが、町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは全国的にまず整うということが必要だろうと思っています。幕別町だけの問題ではなくて、隣の町も、その隣の町も同じような問題は抱えているわけでありまして。幕別が仮に一般財源で対応するとしても、これ限りがあるわけですし、そのことが全体の町民理解が得られるかということにもなるわけでありまして、まずは私は基本的には国において制度を整えること、それが必要であるというふうに思います。

これは、これまでも例えば持続化給付金の対象が徐々に拡大していったとか、額が増えていった当初から見たら倍になったとか、そんな事例もありましたので、やはりそこはしっかりと国会のほうで議論をまずはしていただく、そのことが一番大切であろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私もやはりそのように制度の問題、不備というふうに私も認識しているところはあります。同じ国保の保険料の加入者で同じような基準で国保を納めているにもかかわらず、受けられる人、受けられない人が出るというのは、やはり矛盾が出ているというふうに私も感じているところでもあります。制度的な問題があるからというわけで、終わらせるわけにはいかないのが、やはり今回のコロナの問題でありますし、事業をしている方々の今後の将来にも関わることなので、ぜひ幕別町でも一歩踏み込んでどうかということで、今回提案させていただきました。

参考なのですが、独自に取り組んでいる町村もあります。鳥取県の岩美町では、町長の決断で不公平をなくすために、自営業者への、個別事業主への傷病給付金という形で町独自に補正予算を提案して実現しています。埼玉県朝霞市でも、傷病手当金とは別の制度として国民健康保険に加入している自営業者の方が、新型コロナに感染した場合、1日に20万円で傷病見舞金を支給することを決めています。ほかにも、岐阜県の飛騨市や岩手県の陸前高田市、埼玉県の新座市でも実施されているというふうに、少しずつではありますが、やはり矛盾を感じて町独自で頑張っていこうという

ころが増えてきているというふうに感じています。

やはり今回の傷病手当につきましても、自治体の裁量で拡大することは、市町村長の判断で可能で
すということが出されています。やはりこういったことも踏まえながら、財政支援の在り方、ぜひ町
でも独自に打ち出すことができるのでないかと思っております。

今、先ほど町長から一般財源からというお話がありました。実は、幕別町でもこの条例が出された
ときに、予算化して、つくられてきたわけでありましてけれども、そのときの予算が大体 50 万円ほどだ
ったのです。やはり自営業者の方に限定して、入院して支給するという形をとるわけですから、やは
りいろいろな形をとった中で、給付することが可能ではないかな、50 万円が多いか少ないかは別とし
て、とりあえず応援、自営業者の方を応援する、助けていくという町独自として取り組むことは可能
ではないかなと思っております。幕別町もこれまで十勝管内ではすごく先進的な取組を事業者の方に
行っていて、事業者の方がすごく喜んでます。ここでも、もう一步踏み込むということも、
町長にぜひ考えていただければと思うのですが、認識はどうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それぞれの町の状況が違いますので、よそがやっているから、うちがやるという
ことにはなかなかならないわけで、どこに力点を入れる、重点を置いて施策を展開するというのは、
それぞれの町のありようがあるわけでありまして、今回に関しては、国の制度どおりというか、財
源措置のある範囲の中でやるべきだろうという、そういう判断をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 傷病手当の支給は、やはり感染した人たち、罹患者を助けてあげるとい
うものであると思うのです。新型コロナにかかって一番ショックを受けているのは、多分、当の本人であ
ろうと考えます。そうしたところから、町としてそうした方々に支援をしていく、大切なことであろ
うと私は認識しています。感染がどのように今後なっていくか分かりませんが、やはり切れ目
を残すようなことがないように、ぜひ町長には再考を求めたいところではありますが、今回、町長さん
は考えていないというお話でしたので、この辺にしておきたいと思っておりますけれども。

3 番目の均等割についてお話ししたいと思います。

国民健康保険制度ができて 60 年以上たつことになりました。誰もが安心して医療を受けることが
できる制度、広く日本の社会に浸透し、国民生活の健康に対する安心と安全を確保する中で、社会基盤
として今なってきています。しかし、今、加入者の状況は変わってきて、不安定で低所得である
加入者が増えてきています。国保制度は、国庫負担補助によって制度の安定がこの間も図られてき
ました。

しかし、高齢者の増加や加入している人たちの非正規など所得階層が変化する中で、構造的な問題
が国保の負担に重くのしかかっています。現在、全国的にも、加入者のうち無職者とか、非正規労働
者が約 8 割を占めているそうです。平均所得も、1995 年の 230 万円から 2019 年には 85 万円というふ
うに大変下がってきています。低所得者の方が多いにもかかわらず、保険料は就労者が加入する協会
けんぽよりも高くなっています。また、協会けんぽにはない均等割や平等割、こうした応益負担の算
定が国保を高くしている要因の一つとも考えています。

今回、特に収入が変わらないにもかかわらず、家族の人数が増えれば均等割で増える仕組み、多子
世帯、子育て世帯にとって特に負担となっています。協会けんぽの状況でも、やはり 1.5 倍から 2 倍
という状況が続いています。やはりこうした構造的問題を解決するためには、公費の投入が絶対的に
欠かせません。しかし、公費の投入を待って、この間、大変な状況が続けるというのもあまりにも、
状況を好転させるためにも、町としても一步を踏み出していきたいというふうに感じています。

国民健康保険制度が、生活実態に合わずに無理をしなければ払えない今の制度から、生活実態に沿
って無理なく払える額まで引き下げることが私は重要だと感じています。町のところにも、これまで
「収入がこれしかないのに、どうしてこれだけ保険料を払わなければならないか」というような悲鳴
のような声が届いていませんか。また、このような声に表れるように、生活実態に沿わない、無理を

しなければ払えない、すなわち高過ぎる保険料という認識はありますか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 納税者の負担は大変だろうということは理解をしておりますけれども、ただ、今おっしゃっていたことは、個別の問題ではなくて、私は制度全体の問題であるというふうに思っておりますので、そこは我々が全国町村会として要望しているように、制度を変えていく、制度として持つということは大切であろうというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ここに幕別町へ納付書とともに国保の案内について出されている資料があります。「国民健康保険税について」というものです。この例になりますと、45歳・Aさん・年収300万円、35歳・Bさん・年収なし、子ども2人世帯で保険料が示されています。年額で28万4,500円、収入の約1割にまで迫ってきているのです。やはりこのように大変負担が増えてきています。同様に協会けんぽで計算しますと、年収300万円ですと22等級で大体年額21万円ということになっていました。やはり国保の負担は、すごく増えてきています。町長が今言われたように大変制度の問題はあると思いますが、かといって制度が改善されるまでこのままというのはどうかなというふうに感じています。やはり制度の改善がされるものとして、町としても一歩踏み込むということも必要ではないかと思えます。

均等割の軽減をしている町村がすごく増えています。町長は、この均等割の軽減をしている町村について、どのような認識でありますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全国で25団体ほど均等割の軽減措置を講じているところがあるということは承知をしているわけでありまして、それは、そこそこの置かれた状況によって施策としてそのことを選択しているということに、そういう認識でありますので、我が町においてはこういったことに重点を置くかということは、それぞれまた違うわけでありまして、その対象にこのこと、国保の軽減は今のところ当たらないかなという認識であります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 参考までに、町長は今25と、私が調べたところ、37まで増えていました。やはりどんどん増えてきているのだと思うのです。

参考程度ですけれどもお話ししたいと思うのですが、内容についても軽減から廃止まで、すごく幅広く行われていました。茨城県の取手市、人口10万人ではありますけれども、2018年度から子育て支援として18歳までの均等割を廃止していました。福島県の白河市でも、同じように廃止していました。岩手県の宮古市でも、同じように廃止していました。3市とも大体人口5万人前後で実施して、予算については1,650万円前後で行われています。大阪の四條畷市では、障がい者の方、母子世帯の方、高齢者の減免世帯の方、このように細かく保険料の減免する条例を持って運用しています。

やはりいろいろな取組ができるのだと思うのです。今回、町長は、今の段階では考えていないというお話でありましたけれども、今後やはり増えてきている状況、もしくは国からの助成なるものが発生した場合は、ぜひ考えていただきたい。そのために、やはり一定程度政策というもの、こういったものができるのかなというようなものを持っていかないと、いざ政策提言をして補助金とかなんかになったときに時間がかかってくるものがあるものですから、ぜひ検討の一つとして考えていただければと思っております。

石川県の加賀市では、均等割の廃止を決めた経緯について出されていました。人口減少対策として、保育料を大幅に引き下げてきましたと。子どもの医療費の窓口無償化など、ほかの市に先駆けて子育て支援を拡充してきましたと。平成30年度からは、さらに細かく子育て支援を進めるために「かがっこ応援プロジェクト」を展開し、その中で国民健康保険における子育て世帯に対する経済的負担軽減のために実施を考えているという話でありました。この加賀市でも、昨年、均等割の廃止を決めて実施してきています。予算については1,650万円、人口は5万人前後ですね、ちょっと幕別町と状況が

違いますので、参考までにぜひ考えていただければと思います。こうした、ぜひいろいろな参考事例に沿って取り組んでいただければと思います。

特に1つ町長が懸念されているところがあるのかなと思うのが、やはり均等割を入れることによって国からのいわゆるペナルティーというものが発生するのではないかというお話についてなのですが、厚生労働省は子どもの均等割、免除のための繰入金、その対象にしないというようなことが通知されています。要は、厚生労働省の削減・解消すべき法定外繰入れと削除・解消しなくてもいい法定外繰入れというのを分けて決めているのだそうです。こうした中でも、財源を用いて法定外繰入れを行って、削減の対象やペナルティーの対象外になった取組なものですから、ぜひ活用いただくために、一つ指針にもなるのかなと思っています。門戸は開いているというふうに思いますので、積極的な活用を求めたいところでありますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） よその町の、私から見たら羨ましい施策についてのご紹介をいただいたわけでありましてけれども、これを、よそはすばらしいことをやっているといって、この部分はよその町、この部分はよその町とやっていくと、幾ら財源があっても足りないわけでありまして。先ほどから申し上げているように、どこに施策の重点を置くかということは、それぞれの町によって、置かれている状況によって違うわけでありまして、そういった中で私は精いっぱい子育て支援をやらせていただいていると、そういう認識であります。

それと、国保財政のことを申し上げますと、これ財政状況はそれぞれ違うと思うのです。そういう中で我が町は、全道1本になりました、これを道が言っているところの標準料率に置き換えるとすると、今の現行税率から標準世帯で6万円程度上げなければならないという状況、いつかはそういう状況になっていくということも目の前に懸案事項としてあるわけでありまして。ここをさらに税收を少なくすると、さらにまたほかの方が負担をしなければならんということも生じてくるわけでありまして、ここは本当に慎重にやらなければならない。今は税率が高くて、全道一本化になったら下がるというならまた状況は違いますが、これが標準世帯で6万円以上も上げなければならないという状況が試算されている中では、極めてこの国保に関して言うと難しいことはご理解いただけるかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 以前、幕別町の収入の、要は区分を見たときに、状況的に悪くないと言ったらあれですけども、大都市部から比べるとすごくいいほうなのかなというふうには私も認識しているところはあります。旭川市とか札幌市は、もっと高い水準で推移して、大変厳しい国保財政を運営されているというようなことは重々承知しているところでありますが、やはり幕別町だからこそ、都市部から、地方連携ではないですけども、そういった取組の中でも一つの指針として考えられる取組ではないかなと思っています。先ほども述べましたが、法定外繰入れも子育て世帯を応援するというのであれば厚生労働省も認めているところでもあるのです。ぜひ、こういったところも活用していただき、実現に向けてやっていただければと思います。

子どもの医療費の無償化、幕別町では先進的に取り組んでいただいて、これが全国に広がって、窓口の無償化をしていないところか全国で5市町村だけらしいです。1,800あるうちの5市町村以外は全部何らかの形で子どもの医療費無償化をやっているというお話を聞きました。やはりこうしたところを地方から変えていく、こうしたものも大変重要な取組の一つではないかと思っています。国会に予算をつけてもらって対応するというものもありますけれども、やはり地方から変えていく、全国町村会、全国知事会で要望しているというようなことも同じようなことではあるのですけれども、やはり町としての政策を実現して、さらに発言を強めていただくというのも、また一つかなと思っています。

国民健康保険制度は、やはり今、生活実態に本当に合っていないです。町長のお話の中では、さらに引上げの可能性もというお話がありました。やはり無理しなければ払えない今の制度から、生活実態に沿って無理なく払える額にすることが何よりも必要だと思っています。やはり国庫負担は求める

とともに町のこれからの施策の充実に期待して、町長から一言求めたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、子育て支援策というものを中心に、町民の方に住み続けたい、そして住んでよかったと、そういう実感を持っていただけるような施策展開をしてきたつもりであります。このことは今後も変わらないわけで、必要なところに必要な支援をするということを基本に置きながら、今後も財政の許す限り、まちづくりに努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私も子育て世代として町長に期待するところもありますので、ぜひ、これからの幕別町、たくさんの方たちが住んでいただけるようなまちづくりを期待し、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

これで、質問を終結いたします。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第93号から日程第6、議案第96号までの4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第93号から日程第6、議案第96号までの4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第93号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第93号、幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページ、議案説明資料の31ページをお開きください。

幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例は、介護保険法の改正により、平成30年4月から指定居宅介護支援事業者の指定等が都道府県から市町村へ移譲されたことに伴い、平成30年3月に制定し、同年4月1日から施行しているものであります。

本条例は、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、主にケアプランの作成などを担う「指定居宅介護支援事業所」の指定要件等を定めたものであります。

指定居宅介護支援事業所の管理者は、現行条例の本則において「主任介護支援専門員でなければならない」と定めておりますが、附則において「平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができる」とする経過措置、いわゆる適用猶予措置を設けて施行したところであります。

今般、国は、介護人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とする基準の改正を盛り込んだ省令を公布いたしましたことから、この改正に沿いまして、本条例の関係規定を改めようとするものであります。

議案説明資料の31ページをご覧ください。

第6条は、指定居宅介護支援事業所に置く管理者の要件について定めております。

第2項に、ただし書として「主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる」旨の規定を追加するものであります。

下段の附則第2項は、経過措置を定めております。

これまで平成33年3月31日までとしていた、こちらのほうは「人材確保の困難さのいかににかかわらず」でありますけれども、人材確保の困難さがなくても介護支援専門員を管理者とすることができるという、これまでの経過措置の期間を令和9年3月31日までと、6年間延長するというものであります。

附則第3項は、令和3年3月31日までに主任ではない介護支援専門員が管理者として指定を受けている事業所にあつては、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員が管理者である限り、令和9年3月31日まで第6条本文の要件の適用を猶予するという経過措置を定めるものであります。

議案書の10ページにお戻りください。

附則についてであります。

本条例は、令和3年4月1日から施行するとするものでありますが、第6条第2項本文の改正規定等は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） この条例改正というのは、主任介護支援専門員でなかったら管理者になれなかったものが管理者になって、令和9年まで延長されるということなのですけれども、条例改正の背景なのですけれども、本来は主任介護支援専門員であることが望ましいということなのでしょうけれども、いわゆる今、各介護事業所、どの分野も人手不足ということを知っております。そういった背景を踏まえて改定に至ったということなのでしょう。それが1つです。

それと、もう一つは、そうなってくると、これは時限で来ていますから、今、令和2年から令和9年ということになりますから、この間に人材確保のための手だてを取っていかなければ、この期限ということについても、いささか疑問が持たれるのですけれども、そういった手だてとといいますか、法改正に当たっての何らかの指導といいますか、指針があったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 今回の改正につきましては、議員がおっしゃるように人材不足というところが影響しているものでありますけれども、もともと地域的なところで幾つかこの指定居宅介護支援事業所があるところにつきましては、それぞれのエリアというがあるので、カバーができていくものなのですけれども、そうでない地域においてはなかなか、1か所しかないというようなところがある場合については、このような改正がなければ居宅介護支援事業所自体が行っていけないというところもあるということで今回の改正になっています。

この人材不足のところで、次に手だてとしてというところは、この期間延長というところ以外には、大きくこういうことをなささいというところの省令等については出ておりません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。それぞれの地域の困難な状況が違ってくるので、今回の改正によって、特別小さい市町村になるのだと思うのですけれども、そういったところが介護事業所として継続してやっていくための一つの手法なのだとということと理解したいと思います。

幕別町においては、今回の条例改正によって、1か所ではないと思いますので、このとおりにやっていくべきだと思うのですけれども、条例改正することによって緩和されるということで、施設そのものが、今、主任とそうではない場合の給与の問題ですとか人材の配置の問題ということで、逆に今ま

で整えていたものが緩くなったので、事業所そのものも緩くなっていくというようなことも起き得るのではないかというふうにも思いまして、全体の質を下げることになってはやっぱりうまくない、条件が合ったら必ずこういった今までの条件でやるということが大事だと思うのですけれども、その辺の指導というか、方向性はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 現在の町内の指定居宅介護支援事業所の状況については、現在、6事業所ございます。そのうち5事業所につきましては、主任介護支援専門員の方が管理者ということになっております。1か所がまだ主任介護支援専門員が管理者ではないのですけれども、今年度研修を受け予定になっておりますので、本町におきましては、今年度末には主任介護支援専門員の方以外管理者というのはいなくなる予定でございますので、質が下がるということはないように思っております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第94号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第6、議案第96号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第94号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第95号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第96号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括してご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の33ページをお開きください。

これら3件の議案は、本町が構成員である各組合の構成団体の一部が解散により脱退したことから、各組合の規約の一部を変更する必要があるため、規約の変更についての議決を求めるものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合を構成する地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣の、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

また、この協議は、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を経なければならないとされていることから、提案するものであります。

はじめに、議案第94号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

議案説明資料の33ページをご覧ください。

別表では、本組合を組織する構成団体を規定しておりますが、表の（2）一部事務組合及び広域連合の構成団体中、渡島管内の「山越郡衛生処理組合」が令和2年3月31日、空知管内の「奈井江、浦臼町学校給食組合」が、令和2年9月30日をもって解散し、本組合を脱退しますことから、当該2団体を別表から削るものであります。

議案書の11ページにお戻りください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

次に、議案第95号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてであります。

議案説明資料の 34 ページをご覧ください。

別表第 1 は、本組合を組織する地方公共団体を、別表第 2 は、共同処理する事務ごとに共同処理する地方公共団体を規定しております。

それぞれの別表におきまして、議案第 94 号と同様に、「山越郡衛生処理組合」「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削ることに加え、令和元年 7 月 31 日をもって解散し、本組合を脱退した「札幌広域圏組合」を削るものであります。

議案書の 12 ページにお戻りください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行するとするものであります。

次に、議案第 96 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

議案説明資料の 36 ページをご覧ください。

別表第 1 は、本組合を組織する構成団体を規定しているものであります。議案第 95 号と同様に、「山越郡衛生処理組合」「奈井江、浦臼町学校給食組合」「札幌広域圏組合」を削るものであります。

議案書の 13 ページにお戻りください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 94 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 次に、お諮りいたします。

議案第 95 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 次に、お諮りいたします。

議案第 96 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 10 日から 17 日までの 8 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明 9 月 10 日から 17 日までの 8 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、9 月 18 日、決算審査特別委員会終了後であります。

11：02 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第3回幕別町議会定例会
(令和2年9月18日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
5 小島智恵 6 若山和幸 7 岡本眞利子
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第92号 幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例（産業建設常任委員会報告）
- 日程第3 議案第106号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第107号 令和2年度幕別町一般会計補正予算（第7号）

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年9月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月18日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

教 育 長 菅野勇次

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

経 済 部 長 岡田直之

会 計 管 理 者 合田利信

札 内 支 所 長 原田雅則

政 策 推 進 課 長 白坂博司

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

住 民 生 活 課 長 谷口英将

防災環境課参事(消防担当) 佐藤 繁

保 健 課 長 金田一宏美

商 工 観 光 課 長 西嶋 慎

都 市 計 画 課 長 河村伸二

住 民 課 長 新居友敬

学校給食センター所長 鯨岡 健

副 町 長 伊藤博明

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

住 民 福 祉 部 長 細澤正典

建 設 部 長 笹原敏文

忠類総合支所長 川瀬吉治

教 育 部 長 山端広和

総 務 課 長 佐藤勝博

糠内出張所長 天羽 徹

防 災 環 境 課 長 寺田 治

福 祉 課 長 檜木良美

農 林 課 長 香田裕一

土 木 課 長 小野晴正

経 済 建 設 課 長 高橋宏邦

学 校 教 育 課 長 宮田 哲

図 書 館 長 武田健吾

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 5 小島智恵 6 若山和幸 7 岡本眞利子

議事の経過

(令和2年9月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番小島議員、6番若山議員、7番岡本議員を指名いたします。

「諸般の報告」

○議長（寺林俊幸） ここで諸般の報告をいたします。

9月2日、産業建設常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、会議規則第77条の規定に基づき、審査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしましたこれで諸般の報告を終わります。

「委員長報告」

○議長（寺林俊幸） 日程第2、議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥） 議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年9月18日

幕別町議会議長寺林俊幸様

産業建設常任委員会委員長谷口和弥

産業建設常任委員会報告書

令和2年9月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和2年9月2日（1日間）

2、審査事件

議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の制定内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第2、議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

「委員会付託省略」

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第106号及び日程第4、議案第107号の2議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第106号及び日程第4、議案第107号の2議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

「議案審議」

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第106号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第106号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加で議案提出いたしました議案書と議案説明資料をご覧ください。

本年5月15日に開催されました第1回町議会臨時会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制定したところであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

制定時においては、国の財政支援の適用期間に合わせて、附則第2項で「この条例は、令和2年9月30日限り、その効力を失う」と規定しておりましたが、8月17日付で、厚生労働省から「令和2

年10月1日から同年12月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする」と通知が出されましたことから、本町においても失効日を「令和2年12月31日」に改めようとするものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

附則についてであります。本条例は公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第107号、令和2年度幕別町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第107号 令和2年度幕別町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ12億9,491万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ207億4,918万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」「1追加」であります。

新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給であります。

本定例会に提案し、先ほど議決をいただきました議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例の際にもご説明申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症関連融資に係る4年目から完済までの利子全額を補給するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

令和2年8月31日現在、融資実行済みであります147件の融資総額26億6,001万円について、令和5年度から12年度までの8年を期間として、利子補給額9,812万円を限度額に設定しようとするものであります。このうち、国の臨時交付金の対象であります、令和5年度から7年度までの利子補給額6,250万4,000円を新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金に造成するものであります。

「第3表 地方債補正」「1追加」であります。

光ファイバー整備事業債につきまして、5億4,890万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

今回の補正予算のほぼ全額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、農村地域を含めた町内全域での光ファイバー網の整備をはじめ、全ての小中学校の普通教室等へのエアコン設置や新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金への造成など、新型コロナウイルス感染症に対応するために取り組まなければならない事業を予算化し提案するものであります。これまで2度にわたって交付のありました国の臨時交付金に係る4度目の補正予算であり、このたびの提案

が最終の見込みであります。

はじめに、事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の２ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業であります。

１、子育て支援施設感染防止対策事業、事業費 175 万 3,000 円であります。

事業内容の欄に記載しておりますように、感染防止のための換気対策を適切に行うため、発達支援センターの第２プレイルームに換気機能のついたエアコン１台を設置するものであります。

また、発達支援センターでの集団療育時に待合室のマジックミラーで参観している保護者の３密状態を回避するため、プレイルームにビデオカメラを設置し、十分なソーシャルディスタンスを確保できる別室でテレビモニターによる参観が可能となるよう関連備品を購入するものであります。

２、公共的空間安全・安心確保事業 478 万円であります。

１つ目は、札内支所待合室における来庁者の混雑緩和による感染機会の低減と利便性の確保を図るため、タッチパネル式の受付番号発券機２台と電子表示パネル５台などを設置するものであります。

２つ目は、役場庁舎の３階会議室において、ソーシャルディスタンスの確保と換気対策に対応した会議を行えるよう、会議室用マイク等の増設と天井埋込型スピーカー等の音響機器を設置するものであります。

３つ目は、図書館の感染防止対策として、幕別本館と札内分館、忠類分館の閲覧コーナーの間仕切り板の設置と、忠類分館の閲覧テーブルの入替え、幕別本館の視聴覚コーナーのパーティションを設置するものであります。

３ページになります。

３、公共施設換気対策事業 2 億 5,883 万 8,000 円であります。

感染防止のための換気対策を適切に行うため、町内全ての小中学校で現に使用している 120 の普通教室と職員室及び校長室に、換気機能のついたエアコン、全 162 台を設置するものであります。

４、公共施設衛生環境改善事業 170 万 6,000 円であります。

公共施設の感染防止対策と衛生環境の改善を図るため、葬斎場と老人福祉センターにおいて、洋式トイレの洗浄機能付便座取付工事と手洗いの自動水栓化工事を実施するものであります。

５、新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金造成事業 6,250 万 4,000 円であります。

先ほど、債務負担行為補正でご説明申し上げましたとおり、令和５年度から令和７年度までの利子補給額 6,250 万 4,000 円を積み立て、新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金を造成するものであります。

４ページになります。

６、農商福箱ドライブスルー事業 412 万円であります。

新型コロナウイルス感染症による販売不振やイベント中止などの影響を受け、苦境に立たされている生産者や飲食店、福祉事業所等を支援するため、幕別地区では黒毛和牛、忠類地区ではユリ根にそれぞれ特産品を詰め合わせた福箱や野菜をドライブスルー形式により特別価格で販売するものであります。

特産品の販売ができない町内飲食店等に対しては、観光物産協会会員店舗で 12 月末まで使用できる商品券、500 円から 1,500 円までを販売額に応じて、福箱に同封することにより支援いたします。

特産品の袋詰作業や当日の販売を町内福祉事業所に委託し、宣伝効果を高め、接触機会を減らした新たな販売形式の確立を図るとともに、農商福連携を実現することを目指すものであります。

「積算」欄をご覧ください。

実施主体は、幕別町観光物産協会であります。

日時場所は、記載のとおりであります。下段の「販売額」に記載のとおり、福箱は、4,000 円で販売する商品を 390 箱、3,000 円を 150 箱、2,000 円を 150 箱の合計 690 箱、幕別地区で 390 箱、忠類地区で 300 箱を販売するものであります。

福箱には、金額に応じて、使用店舗を限定した 1,500 円、1,000 円、500 円の商品券を同封し、消費

喚起を促そうとするものであります。

加えて、両地区で、野菜を 1,000 円で各地区 100 箱を販売するものであります。

市価の半額程度の価格設定としておりますことから、1 人 3 箱までの事前申込みにより、混雑緩和を図ろうとするものであります。

5 ページになります。

7、防災拠点施設感染防止対策事業 1,561 万 8,000 円であります。

消防署、支署の感染防止衣、マスク等の感染防止対策用消耗品やオゾン発生器、非接触型体温計などの備品の購入をはじめ、感染防止対策として、幕別消防署のトイレ洋式化改修工事の実施と、換気機能のついたエアコンを幕別消防署の事務室に 1 台、札内支署の事務室と休憩室に各 1 台設置するものであります。

浴室改修工事として、幕別消防署では既存浴槽を撤去し、個別のシャワー室を 2 か所設置し、また、忠類支署では既存トイレを撤去し、個別のシャワー室を 1 か所設置するものであります。

このほかに、幕別消防署に小規模な給湯設備を備えるとともに、仮眠室を個室化し、換気機能付のエアコンを設置し、新たにロッカーを 25 台購入するものであります。

6 ページになります。

8、夏季休業期間短縮事業 611 万 2,000 円であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、夏季休業期間を 11 日間短縮したことから、給食補助調理員、学校事務補助員、特別支援教育支援員及びスクールガードの報酬等を追加するものであります。

9、高度無線環境整備推進事業 8 億 4,957 万 8,000 円であります。

新型コロナウイルス感染症への対応を進める上で、「新しい生活様式」に必要な情報通信基盤の整備が急務でありますことから、小中学校のオンライン授業やスマート農業に欠かせない高速情報通信の未整備地域を解消するため、農村地域を含めた町内全域で光ファイバー網を整備するため、NTT 東日本を事業主体とする民設民営方式で進めようとするものであります。

「積算」欄に記載しておりますとおり、現時点で見込まれます総事業費の 13 億 8,278 万 9,000 円から、民間事業者が負担する維持管理費等の 1 億 7,273 万 1,000 円と国から民間事業者に交付されます補助金 3 億 6,048 万円を控除した 8 億 4,957 万 8,000 円が町の負担額となるものであります。

町の負担金の財源は、左側の「財源内訳」欄に記載のとおり、国からは、臨時交付金の別枠分として、2 億 8,838 万 4,000 円が、北海道からは、地域づくり総合交付金 350 万円が交付され、辺地債、過疎債、合併特例債の地方債を 5 億 4,890 万円充当し残額の 879 万 4,000 円に単独分の臨時交付金を充てるものであります。

供用開始は、令和 4 年 4 月を予定していると伺っております。

10、子育て情報配信・オンライン保健指導事業 122 万 7,000 円であります。

妊産婦が子育ての不安や悩みを抱えながらも、新型コロナウイルス感染症への懸念から、対面式の健康相談の利用や妊婦訪問・新生児訪問をちゅうちょしてしまうことのないよう、ビデオ通話によるオンライン保健指導や子育て情報を必要とする方々に対して、効率的かつ効果的に伝達することが可能な「子育て情報配信アプリ」を導入するものであります。

財源は、国からの補助金とその同額を臨時交付金の別枠分として算定されるものであります。

7 ページになります。

11、国産農畜産物供給力強化対策事業 5,437 万 5,000 円であります。

新型コロナウイルス感染症により顕在化した新たな需要に対応するため、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給等を図るための体制整備として、実施主体である幕別町農業協同組合が導入する豆類の自動計量包装機及びパレタイザー、パレタイザーは梱包された製品を自動積載する装置であります。この整備について補助するものであります。

国からの間接補助 3,625 万円に加え、町が国の補助金の 2 分の 1 相当額を上乗せして補助するものであります。町補助金は、臨時交付金の別枠分として算定されるもので、町の実質負担は発生いた

しません。

12、小中学校感染症対策学習保障支援事業 3,106 万 1,000 円であります。

国から学校規模に応じて定額交付される補助金を活用して、小中学校における児童生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品を購入するものであります。

また、児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施するために必要な物品を購入するものであります。

なお、「積算」欄に記載しておりますように、小規模校は、札内中学校と札内南小学校以外の 12 校であります。各 100 万円が、中規模校は、札内中学校で 150 万円が、大規模校は、札内南小学校で 200 万円の補助金が配分されるものであります。

本事業は、学校長の判断で迅速かつ柔軟に学校における感染症対策や子どもたちの学習保障を支援するための補助金ですが、感染症対策として、全ての小中学校の保健室にエアコンを各 1 台設置することに加え、学習保障支援として、小学校は外国語と算数の、中学校は社会と地図、数学の指導者用デジタル教科書を全校で購入し、その残額をその他の備品等の購入に充てようとするものであります。

財源は、国からの補助金と、その同額が臨時交付金の別枠分として算定されるものであります。

表の下段に記載のとおり、今回の臨時交付金事業費の総額は 12 億 9,167 万 2,000 円であります。

臨時交付金以外の国・道補助金が 5,586 万 3,000 円、地方債が 5 億 4,890 万円、別枠で算定される臨時交付金が 3 億 2,262 万 2,000 円、残額の 3 億 6,428 万 7,000 円に臨時交付金地方単独事業分を充当するものであります。

8 ページになります。

表に記載のとおり、第 1 回臨時会 5 月 15 日補正分から、今回ご提案いたしました 9 月 18 日補正分までの臨時交付金地方単独事業分の合計 8 億 479 万 4,000 円に対しまして、幕別町へ交付される臨時交付金の限度額は、右端に記載のとおり 6 億 4,982 万円でありますことから、現時点において、1 億 5,497 万 4,000 円が、限度額を超過している分ですが、入札での執行残や補助事業の未執行額などを想定し、事業完了後において、臨時交付金の国への返還とならないよう、適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

別冊の議案書の 7 ページにお戻りください。

はじめに、歳出であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 12 億 9,155 万 6,000 円の追加であります。

ただいま予算説明資料で説明いたしました「子育て支援施設感染防止対策事業」から、この後 10 ページまでにわたりますが、「小中学校感染症対策学習保障支援事業」まで、12 の事業を事業ごとに節立てして計上しております。

ここでの説明は省略いたします。

11 ページになります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路・河川管理費 324 万 3,000 円の追加であります。

平成 18 年に購入した除雪専用車両の修繕料を追加するものであります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 11 万 6,000 円の追加であります。

予算説明資料で説明いたしました「子育て情報配信・オンライン保健指導事業」の子育て支援アプリ構築に係る職員の時間外勤務手当を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りください。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 5 億 4,804 万 8,000 円の追加であります。

細節 6 は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

単独事業分の本町の交付限度額 6 億 4,982 万円から、過去 3 回の補正予算において計上済みの 4 億 4,050 万 7,000 円を控除した 2 億 931 万 3,000 円と、別枠分の臨時交付金 3 億 2,262 万 2,000 円の合計 5 億 3,193 万 5,000 円であります。

細節 9 は、小中学校における感染症対策及び学習保障支援に要する経費に対する国庫補助金であります。

細節 11 は、妊産婦等に対しオンラインによる保健指導を実施するための費用に対する国庫補助金であります。

17 款道支出金、2 項道補助金、1 目総務費補助金 3,975 万円の追加であります。

細節 4 は、高度無線環境整備推進事業の財源の一部として、充当率 95%の合併特例債を借入れいたしますことから、残りの 5%に相当する額が北海道から交付されるものであります。

細節 5 は、国産農畜産物供給力強化対策事業道補助金であります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億 5,497 万 4,000 円の追加であります。

先ほど、議案説明資料でご説明申し上げましたとおり、幕別町へ交付される臨時交付金の限度額を超過した相当額を追加するものであります。

21 款 1 項 1 目繰越金 324 万 3,000 円の追加であります。

6 ページになります。

23 款 1 項町債、1 目総務債 5 億 4,890 万円の追加であります。

光ファイバー整備事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 2 点ほど確認させてください。

資料のほうに分かりやすいと思うので、資料の 3 ページ、事業名 3 番の公共施設換気対策事業の小中学校のエアコン設置工事についてです。大変すばらしい事業であると認識しております。

ここで、普通教室 120 室に導入をというふうになっていましたが、空き教室の扱いについてはどのようなことになっていますか。要は、今年は 1 学年でした。でも次の学級になったときに、2 学級になったときに、要は隣の教室はあるけれども、自分の教室はないというようなことも想定されるものですから、その辺の扱いについて確認させていただきたいと思います。

もう一つです。7 ページの 12 番目です。小・中学校感染症対策・学習保障支援事業についてです。先ほど答弁の中で、国からの補助金があり、エアコンとデジタル教科書を導入する、その残金を各学校に配分するというお話がありました。小規模校、中規模校、大規模校で、それぞれどれぐらいの配分になるのかお聞かせ願えますか。残金です。これは全体ですよ。国からこれだけ保障しますと、その分を各学校に配分して残金を小規模校、中規模校、大規模校に配分してくるのだと思うのですけれども、確認です。お願いします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、資料 3 の公共施設換気対策事業の学校施設のエアコンの設置でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明申し上げました普通教室 120 室でございますので、現在使用している教室に設置というふうに考えているところでございます。空き教室につきましては、今後の学級編制等々加味しながら、検討のほう進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと学校配分につきましては、100 万円、150 万円、200 万円の学校配分予算がありまして、そこから保健室のエアコン、デジタル教科書代を差し引きしますと、規模によって違いますけれども、およそ 30 万円から 200 万円ほどが学校に配分される金額と考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 普通教室については、やはり隣の教室につかないというようなことも考えられま

すので、ぜひこの辺は途中でつけるというのは大変難しいかなと思うので、やはりしっかりと計画をもって導入をしていただければと思います。

12 番目の残高についていなのですが、ちょっとその計算すると、30 万円から 200 万円という、大規模校で 200 万円なので、ちょっとその辺についてあれなのですが、ぜひ現場の裁量に沿った形で執行していただけるように求めたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 失礼いたしました。国から来る補助に換算しますと、その半分の 15 万円から 100 万円が学校の配分というところでございます。内容につきましては、学校のほうと協議をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 2 点伺います。

私も、新型コロナウイルス補正予算の関係で、説明資料のほうでお尋ねしたいと思うのですが、1 つは、今予算の中で一番ウエートを占めました、いわゆる光ファイバー事業に関わりましてですが、これはこれから冬季を迎えて、まずいつまで工事を完了させることを目標にされているのかということを確認させていただきたいと思って質問します。

一斉に十勝管内でも各町村がこの事業に取り組むということで、その事業も随分過密になっていくのだと思うのです。町としては、この事業いつまでに完成させることを目標に予算を組まれているのでしょうか。

もう一つ、大変予算的には小さいのですが、6 番の農商福箱ドライブスルー事業ということで、今回は観光物産協会さんが主催となりまして、それで農業、そして商業、福祉ということを支援するための予算ということで提案されました。

ちょっと思うことは、こういう提案で、結果としては町民の方にそういった製品を提供するというのが、最終的には目的になってくるのだと思うのですが、これ提供する場所というのは、幕別と忠類だけということでありまして、条件が整わなかったというふうには聞いているのですが、人口の多い札内というのは入っていなかったのですよね。それと、限られた商品を工夫されて渡されていくのだと思うのですが、全体の個数は決して多くはないと思うのです。全体の、2 万 6,000 人の町民から見たら 690 ということでありますから、最高 3 箱までということであれば、ほとんどこう極端なことをいえば、300 人程度に行き渡るのかなというふうに思いまして、その辺の組立てといいますか、どんな議論をなされてここまでの提案になったのか、伺っておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 私のほうからは、1 点目の光回線の工事の完了の時期なのですが、これからの動きになりますので、実際に契約をしてになりますが、最終的には令和 3 年度末の工事完了を考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私からは、農商福箱ドライブスルーの関係についてご説明いたします。

まず、今回、幕別町本町運動公園、それと忠類コミュニティセンターの駐車場という形になりまして、議員おっしゃるとおり札内が入っておりません。今回、組立てに当たりましては、どうしても今回コロナの影響に安全性、感染拡大予防、そういったのを完全にコントロールできる環境をまず選定しました。そうしますと、ドライブスルーという車が大勢来ることが想定されます。そのときに札内ですと、どうしても車の列の関係、あと人の関係から、今回は幕別で実施するという形になりました。

もう一つの限られた商品、確かに議員おっしゃるとおり、全体の個数、町民全体の数から考えると少ないところでございます。今回は、まずそもそも観光物産協会の理事会が発端ではございますけれども、会員のほうから、これだけイベントがない中で、せめてコロナの感染拡大を踏まえた上での何

かイベントを実施できないか、そこから始まっています。我々等も試行錯誤しながら考えた中で、今回出役、当日出役というのは、観光物産協会の理事、あと特産品や商品券の販売事業者、そして福祉事業所の方、あと町の事務局など幅広い範囲から、20名から25名のスタッフが集まって実施する形になります。そうしますと、当然、感染拡大予防のため、マスク等もつけて実施するのですが、可能な限り短時間で実施したいという考え方です。そのときに、販売する個数から計算しました。販売時間が10時から2時までの4時間とし、はがきの引渡しから支払い、そして荷物の積み込みまでスタッフが行います。利用者は一切車から出ません。そのときには、1時間当たりの販売可能台数を120台と計算したところ、4時間で約480台と考えると、500個が限界かというところでございます。そのため、今回初めてこういった形で実施するのですが、感染拡大の予防を踏まえた上で安全に実施したいところからこの数になりました。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 光ファイバーのほうは分かりました。

今の課長のドライブスルーの関係であります、関係者の皆さんで集まられて慎重に検討されたということでもありますけれども、いわゆるどれだけ渡せるかというところから数字をはじき出して逆算形式にということですね。ということは、最初に会場を限定したということなのだと思うのですけれども、いろいろ工夫することはできたのだと思うのですよね。例えば、札内は産業祭りなど、例年、今までやってきたわけですから、そういったスペースなども考えれば広がったのではないかなというふうに思います。

それと、1日の間にやってしまうということで、こういうことなのでしょうけれども、そこも幅を広げると変わってくるのではないかなというふうに思うのです。これお祭りのように、それぞれ各団体の皆さんが努力されてやるということについては、私は非常に頑張っているし、評価はしていくのですけれども、町が関わるというふうになると、一定程度の公平性というのはやっぱり念頭に置かなくてはいけないのだと思うのですよね。それで、400万円の予算で300人とは限りませんけれども、程度ということであれば、もう一工夫、必要なのではないかなというふうに思うわけです。どうでしょうかね。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今のご関係ですけれども、6月末から理事会の中で話をした後、またその後も、今回につきましては、商工観光課だけではなく、農林課とか福祉課、あと実際にドライブスルーをこれまでやっている事業所の方の話も意見も踏まえながら実施してきました。確かに人口の割合からいえば、札内、多いと思います。ただ、今回はドライブスルーという形ですから、車をお客さんは降らない形です。なので、車であれば本町でも移動できる。確かに距離の問題はございます。ですけれども、本町でもできるということで、あと出役者側からの意見としては、どうしても町の職員だけでは実施できませんし、観光物産協会と取り組む以上、会員の皆さま一人ひとりが参加する意識を持ってもらうことが大事です。そのときに、委員からもちやんと感染拡大予防ができる環境でないと出役はできないと言われていています。その関係で、申し訳ございませんけれども、幕別地区につきましては、本町の運動公園、一番車が多数並んだとしても対応できる場所というところで考えました。

あと、もう一つ町の公平性。おっしゃるとおりだと思います。予算をつぎ込む以上、町の事業として実施する以上、公平性というのは出てきます。そのため、先着順ではなくて、今回抽選方式、恐らく10月の12日頃までを申込期限として、そして申込みした方に対して、超えた場合については抽選方式という形で、今回1人最大3個という形で、なるべく広く、少ないではありませんけれども、広く渡るように考えたところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

若山議員。

○6番（若山和幸） 私、1点だけ確認をさせていただきます。

先ほど中橋議員からもお話ありましたが、光ファイバーの工事の件について確認したいと思います。

この工事内容ですけれども、農村部に光ファイバーをとということですが、このファイバー網は、幹線道路というか、幹線のためのファイバー網ということになるのか、例えばNTTの電話ですと、住宅の一番近い電柱まではNTT負担で、そこからは個人負担というようなこともあるのですけれども、この光ファイバーの場合は、どのような整備網になるのでしょうか、確認したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今回の整備に当たりましては、未整備地域の解消ということが前提としてありますので、ただ実際、工事実施する上では、今の既存のいわゆるNTTの電柱がありまして、要は固定電話を設置されているお宅については、既存の当然電柱を使ってそこに光の線を、ケーブルを要はつなげるという形になります。そして、実際に固定電話がない地域の方については、その地域状況を確認した上で、光のケーブルが要は届けられるような形で新たな電柱の設置、そういったものも検討の中には入っています。はっきり言えるのは、今、固定電話があるお宅については既存の設備がありますので、それを活用してその電柱に光ケーブルを共架していく、整備していくような形になります。

また負担なのですけれども、いわゆる基地局、拠点となる基地局までの工事については町のほうで、あるいは民間事業者の負担、そして基地局から各家庭への光回線引込みですね、引込みに要する工事費等については利用者さんのご負担ということで、実際……。

すみません、分かりにくくて申し訳ございません。あくまで基地局、電柱ですね、電柱から各家庭の引込みが利用者さんのご負担、電柱までは逆に町のほうでの負担になります。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6番（若山和幸） 何か分かったようで、分からないのですけれども、今の現状で言えば、電話と同じような考え方でいいということですか。確認します。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） お見込みのとおりでございます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

内山議員。

○3番（内山美穂子） 2点質問させていただきます。

小中学校へのエアコン162台の設置なのですけれども、大体いつぐらいに、工期ですね、設置する予定なのか、まず伺います。

それともう一点目が、12番の小・中学校感染症対策・学習保障支援事業なのですけれども、荒議員の質問で、残った部分で、学校裁量で使える金額が30万円から、ちょっと200万円は違うと思うのですけれども、その内容について、もし大体どういうものが把握していれば、教えていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校に設置しますエアコンの工期についてでございます。こちらは、今年度中の工期を考えて、今年度中の設置を考えているところでございます。

あと、小中学校の対策の学習保障の支援事業の中身についてでございます。一例を申し上げますと、これからの感染症対策に必要な消毒液ですとか、それとあと学習支援に使うような印刷機のインク代ですとか、備品でいいですと、これまで扇風機を購入しておりますので、そういったものが対象になってくるかというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） お答えいただきました。

1点目のエアコンの設置は、今年度中ということでありました。

今、小中学校の施設の長寿命化計画が進んでいまして、素案を策定中なので、今パブリックコメン

トを今月中に募集しているのですけれども、その中で、例えば中を見たら学校施設劣化度評価結果、電気設備なんかは結構劣化が進んでいるといった、そういった項目があるのですけれども、学校によってそのまますぐつけられるとか、つけられないとか、そういった違いが出てくると思うのですけれども、今年度中に間に合うのかと、あとこうした長寿命化計画との整合性というのですか、どういふふうに落とし込んでいくのかというところを質問したいと思います。

2点目に関しては、お答えいただきました。

前回の補正予算のときに、たしかスクールガードを配備するということなのですが、実際、何日か前に帯広の小学校で感染者が出たという報道を聞いたのですけれども、学校のトイレの感染というのはとっても深刻というか、便とかにもし菌が混じっていたら、浮遊してそれが感染するものとなっていくということで、小中学生は教育的な観点から、結構お昼休みに今まで児童生徒がトイレ掃除をしていたのですね。でも、自粛に入ってから、学校の先生が掃除をすることに、全部の学校に聞いていないのですけれども、今、学校の先生がしているということをお聞きしております。そうしたら、トイレの掃除に関わるような、そういった実態を把握しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、電気工事、長寿命化計画、今現在進めております。そちらのほうで電気のほうの劣化度も試算をしている表が掲載をしておりました。こちらは、既存のもちろん電気の配線ですとか、そういったもの、経過年数に応じまして劣化度のほうを算出しているところでございます。今回設置しますエアコンに伴います電気につきましては、改めて配線をしますので、そちらのほうで電気の工事のほう進めていきたいというところで、今年度中の設置を考えているところでございます。

それと学校トイレにつきましては、もちろん子どもたち、ふだんからマスクの着用をしているところでございまして、なおかつ手洗いも行っているところでありますし、ましてや消毒液も配布しております、そちらのほうで感染対策は常に行っているところでございます。トイレ掃除は誰が行っているかというところで、学校によっては先生方が行っている学校もあります。ましてや中学生になりますと、生徒が行っているという状況もあるというふうに伺っているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 失礼しました。

長寿命化計画は策定はしておりまして、長寿命化計画はあくまでも既存の施設、設備に対する長寿命化をどう図っていくかという計画でございます。今回のエアコンにつきましては、それとは別にエアコンの設置というふうに考えているところでございます。ですから、エアコン設置したからといって、長寿命化の工事を行う際に、手戻りのようなことは行わないというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） そうしたら、エアコンの設置に関しては、長寿命化計画とは別ものというふうな捉えでよろしいのですね。分かりました。

2つ目のトイレの掃除なのですけれども、トイレに関しては、大人でも掃除するのが結構慎重に、感染症の対策ではなかったらそうでもないのですけれども、感染症の対策としてする場合は、ゴム手をはいて多分すると思うのですけれども、普通にマスクして消毒という簡単なものではなくて、ゴム手も1回使ったらしっかり消毒して、次の人が本当に新しいものというか、菌がない状態で使わなければいけないと思います。それで、多分スクールガードとかでそういったフォローはしてくれると思うのですけれども、それでなくても現場の職員が忙しいということで、結構トイレの掃除には時間がかかります。なので、そういったことを教育委員会としても支援があればいいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校における人員配置なのですけれども、現在、道のほうでスクールサ

ポーターの配置も行っているところでございまして、徐々にではありますけれども、学校のほうにそれぞれ人のほう入ってきている状況でございます。まだまだ人数足りませんので、引き続きこちらのほう募集もかけてはいるのですけれども、そういった方々を募集して、学校に入っていて、学校内の感染予防、消毒などのお手伝いいただけるような体制のほう進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

小田議員。

○2番（小田新紀） 2点質問させていただきます。説明資料に基づきまして、2ページ、1番と2番になります。

1つ目、子育て支援施設感染対策防止事業におきます、プレイルームにビデオカメラを設置しということで、遠隔で離れた場所で見られるということでのサービスも、感染予防も含めてサービス向上ということで考えているわけですが、最近こういった部分で、遠隔で見られるというときに、やっぱりウェブを使って、アプリとか、そういったものでも見られるというようなサービスをされている企業、自治体が増えてきているわけですが、こちらについては、通常のビデオカメラでウェブ機能がついていないということなののでしょうか、またそういった考えはあるのでしょうか。

それから2つ目の公共的空間安全・安心確保事業の部分の図書館感染防止対策用備品ということになりますが、今回のこの事業に限らず、パーティションや間仕切り板等々の感染予防ということで、多くの備品でしょうか、購入されております。そういった中で、今後またこの情勢がどのようになっているのかというのは、誰も分かるような状況ではありませんが、願うところは、こういったパーティション等が不要になるというようなことを願うわけでありまして、そういった中で、この用意されたものが不要になってくる可能性もあるということで考えていくべきかなというふうには考えています。そういった中で、幸いなことに不要になったというようなときに、今後の活用についてどのように考えながら、耐久性とか、あるいは形状、デザイン性等も含めた計画を立てられて決められているのかということについて確認させていただきます。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 発達支援センターのビデオとテレビの関係でございますが、ウェブ機能というものではなくて、ビデオを撮りながらテレビの画面に同時に映せるという機能を持つビデオを、今回は購入する予定をしております。同時に、それに使わない場合でも、発達支援センターの研修等に子どもたちの様子をビデオに撮ったものを、またそれを研修等に使えるように使っていくことも考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 図書館で購入する感染予防の備品についてでございますけれども、パーティションを視聴覚コーナー、どうしても席が密になる関係がありますから、パーティションで仕切って感染予防を図るということでございます。

コロナは後々終息していく場合に、そのパーティション等をどう利用していくかということでございますけれども、パーティションとしての機能は当然有しているわけですが、それを掲示物を貼りつけたり、例えばポスターなどを貼ったりということが出来るパーティションを、今、購入しようとしているところでございまして、4セットということでございまして、本館に配置する予定でございますけれども、当然移動もできますので、そういう掲示機能を持ったパーティションを購入して、全館で利用できるようにことを、この終息した後には考えてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 1点目の、いわゆるビデオカメラの件ですが、それはそれで分かるのですけれども、金額的にはそんなに大きな差が出るわけではないので、今後、恐らく若いお母さん方、お

父さん方もスマートフォン等々を使って、例えば車の中で見られるとか、ちょっと用事があるときに離れた場所でも見られるとか、より密を防ぐという意味でもかなり効果的ではないかなというふうに考えます。今すぐそういった整備ができなかったとしても、その段階になったときに、同じ機械がそのまま使えてウェブ等で見られるというような、よりサービス向上という意味も含めて検討する価値はあるのではないかなというふうに考えます。

それから、パーティション等を含めた対策用品ということについて、今後の活用十分見通して、機器、物を選択してということで、効果的に継続的に今後も使えるようなということで、こういったコロナ対策の中で、やはりそういったパーティション等いろいろと置くことによって、利用者が非常に圧迫感を感じたりとか、不便を感じたりという部分で、これは致し方ない部分はもちろん多々あるわけですが、よりその中でサービスが少しよくなった、さらによくなったと、あるいはできるだけそういった不便さを感じないような活用の仕方等も今後も踏まえて検討していただきたいというふうに要望したいと思います。

1 点目について、ご検討のほうはいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 今回の発達支援センターのビデオカメラにつきましては、集団療育でお子さまの様子を、通常であればマジックミラー越しに状態を見るのが通常でございました。それを3密を避けるために、別な場所でもモニターを通してお子さまの様子を見るというための、3密を避けるための今回の機種のご購入ですので、ウェブでの配信とかというのは、またちょっと別なものかなというふうに考えておりますが、今後の必要性とかについても十分検討していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 1 点だけお願いします。

資料の5 ページの、防災拠点の消防にエアコンがつくということなのですが、忠類と糠内のほうはどういうふうになっているのかだけお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩といたします。

11 : 06 休憩

11 : 07 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

消防担当参事。

○防災環境課参事（消防担当）（佐藤 繁） 糠内庁舎につきましては、コロナ対策が必要でないと考えております。職員も1人しかおりませんし、感染の確率は低いと。新築されて高温になるということも、今のところ聞いておりません。

忠類につきましては、事務所とつながっている仮眠室があるのですが、そこにエアコンがついておりますので、事務所の中には必要が今のところないということで、幕別と札内という考えでおります。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 19 日から 9 月 22 日までの 4 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 19 日から 9 月 22 日までの 4 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 23 日午後 2 時からであります。

11 : 09 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第3回幕別町議会定例会
(令和2年9月23日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 酒井はやみ 9 荒 貴賀 10 野原恵子
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書
- 日程第3 発議第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 日程第4 発議第8号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書
- 日程第5 陳情第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国
庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人
以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第5の2 発議第9号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国
庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人
以下学級」の実現に向けた意見書
- 日程第6 認定第1号 令和元年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第7 認定第2号 令和元年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第3号 令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第4号 令和元年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第5号 令和元年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第6号 令和元年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第7号 令和元年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第8号 令和元年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第9号 令和元年度幕別町水道事業会計決算認定について
(日程第6～日程第14 決算審査特別委員会報告)
- 日程第15 議案第103号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第104号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年9月23日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月23日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟 17 東口隆弘
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8 酒井はやみ 9 荒 貴賀 10 野原恵子

議事の経過

(令和2年9月23日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番荒議員、9番酒井議員、10番野原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長から付託いたしました陳情について会議規則第94条第1項の規定による審査結果報告書が、令和元年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長から会議規則第77条の規定による審査結果報告書が、議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第6号から日程第4、発議第8号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第6号から日程第4、発議第8号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

東口隆弘議員。

○17番（東口隆弘） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第6号

令和2年9月23日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員東口隆弘

賛成者 幕別町議会議員田口廣之

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出をする。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和 2 年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 23 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、発議第 7 号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

谷口和弥議員。

○12 番（谷口和弥） 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書につきまして、朗読をもって提案させていただきます。

発議第 7 号

令和2年9月23日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員谷口和弥

賛成者 幕別町議会議員若山和幸

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障がい、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス感染症収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化を図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済みの区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するために、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業についても、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣

○議長（寺林俊幸） 谷口議員、ちょっとお待ちください。

発言の途中ですが、暫時休憩いたします。

14:15 休憩

（避難訓練）

14:50 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥） 報告の途中でしたが、提出先のところから、朗読をもって再度報告を開始させていただきたいと思います。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第8号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

東口隆弘議員。

○17番（東口隆弘） 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第8号

令和2年9月23日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員東口隆弘

賛成者 幕別町議会議員千葉幹雄

賛成者 幕別町議会議員野原恵子

賛成者 幕別町議会議員田口廣之

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

主要農作物種子法が2018年4月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払拭されない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する「種苗法の一部改正案」が提出された。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく関わる案件として捉えており、近年、問題となっている我が国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要である。一方、品種開発者の育

成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者の権利（自家増殖）が弱められ新たな費用負担が生じるなど課題も山積している。また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念される。

こうした中、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できず、今秋開会予定の臨時国会で継続審議となった。

このため、種苗法の改正に当たっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保・安定供給の継続に向けた公的機関における農作物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置付けを強化することが必要不可欠である。

また、試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねない。

については、種苗法改正案の審議に当たって、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう、慎重な取り扱いがされるよう要望する。

記

1、改正案では、全ての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付できる環境を整えること。

2、主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを公的機関が責任を持って進めることができるよう、従来の地方財政措置を改正案に盛り込むこと。

3、外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、陳情第3号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、東口隆弘議員。

○17番（東口隆弘） 陳情第3号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年9月23日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員東口隆弘

賛成者 幕別町議会議員田口廣之

総務文教常任委員会報告書

令和2年9月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和2年9月2日（1日間）

2、審査事件

陳情第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」（2026年度までの改善予定数1万8,910人）として、2020年度分4,235人増の要求を行った。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、教職員定数増3,726人（加配定数3,411人、基礎定数315人）となり、教職員配置の見直し2,000人を除いた改善数は1,726人の定数増にとどまった。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠である。そのためには、中央教育審議会特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減をないがしろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、全ての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化していくことが必要である。

2017年9月に厚生労働省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、独り親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にある。また、2019年3月、文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.23%と7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い21.04%と5人に1人が援助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にある。

このような状況にあるにも関わらず、教育現場では、いまだ地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計など私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率

1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図る必要がある。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

○議長（寺林俊幸） 東口議員、ちょっとお待ちください。

会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。

15：10 休憩

15：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○17 番（東口隆弘） 冒頭の提出者について、訂正をお願いいたします。

提出者は、「総務文教常任委員会委員長東口隆弘」でございますので、よろしく訂正をお願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第3号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

15：11 休憩

（追加議案配布）

15：13 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第5の2、発議第9号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[決算審査特別委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第6、認定第1号、令和元年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第14、認定第9号、令和元年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、内山美穂子議員。

○3番（内山美穂子） 令和元年度幕別町各会計決算認定について、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年9月23日

幕別町議会議長寺林俊幸様

令和元年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長内山美穂子

決算審査特別委員会報告書

令和2年9月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和2年9月2日、16日、17日（3日間）

2、審査事件

認定第1号、令和元年度幕別町一般会計決算認定について

認定第2号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第4号、令和元年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第5号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第6号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第7号、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第8号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第9号、令和元年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を「認定」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、認定第1号、令和元年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和元年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第3号、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和元年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、令和元年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするもの
あります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第5号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするもの
あります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第6号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするもの
であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第7号、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするもの

のであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第8号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、令和元年度幕別町水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第9号、令和元年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第15、議案第103号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び日程第16、議案第104号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第103号及び第104号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページ、16ページをお開きください。

地方自治法は、執行機関として法律に定めるところにより普通地方公共団体に教育委員会を置かなければならないとし、「教育委員会は、別に法律に定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」と定

めております。

これを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項において、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」と定められております。

また、同条第5項では、「地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに親権を行う者などの保護者である者が含まれるようにしなければならない」と規定しております。

両議案は、現教育委員会委員4名のうち、2名が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、2名の委員を任命するため、議会の同意を求めようとするものであります。

はじめに、議案第103号であります。

現教育委員会委員であります、東みどり氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

東氏は、保護者としての要件を備えられている方であります。

任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の39ページに記載しておりますので、ご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、16ページをご覧ください。

議案第104号であります。

瀧本洋次氏の後任として、岩谷史人氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

瀧本委員におかれましては、幕別町と忠類村の合併の日であります平成18年2月6日から14年半余りにわたり、本町教育の振興に多大なご貢献をいただきましたことに、深く謝意を表するものであります。

任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の40ページに記載しておりますので、ご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、1件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は1件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

これより、議案第103号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

なお、以降同様であります。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数18人、賛成18人、反対ゼロ。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第104号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対ゼロ。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 17、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（寺林俊幸） 日程第 18、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

「閉議・閉会宣告」

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和 2 年第 3 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15 : 35 閉会